

三条市総合計画

基本構想

第1章 総合計画のあらまし	P 6
第1節 計画策定の趣旨	P 6
第2節 計画の構成と期間	P 6
第2章 三条市が目指すまちの姿	P 8
第1節 将来都市像	P 8
第2節 まちづくりの方向性	P 8
第3章 目指すまちの姿の実現に向けた政策の大綱	P 9
第1節 基本目標	P 9
第2節 大切にする視点	P11

基本計画

施策の体系・基本計画の各項目の構成	P16
第1章 子どもが健やかに育つ環境づくり	P19
第1節 教育環境の充実	P19
第2節 子育て環境の充実	P24
第3節 子どもの育ちへの支援	P27
第2章 持続可能で個性的な地域産業の振興	P31
第1節 商工業の振興	P31
第2節 農林業の振興	P36
第3節 交流人口の拡大	P40
第3章 健康で心豊かに暮らせる環境づくり	P44
第1節 健康づくりの推進	P44
第2節 安定した医療体制の確保	P48
第3節 地域包括ケアの推進	P51
第4節 生活における喜びや楽しみの創出	P56
第4章 全ての人の尊厳を守るまちづくり	P59
第1節 尊厳に対する感覚の深化	P59
第2節 尊厳を守る体制の強化	P62

第5章 住み良い地域づくり	P65
第1節 生活環境の整備	P65
第2節 社会資本の適切な管理	P72
第3節 安全、安心の確保	P76
第4節 地域の維持、活性化	P80
第5節 自然環境の保全	P84
第6章 災害に強いまちづくり	P87
第1節 災害に強い社会資本等の整備	P87
第2節 災害から命を守る仕組みづくり	P90
第7章 大切にする視点の小項目及び計画策定時の適用状況	P95
第1節 地域における暮らしの場の維持	P95
第2節 転出の抑制、転入の促進及び自然動態の改善	P95
第3節 多様性の尊重	P95
第4節 新たな技術の活用	P96
第5節 情報発信の強化	P96
資料編	P113
三条市総合計画策定協議会設置要綱	P114
三条市総合計画有識者会議設置要綱	P116
用語説明	P117
本文中「※」が付されている語句は、巻末の用語説明で説明します。	

基本構想

- 第1章 総合計画のあらまし・・・・・・・・・・P6
- 第2章 三条市が目指すまちの姿・・・・・・・・・・P8
- 第3章 目指すまちの姿の実現に向けた政策の大綱・・P9

第1章 総合計画のあらまし

第1節 計画策定の趣旨

我が国において急速に進む人口減少は、労働力の低下や国内市場の縮小、地域のつながりを支えてきた担い手の減少など、様々な影響を社会に及ぼしています。

また、本来であれば人類にとって望ましい人生100年時代の到来は、先行きの不透明感とともに、社会の在り方や人々の意識を変え始めています。その変化は必ずしも前向きなものばかりでなく、今日では「自分や家族の健康、病気のこと」、「生活のための収入、貯蓄のこと」、「介護が必要な状態になること」という長い人生に対する不安などを抱える市民は8割を超えるようになりました。

さらに最近では、しばらく前には考えもしなかった新型コロナウイルス感染症の世界的流行やロシアによるウクライナ侵攻が既存の行動様式や社会構造、国際秩序に深刻な打撃を与え、私たちの日々の生活も大きな影響を受けています。

こうした変化の激しい時代に、大勢に埋もれることなく、このまちに住む方々が幸せに暮らし、また、三条市民であることに誇りを持ち続けるためには、変化に柔軟に適応できるしなやかさ、持続可能性を私たちのまちが備えなければなりません。

子育てや教育はもとより、商工業や農林業、観光、福祉といったあらゆる分野に不断に目を配り、今日の社会情勢や市民ニーズなどを的確に捉えた政策、施策を機敏に展開していくことが求められます。

まちは、周囲の動向によって常に変化を続けざるを得ない存在です。しかし、変化の渦中にあっても最善の道を追求め、時代に即した形へと果敢に、そして柔軟に変化させていくことが、いつまでも変わらない魅力を守り育てることにつながります。

この総合計画は、そうしたしなやかで持続可能なまちを実現するために今後の6年間で重点的に取り組む政策、施策の体系を示すものです。

第2節 計画の構成と期間

この総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

1 基本構想

市議会の議決を経て、三条市が目指すまちの姿を定めるとともに、その実現に向けた政策の大綱を示します。

基本構想の期間 令和5年度～令和10年度

2 基本計画

基本構想で示した目指すまちの姿及びその実現のための政策の大綱に基づき、各分野の現状と課題を明らかにしつつ、その解決に向けた具体的な施策の体系を示します。

基本計画の期間 令和5年度～令和10年度

3 実施計画

基本計画で示した各施策について到達すべき目標値（成果指標）とそのための具体的な

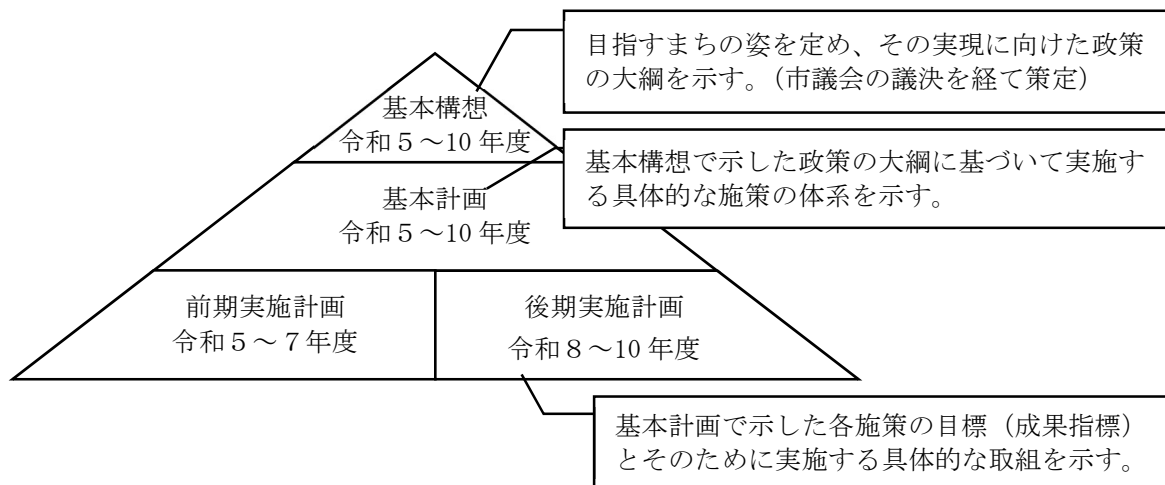
取組を示します。

まず、令和5年度から令和7年度までの3年間を計画期間とする前期実施計画を策定し、各施策の目標値と実施する取組を設定します。

前期実施計画の終了後に、各取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえた上で、令和8年度から令和10年度までの3年間を計画期間とする後期実施計画を策定し、各施策の目標値と実施する取組を設定します。

前期実施計画の期間 令和5年度～令和7年度

後期実施計画の期間 令和8年度～令和10年度



第2章 三条市が目指すまちの姿

第1節 将来都市像

我が国の地方都市は、経済が発展し、利便性が向上していく過程で均質化され、個性豊かな風景や空間を失ってきました。そのように、数ある地方都市の中に埋没し、どこにでもあるところになってしまえば、持続的な発展に向けた道筋を見出すことは困難になります。

しかし、幸いなことに三条市は、まだそうした波に飲み込まれていません。四季折々の趣を見せる豊かな自然に囲まれた田園や川辺の風景、日々の暮らしに息づく先人から受け継いできた歴史と文化、進取果敢な気風が育んだ地域の発展を支えるものづくりの伝統、こうした今も残る三条市の個性や優位性を意識して守っていくことが、かけがえのない存在としての地位、多くの人を引きつける魅力、さらにはまちの持続可能性を高めることにつながります。

この考えの下、次代に伝えていくべき三条市の個性や優位性を端的に示す「豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちたものづくりのまち」を引き続き将来都市像に掲げます。

第2節 まちづくりの方向性

子どもから高齢者までの多くの市民が住みたいと実感できるまちは、市民以外の人も住んでみたいと感じる魅力的なまちです。そうしたまちを形成していくためには、子育てを楽しめる環境や優れた教育環境、生き生きと活躍できる環境や安心して働ける環境など、誰もが豊かに日々の生活を送ることができる基盤を整えていく必要があります。

多くの人が住みたい、住んでみたいと自然に感じる「選びたくなるまち三条」を目指し、社会の動向を的確に捉えながら、それぞれの世代やライフスタイル、地域の特性などに応じた各分野の魅力向上に取り組みます。

第3章 目指すまちの姿の実現に向けた政策の大綱

第1節 基本目標

1 子どもが健やかに育つ環境づくり

(1) 教育環境の充実

これまで築いてきた教育システムを洗練、深化させつつ、各学校の実情を踏まえた多様な他者との交流、切磋琢磨の機会の更なる充実に取り組むとともに、多忙解消等を通じた意欲と能力のある教員の育成、計画的な施設の整備、改修等による良好な学習環境の形成といった学校教育を支える基盤の維持、強化などに取り組みます。

(2) 子育て環境の充実

様々な状況にある子育て世代に寄り添った精神的、物質的な支援の充実に取り組むとともに、安心してより積極的に子育てを楽しめる環境の形成に取り組みます。

(3) 子どもの育ちへの支援

特別な支援が必要な子ども、若者のそれぞれの状況に応じた切れ目のない総合的な支援を行うとともに、そのために必要な体制の充実に取り組みます。

2 持続可能で個性的な地域産業の振興

(1) 商工業の振興

人材不足や労働生産性の低さといった課題を克服し、このまちのアイデンティティである「ものづくり」を将来にわたり守っていくため、製品の高付加価値化に取り組むほか、所得の向上だけにとどまらない職場のウェルビーイング※を実現することが雇用競争力の強化につながるのみならず、経済成長のエンジンにもなるという考えの下、必要な環境づくりに企業や各団体と共に取り組みます。また、今日的な競争優位を確保するため、デジタルトランスフォーメーション※やカーボンニュートラル※、働き方改革といった時代の変化に適応するための取組を進めます。

(2) 農林業の振興

経営の効率化、農産物の付加価値の向上などを通じた所得の増加に取り組み、農業の持続に欠かせない就農者の確保を図ります。

また、その魅力を十分に伝えられていない果物のプロモーション活動の充実などに取り組み、競争力の高い果物産地の形成を図ります。加えて、中山間地域の暮らしを守るため、当該地域で特に発揮される農業や森林の多面的機能の維持に取り組みます。

(3) 交流人口の拡大

当地域の「ものづくりのまち」、「アウトドアの聖地」などの潜在的な特長を最大限に生かした他の地域との差別化に取り組むとともに、県と連携し外国人旅行者の当地域に対する認知度の向上を図ります。

また、国道289号八十里越区間の開通を見据え、関係機関と連携した広域観光の推進に取り組みます。

3 健康で心豊かに暮らせる環境づくり

(1) 健康づくりの推進

健康寿命を伸ばし、生活の質の向上を図るため、科学的知見や情報通信技術などを活用した疾患等の早期発見、重症化予防に取り組むとともに、多様なアプローチによるヘルスリテラシー*の向上に取り組めます。

(2) 安定した医療体制の確保

県央地域における持続可能で安定的な医療体制の構築に向け、医療人材の確保や圏域内の医療機関の機能分担、連携強化などに県と共に取り組めます。

(3) 地域包括ケアの推進

関係機関のネットワークの強化や担い手の確保、育成など、地域生活を営む上で支援を必要とする方の自立を支える体制の充実に取り組むとともに、支え合いや交流活動といった地域共生社会の基盤の整備に取り組めます。

(4) 生活における喜びや楽しみの創出

心の健康を保ち、精神的にも豊かに暮らしていけるよう、スポーツや文化芸術を始めとした生活に潤いを与える喜びや楽しみにつながる活動の充実、環境整備に取り組めます。

4 全ての人の尊厳を守るまちづくり

(1) 尊厳に対する感覚の深化

子どもや高齢者に対するいじめや虐待、ジェンダーギャップ*などの課題に加え、職場でのハラスメントや性的少数者への無理解といった今日的な課題に対する理解の促進に取り組み、人の尊厳に対する感覚の深化を図ります。

(2) 尊厳を守る体制の強化

相談体制や情報収集体制、支援に係る関係機関の情報共有体制の充実に取り組む、問題の早期発見、効果的な解決を図ります。

5 住み良い地域づくり

(1) 生活環境の整備

快適な暮らしに欠かせない道路や公園といった社会インフラや利便性の高い公共交通システムなど、地域のニーズや社会情勢などを踏まえた今日的な生活環境の整備に取り組めます。

(2) 社会資本の適切な管理

少子高齢化や人口減少に伴い、公共施設等に対するニーズ等が変化していることを踏まえた最適化に取り組むとともに、長期的な視点に立った効果的、効率的な維持管理体制の構築に取り組めます。

(3) 安全、安心の確保

子どもが被害者となる犯罪や高齢者の事故などの未然防止に取り組むとともに、雪国の宿命である日常生活の妨げとなる降雪に対処する持続可能な体制の整備に取り組めます。

ます。

(4) 地域の維持、活性化

地域の生活を支え活力を維持する多様な担い手の確保や活躍の場の形成に取り組むとともに、交流活動などを通じた地域住民等の参画、当事者意識の醸成を図ります。

(5) 自然環境の保全

持続的発展が可能な自然と調和した豊かな生活環境を形成するため、身近な自然環境の保全と利活用の推進に取り組みます。

6 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強い社会資本等の整備

主に水害と地震を念頭に、災害による被害の発生を未然に防ぐ、また、被害を軽減するためのハード整備を関係機関と連携して推進します。

(2) 災害から命を守る仕組みづくり

ハード整備だけでは、命を守り切れない災害が発生することを前提に、自助、共助、公助の実効性を担保するための取組を進めます。

第2節 大切にする視点

三条市の個性や優位性を守りつつ、選びたくなるまち三条の実現に向けた幅広い領域の政策、施策を総合的、効果的に推進していくため、特に大切にする視点を以下の5つに整理します。

現代社会における諸般の情勢などを考慮したこれらの視点に基づき、各分野の取組を整合、連携させ政策、施策の統一性を確保します。

1 地域における暮らしの場の維持

長い年月をかけて培われてきた地域固有の歴史や文化、生活環境などは、そこに暮らす人々の誇りや愛着を育むものであり、また、それぞれの地域をかけがえのない存在としている重要な要素です。

過去数十年間の積み重ねの結果である人口減少の流れを直ちに止めることは不可能ですが、そうした中にあっても暮らしの場を守り、地域を維持できてこそ、先人から脈々と受け継がれてきた総体としてのまちの魅力を保全することができます。

まちの魅力を次の世代に伝えていくため、各地域の暮らしの場を守り、その個性を生かしたまちづくりを進めます。

2 転出の抑制、転入の促進及び自然動態の改善

当市の人口動態の課題は、若年層の進学等に伴う流出と就職等に伴う復元力の弱さです。この課題の解決には、収入を得る「働く場」、安らぎと活力を得る「生活の場」のそれぞれの魅力を高めていくほかありません。

三条市は、新潟市と長岡市に挟まれた地域でありながら、県内経済圏の一極を担い、高

い雇用吸収力を有しています。この「働く場」としての魅力は、時代の変化に的確に対応しながら今後も維持していくことが求められます。

一方で、住宅の購入や結婚などを契機に、三条市から他市町村に移り住む人も少なくありません。未来に明るい希望が持てるように「働く場」としての魅力を維持向上させつつ、「生活の場」としての魅力を地道に高めていくことが必要です。

そしてこれらの取組は、若年世代に暮らしの安心感をもたらし、中長期的に自然動態の改善にも寄与すると考えられます。

三条市の人口動態の課題の解決に向け、引き続き当地域の特徴を踏まえた転出の抑制及び転入の促進、自然動態の改善に取り組みます。

3 多様性の尊重

国連の調査によると我が国は、健康寿命や1人当たりのGDPといった客観的な幸福度は比較的高いものの、主観的な幸福度は低いとされています。

客観的な幸福度は高いにもかかわらず、豊かさを実感できない状況は、社会に漂う閉塞感と無関係ではありません。

主観的な幸福度の向上には、生き方や働き方の選択肢を増やし、自己決定できるようにするなど、人生における選択の自由度を高め、個が生かされる環境を整えていくことが重要です。

そのために、これまでの社会が必ずしも重視してこなかった多様性の尊重、寛容、他者への配慮といった価値観を大切にしていくことが必要です。

また、経済成長だけでなく、環境の保全やゆとりの確保といった生活の質を大切にする価値観を尊重していくことも豊かさを実感できる社会の形成には欠かせません。

違いを許容しない閉鎖的、抑圧的な社会に陥ることなく、互いに認め合い、支え合いながら、誰もが安心して暮らしていくことのできる豊かな社会の形成に取り組みます。

4 新たな技術の活用

技術の進歩は、これまでの歴史において、人々の生活や働き方、産業構造などに大きな影響を及ぼしてきました。

近年においても急速に発達するデジタル技術を始め、様々な技術が目覚ましく進歩しており、国においては、誰もがデジタル化の恩恵を享受するための基盤としてマイナンバーカードの普及を強力に進めています。

それらの様々な技術は、生産性の向上や働き方改革、社会インフラの維持管理、自然災害への対応といった、今日的な課題の解決に大きく寄与することが期待されます。また、単に課題を解決するだけにとどまらず、私たちの日々の生活を更に便利で快適なものとしてくれる可能性も秘めています。

既存の制度や仕組みを前提とすることなく、積極的かつ柔軟に新たな技術やツールを活用していくことで社会の課題の解決や利便性の向上を目指します。

5 情報発信の強化

このまちには、世界に誇るものづくりの伝統や技術、豊かな自然に育まれた質の高い農作物など、その魅力を的確に発信することで他の地域と大きく差別化できる資源が数多く存在します。

それらを戦略的に全国に発信し、高く評価してもらうことは、市民のまちに対する誇りや愛着を育みます。そしてそれは、まちづくりへの自律的、主体的な参画を促すことにつながるとともに、間接的に前述の転出の抑制、転入の促進にも良い影響を与えます。

加えて、対外的な知名度の向上といった「まちのイメージアップ」の取組に対する市民の満足度は、徐々に向上しているものの、高い水準にはなく、大きな伸び代も期待できます。

また、いかに優れた施策を展開したとしても、それを求める市民に認知されなければ、それぞれの施策は真価を発揮できません。「良いものや良いことは、いつか自然に知ってもらえるはず」という誤った思い込みを捨て、貪欲に各種の取組を発信していくことが必要です。

市民のまちに対する誇りや愛着の醸成、三条市のファンの獲得、施策の効果の最大化を図るため、多様な手段による市内外への情報発信の強化に取り組みます。

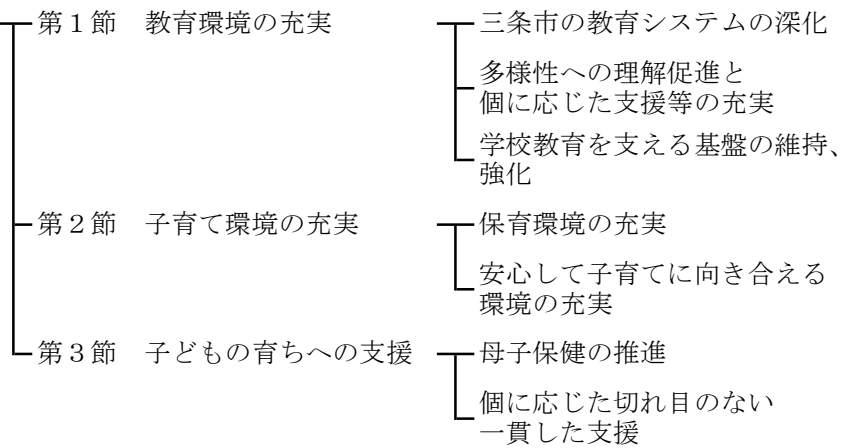
基本計画

第1章	子どもが健やかに育つ環境づくり	P19
第2章	持続可能で個性的な地域産業の振興	P31
第3章	健康で心豊かに暮らせる環境づくり	P44
第4章	全ての人の尊厳を守るまちづくり	P59
第5章	住み良い地域づくり	P65
第6章	災害に強いまちづくり	P87
第7章	大切にする視点の小項目及び計画策定時の 適用状況	P95

施策の体系

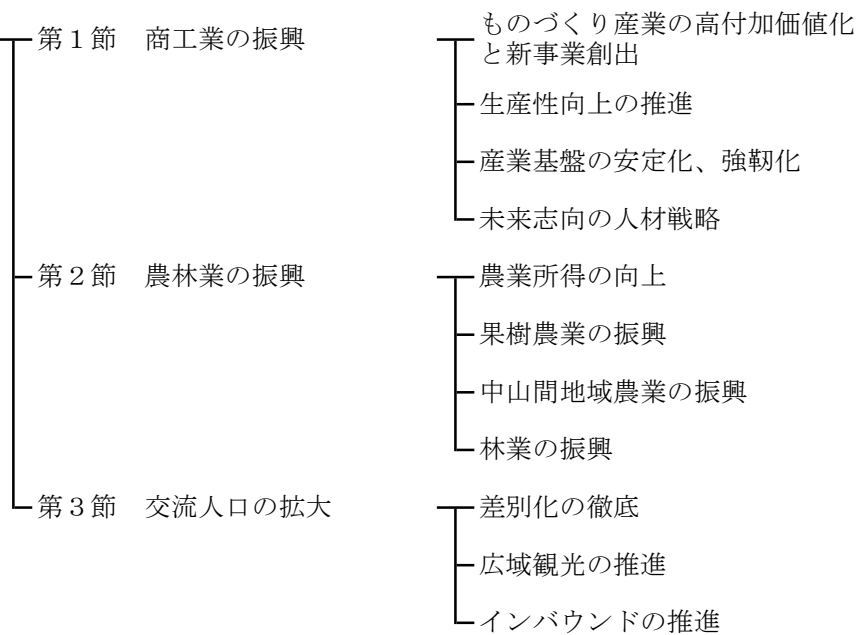
第1章

子どもが健やかに育つ環境づくり



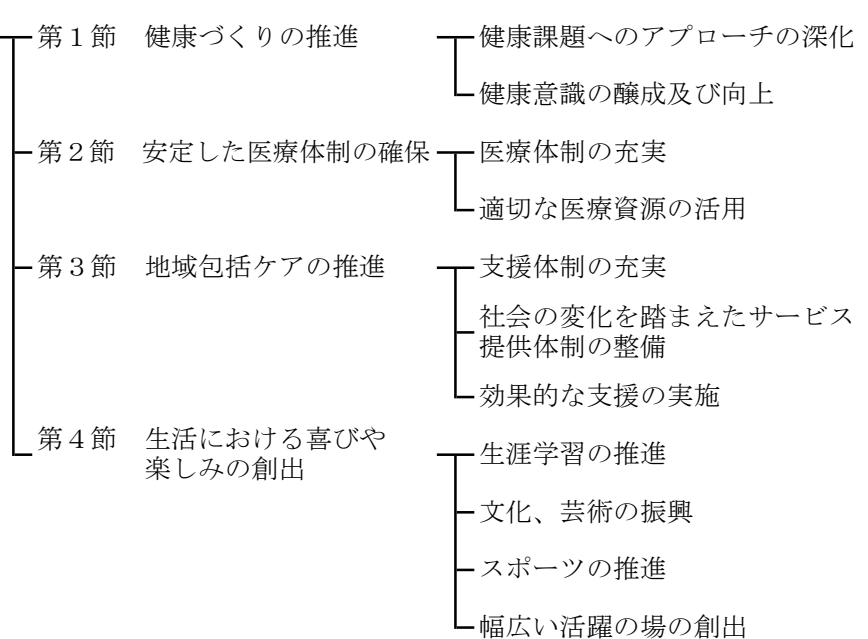
第2章

持続可能で個性的な地域産業の振興



第3章

健康で心豊かに暮らせる環境づくり



第4章

全ての人の尊厳を守るまちづくり

- 第1節 尊厳に対する感覚の深化
 - 既存の権利課題に対する感度の向上
 - 新たな権利課題に対する認知度の向上
- 第2節 尊厳を守る体制の強化
 - 早期発見のための取組の推進
 - 社会の変化に即した支援の充実

第5章

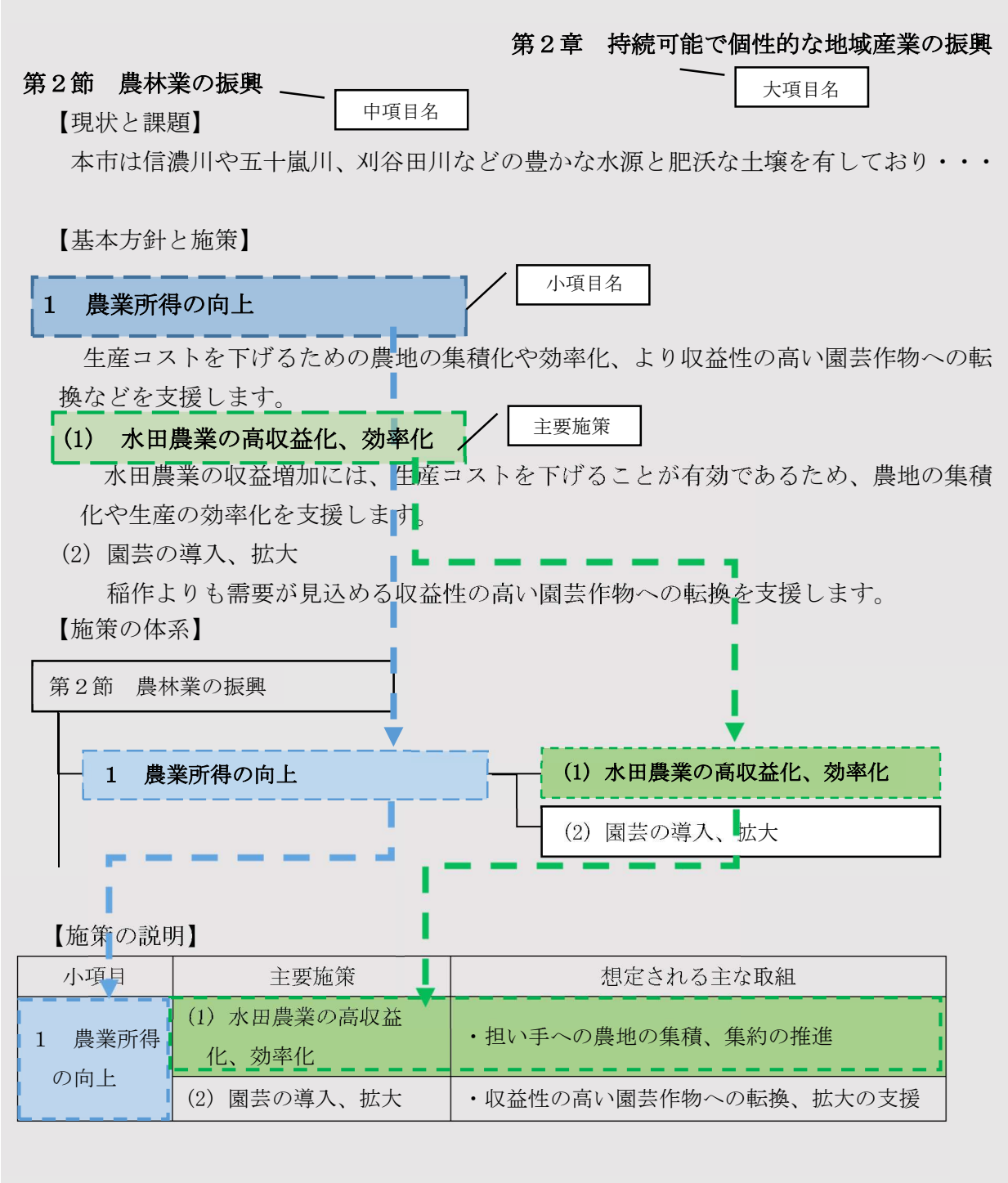
住み良い地域づくり

- 第1節 生活環境の整備
 - 道路ネットワークの強化
 - 公共交通の持続可能性の確保
 - 空き家対策の推進
 - 公園、緑地等の整備
 - 上下水道の整備
 - 居住環境の充実
- 第2節 社会資本の適切な管理
 - 公共施設の最適化
 - 長寿命化の推進
 - 維持管理体制の整備
- 第3節 安全、安心の確保
 - 防犯対策の推進
 - 交通安全対策の推進
 - 除雪体制の維持
- 第4節 地域の維持、活性化
 - 地域活動の維持、活性化
 - 移住、定住の促進
 - 地域の担い手の確保
- 第5節 自然環境の保全
 - 脱炭素社会の推進
 - 森林環境の保全
 - 環境行政の推進

第6章

災害に強いまちづくり

- 第1節 災害に強い社会資本等の整備
 - 水害対策の充実
 - 地震対策の充実
- 第2節 災害から命を守る仕組みづくり
 - 自らの安全を守る知識の向上、実践
 - 地域防災力の維持、向上
 - 実効性のある減災体制の構築



第1章 子どもが健やかに育つ環境づくり

第1節 教育環境の充実

【現状と課題】

私たちの社会の未来を担う子どもが、変化が激しく将来の予測が困難なこれからの時代を
しなやかにたくましく生き抜いていけるよう、必要な力を育んでいくことは大人に課された
使命であり、教育の重要な役割です。

これまで三条市では、子どもの成長を見通した継続性、発展性のある教育の展開とともに、
少子化を念頭に置いた、同世代の子どもと切磋琢磨し、教員や地域の大人を始めとする多様
な他者と関わり合う環境の再形成などを通じ、実社会を生き抜く力の育成に取り組んできま
した。

しかし、この間も子どもの数は減少し、これからも当面減少が続きます。更なる少子化に
伴う様々な活動の制約を乗り越え、切磋琢磨の機会や多様な交流の機会を守っていくために
は、これまでの取組を洗練、深化させることに加え、各学校の実情に応じ、望ましい規模で
活動できる機会を創出するなど、時代の変化に即した教育環境の形成に引き続き取り組んで
いく必要があります。

他方、個別の教育的ニーズのある児童生徒の増加が今後も続くと思込まれます。それぞ
れのニーズにこれまで以上に的確、柔軟に対応することで、子どもの能力や可能性を最大限に
伸ばし、将来の自立と社会参加につなげていくことが求められます。そしてそのためには、
多様な学びの場を連携させることで障がいの有無にかかわらず可能な限り共に学べる環境
を形成していくことが必要です。

また、これまで幼児期を含む12年間を一体的に捉えた教育環境の形成などを通じ、いわ
ゆる小1プロブレム*や中1ギャップ*の解消を進めてきました。現在いじめの認知率や不登
校の発生率は、全国と比べおおむね低い水準で推移していますが、全ての子どもの学びを保
障するため、個々の状況を踏まえた対応に引き続き取り組んでいく必要があります。

さらに、こうした教育環境の充実には、教員の指導力の向上や子どもと向き合う時間を十
分に確保できる環境の形成など、教育を支える基盤の維持、強化が欠かせません。しかし、
教員の長時間勤務は依然として解消されておらず負担の軽減が求められるほか、老朽化が進
む学校施設等については計画的な改修に加え、これからの教育に求められる機能の充実にも
取り組む必要があります。

【基本方針と施策】

1 三条市の教育システムの深化

各学校の実情に応じた望ましい規模で活動できる機会の創出や遠隔教育の推進などに
よって切磋琢磨の機会や多様な他者との交流機会の更なる充実を図るとともに、ICTの活
用を始めとするこれからの時代に求められる教育の在り方を展望した教育カリキュラム
の発展、最適化を進めることで、当市の教育システムの更なる深化に取り組みます。

(1) 教育カリキュラム等の発展、最適化

三条市授業スタンダード*の浸透や小中一貫教育カリキュラムの自校化、自学園化*、

ICTの活用などに取り組み、教育活動の質を一層向上させるとともに、今後の児童生徒の減少を見据えた適切な規模の集団による活動機会の確保等、多様な他者との交流機会を充実させることで、確かな学力を含むこれからの社会を生き抜く力の育成を図ります。

(2) 地域に根差した教育の展開

地域の人との交流や先人の営みに関する学びなどを通じ、地域の魅力や個性を大切に
する心を育むことで、より良い地域を形成しようとする主体的な意識の醸成を図ると
ともに、子どもの教育環境の充実に向けた地域と学校との連携、協働を通じ、地域の教育
力の再生を図ります。

(3) 選択肢の増加等に向けた部活動の見直し

地域や関係者と連携し、部活動の段階的な地域移行に取り組むことで、少子化に伴う
今以上の選択肢の減少を避けるとともに、競技経験のない教員も指導をせざるを得ない
という状況を改善し、質の高い指導を受けられる環境の形成を図ります。

2 多様性への理解促進と個に応じた支援等の充実

発達障がいなどにより特別な支援を受けている子どもが増加している現状を踏まえ、
個々に寄り添った支援を行うほか、安心できる学校生活や子どもの学びの機会を確保する
ため、いじめや不登校対策の充実に取り組みます。

(1) インクルーシブ教育システム※の構築

通常学級や通級指導教室、特別支援学級などを有機的に連携させた連続性のある多様
な学びの場を形成することを通じ、全ての子どもが互いに認め合い、支え合いながら学
校生活を送ることができる環境の形成に取り組みます。

(2) いじめ、不登校対策の充実

いじめや不登校について子どもが自ら考える機会や教職員研修の充実、学校と教育委
員会の連携の強化、ICTの活用などに取り組み、安心して学校生活を送ることができる
環境の形成と個々の状況に応じた子どもの学びの機会の確保を図ります。

3 学校教育を支える基盤の維持、強化

学校教育を支える重要な存在である教員が自らの指導力を高め、その力を発揮できる環
境を整えるため、慢性的な長時間勤務の解消などに取り組むほか、子どもが快適に安心し
て学校生活を送ることができるよう、良好な学校施設等の維持を図るとともに、これから
の教育を展望した施設機能の強化に取り組みます。

(1) 学校教育の中核を担う教員の多忙解消

業務の見直しや教員の支援体制の強化等によって慢性的な長時間労働の解消など、教
員の過度な負担の解消に取り組む、教員がその指導力を高め、本来の役割である学習指
導や生徒指導に注力できるだけの時間の確保を図ります。

(2) 良好な学校施設、設備の維持

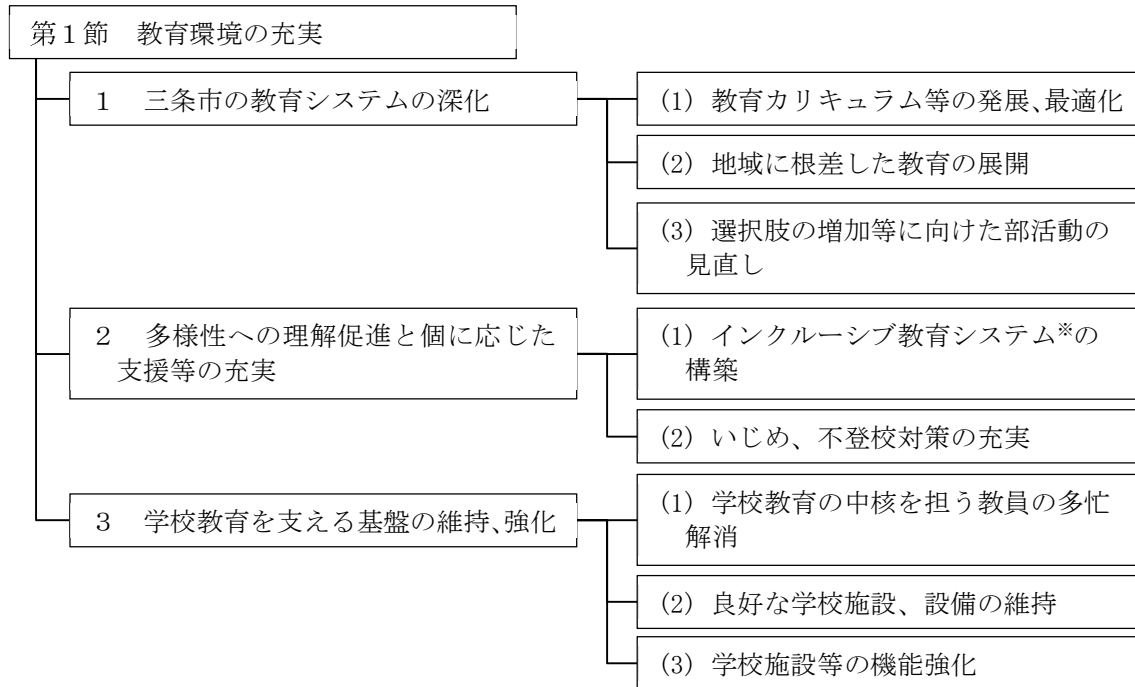
老朽化に伴う学校施設の改修や設備の入替えについて、優先度の高い箇所から計画的
に実施していくとともに、必要な備品等の充実に取り組むことで、良好な学習環境の維

持を図ります。

(3) 学校施設等の機能強化

子どもを取り巻く様々な環境の変化を見通したこれからの教育に欠かせない ICT 環境の充実など、学校施設等の機能強化に取り組みます。

【施策の体系】



【施策の説明】

小項目	主要施策	想定される主な取組
1 三条市の教育システムの深化	(1) 教育カリキュラム等の発展、最適化	・ 三条市授業スタンダード※の活用、応用 ・ 小中一貫教育カリキュラムの自校化、自学園化※ ・ ICT 教育の推進 ・ 教員研修会の充実 ・ 異学年交流、小小交流の推進 ・ 適正な規模の学習集団の在り方の検討 ・ 科学教育センターの活用 ・ 三条市立大学との連携
	(2) 地域に根差した教育の展開	・ 地域や保護者が主体のコミュニティ・スクール※の体制づくり ・ 地域素材を生かした事業の実施
	(3) 選択肢の増加等に向けた部活動の見直し	・ 地域移行に向けた地域や関係者との調整 ・ 地域移行後の受け皿の確保

2 多様性への理解促進と個に応じた支援等の充実	(1) インクルーシブ教育システム※の構築	・個別の教育支援計画や指導計画の充実 ・通級指導教室や特別支援学級の適切な配置と運用 ・教職員研修の充実 ・特別支援サポーターの充実
	(2) いじめ、不登校対策の充実	・「楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U）」の充実 ・専門的な知見を持った人材の確保 ・ICTを活用した学びの場の確保 ・教職員研修の充実 ・児童生徒、保護者向け講演会の実施
3 学校教育を支える基盤の維持、強化	(1) 学校教育の中核を担う教員の多忙解消	・校務支援システム、ICT機器の活用 ・超過勤務時間に応じた指導、助言の実施 ・多様なスタッフ、地域人材の活用
	(2) 良好な学校施設、設備の維持	・計画的な施設修繕と設備の改修
	(3) 学校施設等の機能強化	・多様な学習形態に対応できる環境の充実 ・情報機器のトラブルに即応できる体制の構築

(表1) 中学校校区别新小学1年生の推計

(人)

	R4年度 (実績)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
第一中学校区	134	132	117	111	108	101	106
第二中学校区	97	90	71	75	74	66	67
第三中学校区	90	85	92	85	78	79	66
第四中学校区	60	56	64	46	53	52	41
本成寺中学校区	91	68	78	80	71	67	65
大島中学校区	25	32	29	34	31	33	45
栄中学校区	58	61	63	69	62	57	58
下田中学校区	54	42	47	40	27	33	31
大崎学園校区	86	84	88	75	62	58	61
合計	695	650	649	615	566	546	540

資料：学校教育課作成

(表2) いじめ認知件数及び不登校児童生徒数の推移

				H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
小 学 校	い じ め	認知件数 (件)	全国	317, 121	425, 844	484, 545	420, 897	500, 562
			三条市	48	51	105	85	79
		1,000 人当たりの 認知件数 (件)	全国	49. 1	66. 0	75. 8	66. 5	79. 9
			三条市	10. 0	10. 8	22. 4	18. 4	17. 7
	不 登 校	児童生徒数 (人)	全国	35, 032	44, 841	53, 350	63, 350	81, 498
			三条市	27	35	28	39	55
		1,000 人当たりの 児童生徒数 (人)	全国	5. 4	7. 0	8. 3	10. 0	13. 0
			三条市	5. 6	7. 4	6. 0	8. 5	12. 3
中 学 校	い じ め	認知件数 (件)	全国	80, 424	97, 704	106, 524	80, 877	97, 937
			三条市	41	42	142	78	44
		1,000 人当たりの 認知件数 (件)	全国	24. 0	29. 8	32. 8	24. 9	30. 0
			三条市	16. 4	17. 1	58. 8	33. 6	19. 0
	不 登 校	児童生徒数 (人)	全国	108, 999	119, 687	127, 922	132, 777	163, 442
			三条市	78	82	81	90	100
		1,000 人当たりの 児童生徒数 (人)	全国	32. 5	36. 5	39. 4	40. 9	50. 0
			三条市	31. 2	33. 4	33. 5	38. 7	43. 2

資料：令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）を
基に学校教育課作成

第2節 子育て環境の充実

【現状と課題】

これまで三条市では、安心して子育てを楽しめる環境の形成に取り組んできましたが、依然として子育て世代の転出超過は続いており、子育てしやすいまちを十分に実現できているとは必ずしも言えません。

3歳未満児保育の充実や医療的ケア児^{*}の受入れなどといった従来の取組に加え、保護者の働き方の多様化などに伴い生じる様々な保育ニーズに更に柔軟にきめ細かく対応することが求められます。

また、質の高い保育環境を形成するためには、意欲と能力に優れた保育士の存在が欠かせません。しかし、現状では十分な人数も確保できておらず、働きやすい魅力的な職場づくりなどを進めることによって抜本的な保育士不足の解消に取り組むことが必要です。

他方、安全な放課後の子どもの居場所は、保護者の不安解消に資するだけではなく、子ども同士の交流などを生み出し、その健全な育成に良い影響を与えます。現在、児童クラブが多くの子どもを受け入れています。そこでの固定化された限定的な交流にとどまらず、より多様な交流を生み出すため、新たな子どもの居場所づくりにも積極的に取り組むことが求められます。

さらに、若い世代は相対的に雇用が不安定であり、世代内でも所得などに格差が存在しています。これまで妊産婦医療費や子ども医療費の助成の拡充、保育所等の副食費や保育料の免除対象の拡大など、子育てに係る経済的な支援の拡充に取り組んできましたが、それぞれの状況に寄り添ったきめ細かな支援を更に充実させていくことも必要です。

【基本方針と施策】

1 保育環境の充実

子育て世代が安心して子どもを預けられるよう、未就学児の多様な保育ニーズへの対応や保育士の確保に加え、小学生の充実した放課後の過ごし方についても検討を進め、現状に即した学童保育を含む保育環境の充実を図ります。

(1) 多様な保育ニーズへの対応

3歳未満児や病児・病後児の保育といったこれまでの取組を着実に継続、強化するとともに、休日預かりの充実に取り組むなど、様々な働き方で子どもを育てる保護者のニーズに即した更にきめ細かな保育を実施します。

(2) 保育士の確保、充実

保育現場における負担の軽減を始めとする労働環境の改善や潜在保育士^{*}の復帰促進などに一層注力し、保育士不足の解消、意欲と能力に優れた保育士の確保に取り組むことで、保育の質の向上を図ります。

(3) 放課後等の過ごし方の充実

地域の人と協働した安全な子どもの居場所づくりなど、従来の児童クラブでの活動に捉われない、より多様な交流や体験、活動の機会を生み出す放課後等の過ごし方について検討を進め、児童クラブの安定的な運営や担い手の確保を含め、子どもの健全な育成

に更に資する環境の形成を図ります。

2 安心して子育てに向き合える環境の充実

多様な保育ニーズへの対応などの保育環境の充実に加え、子育てに係る経済的な負担の軽減などによって保護者の子育てに対する不安の解消を図るとともに、子ども同士、親同士、親子が交流できる場所や機会を充実させ、より積極的に子育てを楽しめる環境を形成するなど、保護者自身が子育てを幸せに感じ、子どもに向き合うことを支える環境の充実に取り組みます。

(1) 子どもの遊び場の充実

これまで整備してきた乳幼児の遊び場の充実を図るとともに、小学生が遊べる場を確保するため、新たな屋内の遊び場の設置や公園の在り方を検討します。

(2) 子育て世代にとって魅力的な情報発信や利用しやすい相談体制の充実

保護者が、子育てに係る知識や支援に関する情報を確実に入手できるよう、ソーシャルメディアなどを活用した分かりやすく有益な情報の発信や相談体制の充実に取り組みます。

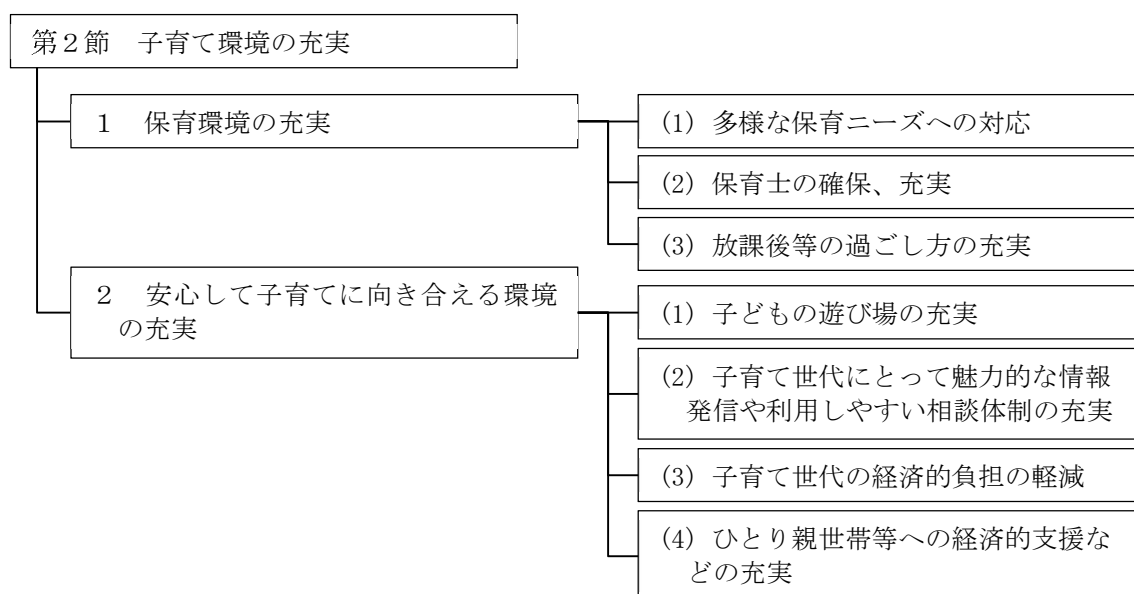
(3) 子育て世代の経済的負担の軽減

これまで実施してきた様々な経済的支援に加え、子育て世代のニーズの把握に努め、更に必要な経済的支援の充実に取り組みます。

(4) ひとり親世帯等への経済的支援などの充実

生活に困窮している世帯やひとり親世帯等への支援の充実に取り組み、経済的な理由による進学の断念など、子どもの学びの機会が大きく損なわれることがない環境の形成を目指します。

【施策の体系】



【施策の説明】

小項目	主要施策	想定される主な取組
1 保育環境の充実	(1) 多様な保育ニーズへの対応	・教育、保育サービスの継続、強化 ・休日預かりの充実等、多様な保育ニーズの把握、対応
	(2) 保育士の確保、充実	・ICT化による事務効率の向上 ・労働環境の改善の検討 ・潜在保育士※サークルの運営
	(3) 放課後等の過ごし方の充実	・既存の取組に捉われない放課後等の過ごし方の検討
2 安心して子育てに向き合える環境の充実	(1) 子どもの遊び場の充実	・子育て支援センター、子育て拠点施設の運営 ・新たな子育て拠点施設の検討 ・公園の在り方の検討
	(2) 子育て世代にとって魅力的な情報発信や利用しやすい相談体制の充実	・ニーズを踏まえた子育て支援サイトの運営 ・ソーシャルメディア等を活用した相談体制の充実 ・分かりやすく視認性の高い広報ツールの活用
	(3) 子育て世代の経済的負担の軽減	・副食費や未満児保育料の免除の拡大の検討 ・ニーズを踏まえた経済的支援の検討、実施
	(4) ひとり親世帯等への経済的支援などの充実	・家事支援制度の導入の検討 ・就学援助費の拡充の検討

第3節 子どもの育ちへの支援

【現状と課題】

三条市では、子どもの成長過程で生じる様々な不安や悩みに寄り添うため、個々の事情に応じた子どもの育ちに対するきめ細かな支援に取り組んできました。これまで、母子保健や家庭教育の充実、子どもの発育や子育てに関する相談体制の強化を図ってきましたが、安心して子育てができる環境を形成するためには、こうした地道で基本的な取組により母親の妊娠期、子どもの乳児期、幼児期といった各段階に応じた心身両面の支援を継続的に行っていく必要があります。

また、虐待、いじめ、不登校、発達障がい、引きこもりなど、子どもや若者が抱える問題は多岐にわたり、それらが絡み合っ解決が困難な状況に陥っているケースが少なくありません。関係機関と連携しながらそれらをひもとき、個々の状況に応じた支援を総合的に行っていく必要があります。

こうした課題に対して、これまで三条市では子ども・若者総合サポートシステム※を中心とした支援に取り組んできました。一方で、通所等による療育や訓練の機会の充実に伴い、当該支援を受ける子どもの数は平成28年度から令和3年度までの間で2倍を超えるなど、特別な支援を要する子どもは急速に顕在化しています。

本人や保護者の不安を解消し、将来自立した社会生活を送っていけるよう、義務教育期間中の支援はもとより、義務教育終了後にあっても切れ目のない支援を継続的に実施していくことが従来にも増して重要になっています。

そのため、三条っ子発達応援事業※の一層の充実や子どもの状況を踏まえて適切に対応できる体制の再構築と人材の育成、これまで蓄積してきたノウハウをより効果的、効率的に共有する仕組みの構築など、近年の状況の変化等を念頭にサポートシステムの更なる深化を図っていく必要があります。

【基本方針と施策】

1 母子保健の推進

産前、産後、乳幼児期全般において、健康診査を始めとする様々な支援により乳幼児期の子どもの心身の健全な成長を見守り支えるとともに、保護者の状況に応じた相談、支援により育児に対する不安の軽減を図るなど、子どもの健やかな成長を支える体制の充実に取り組みます。

(1) 妊産婦への支援

妊婦健康診査や訪問指導、産後ケアなど、妊産婦に対する支援の充実に取り組み、安全に妊娠期を過ごし、安心して出産、産後を迎えられる環境の形成を図ります。

(2) 乳幼児への支援

乳幼児健康診査や訪問指導などの充実に取り組み、発達の課題等の把握や個々の状況に応じた相談、支援をきめ細かく行うことで、乳幼児の健やかな成長を図ります。

2 個に応じた切れ目のない一貫した支援

様々な問題で支援が必要な子どもや若者に対し、成長段階や就学段階などに応じた必要な支援を切れ目なく行えるよう支援体制等の充実を図ります。

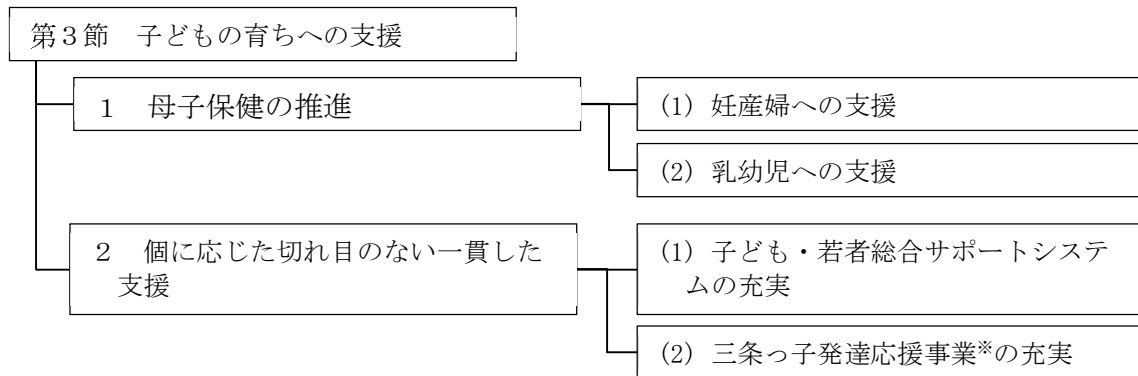
(1) 子ども・若者総合サポートシステム※の充実

関係機関の連携強化、直接的な支援の担い手の確保や育成など、特別な支援を要する子どもの顕在化や支援期間の長期化といった状況の変化を踏まえた子ども・若者総合サポートシステムの更新に取り組み、義務教育終了後を含め、適切な支援を継続的に実施できる体制の充実を図るほか、引きこもりの状態にある人の自立につながる居場所づくりに取り組みます。

(2) 三条っ子発達応援事業※の充実

発達障がいのある子どもが急速に顕在化している現状を踏まえ、三条っ子発達応援事業の体制強化等に取り組み、早期発見の精度の向上やより良い発達を促す個々の状況に応じた適切な早期支援を図ります。

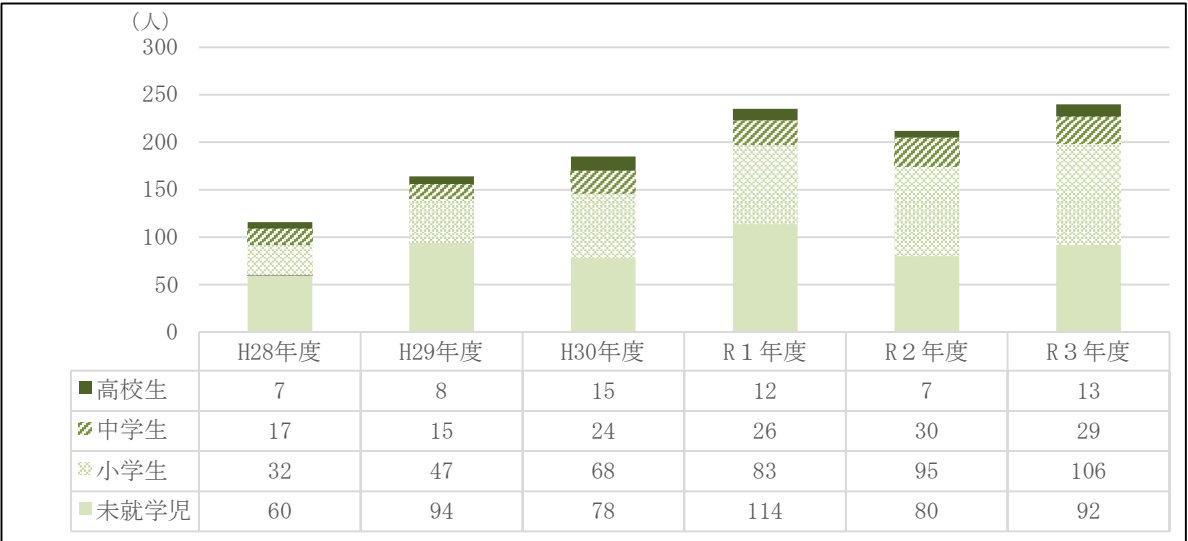
【施策の体系】



【施策の説明】

小項目	主要施策	想定される主な取組
1 母子保健の推進	(1) 妊産婦への支援	・妊婦健康診査、妊産婦歯科健康診査の実施 ・妊産婦医療費助成の実施 ・産後ケア事業の実施 ・養育支援訪問の実施
	(2) 乳幼児への支援	・乳幼児健康診査の実施 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施 ・子ども医療費助成の実施 ・任意予防接種費用助成の検討 ・健やかな成長に資する検査の充実の検討
2 個に応じた切れ目のない一貫した支援	(1) 子ども・若者総合サポートシステム*の充実	・義務教育終了前後の支援における連携体制の強化 ・引きこもり支援の一環としての居場所づくり
	(2) 三条っ子発達応援事業*の充実	・三条っ子発達応援事業の実施体制の強化 ・障がい児通所支援事業*の実施

(図 1) 障がい児通所支援事業※ 支給決定人数の推移



資料：子育て支援課作成

第2章 持続可能で個性的な地域産業の振興

第1節 商工業の振興

【現状と課題】

本市の産業構造は、全国に比べて製造業、とりわけ金属製品製造業の占める割合が高く、規模の小さい企業が多いといった特徴があります。

伝統的な鍛冶の歴史を有する「ものづくりのまち」として、高い認知度があり、国内外から評価されていますが、全国や新潟県、あるいは類似の産業構造を有する他市と比較して、賃金水準や労働生産性が低く、近年は製造業を中心に人手不足が顕著になっています。

少子高齢、人口減少の進行により今後も国内における消費、労働市場は縮小していくと見込まれます。こうした状況に適応していくためには、単に商品を多く売るだけでなく、その付加価値を高め、より高く売れるようにするとともに、新たな海外市場を開拓していくことがこれまでも増して重要となります。また、生産年齢人口が減少する中で、現在の市内総生産額を維持するためには、1人当たりの付加価値額を引き上げ、労働生産性を高めていくことも必要です。

さらに、経営者の高齢化も進み、後継者の不在などによる廃業の増加が危惧されます。鍛冶等の伝統技術のほか、高度で多様な加工技術の集積が可能としてきた機動的で柔軟な連携体制など、地域の貴重な経営資源を失わせないため、事業承継や後継者の確保、育成に機を逸することなく取り組んでいかなければなりません。

そして、これらの対応は、次代を担う人材を、人口減少下における人材獲得競争の中で安定的に確保していけることが前提であり、市内企業の雇用競争力を高めていくことが求められます。

このほか、昨今、異常気象などの気候変動問題が顕在化し、その主な原因である温室効果ガスの排出削減が世界的な課題とされています。脱炭素に対応していないことが事業活動における将来のリスク要因になり得ることを念頭に、各企業の事業活動を脱炭素対応に移行させていくことも必要です。

【基本方針と施策】

1 ものづくり産業の高付加価値化と新事業創出

国内需要の縮小等を見据え、この地域の企業が有する高度かつ専門的で多様な技術の可能性を生かした付加価値の向上に取り組む企業を支援します。

(1) BtoB※企業の付加価値向上

当市の製造業は、ピラミッド型分業構造の下位に位置する中小零細規模の企業が多く、高い技術力を有していても発注元が示す仕様や価格で製造、販売を行わざるを得ない状況にあります。自らが価格決定力を持てず、収益性が乏しい状況を打開するため、発注元に対する提案の付加価値の向上等につながる提携、集約を促進します。

加えて、カーボンニュートラル※への対応が、世界的に求められサプライチェーン※を構成する末端の企業にまで脱炭素経営の要請が及びつつあります。こうした潮流に適切に、かつ、いち早く対応することで競争力の維持、強化を図る企業の取組を支援します。

(2) BtoC[※]企業の付加価値向上

企業が取り組む事業の高付加価値化を後押しするとともに、当地域のものづくり産業基盤を生かした生産設備を持たない形態での起業や新たな事業展開を狙う第二創業など、地域産業の高付加価値化、活性化に資する起業、創業を促進します。

(3) 伝統的技術分野の稼ぐ力、経営力の向上

伝統的技術分野については、地域固有の資源として大きな可能性を有し、差別化による高付加価値化に適した領域です。経営管理や市場分析に関する意識やノウハウなどを補完する取組により、現代の需要に適応した商品づくり、販路開拓等を促進します。

2 生産性向上の推進

生産年齢人口の減少を補い、1人当たりの付加価値額を高めていくため、デジタル化の推進や企業規模の拡大を支援します。

(1) デジタル化の推進

単純作業の自動化、省略化による人手不足の解消や管理業務などにおける非競争性領域のシステムの共通化など、経営のデジタル化、効率化を促進します。

(2) 経営資源の集約化の促進

一般的に企業規模が大きい方が、生産性が高くなる傾向にあることから、合併や買収による企業規模の拡大、促進策について検討を進めます。

3 産業基盤の安定化、強靱化

従業員、生産設備、ブランドなど、有形無形の貴重な経営資源を有する企業が後継者不在などを理由に廃業し、伝統技術や産業基盤等が失われることがないように、第三者承継[※]なども含めた戦略的な事業承継を促進します。

(1) 事業承継の推進

廃業に伴う経営資源の喪失を回避し、産業基盤の維持、発展を図るため、後継者の不在という課題を契機とした第三者承継等を支援します。

(2) 経営資源の集約化の促進（再掲）

一般的に企業規模が大きい方が、生産性が高くなる傾向にあることから、合併や買収による企業規模の拡大、促進策について検討を進めます。

4 未来志向の人材戦略

地場産業の人手不足が顕在化する中、今後も人口減少が進み、働き手の確保が更に困難になっていくと見込まれることなどを踏まえ、多様な人材が活躍できる環境づくり等を促進し、地場産業の次代を担う人材の確保、育成を図ります。

(1) 雇用労働環境の改善

デジタル化や高付加価値化のほか、高度人材の確保や従業員の能力開発支援などにより従業員1人当たり付加価値額を高め、所得の向上を実現するとともに、多様な人材が活躍できる環境づくりを促進します。

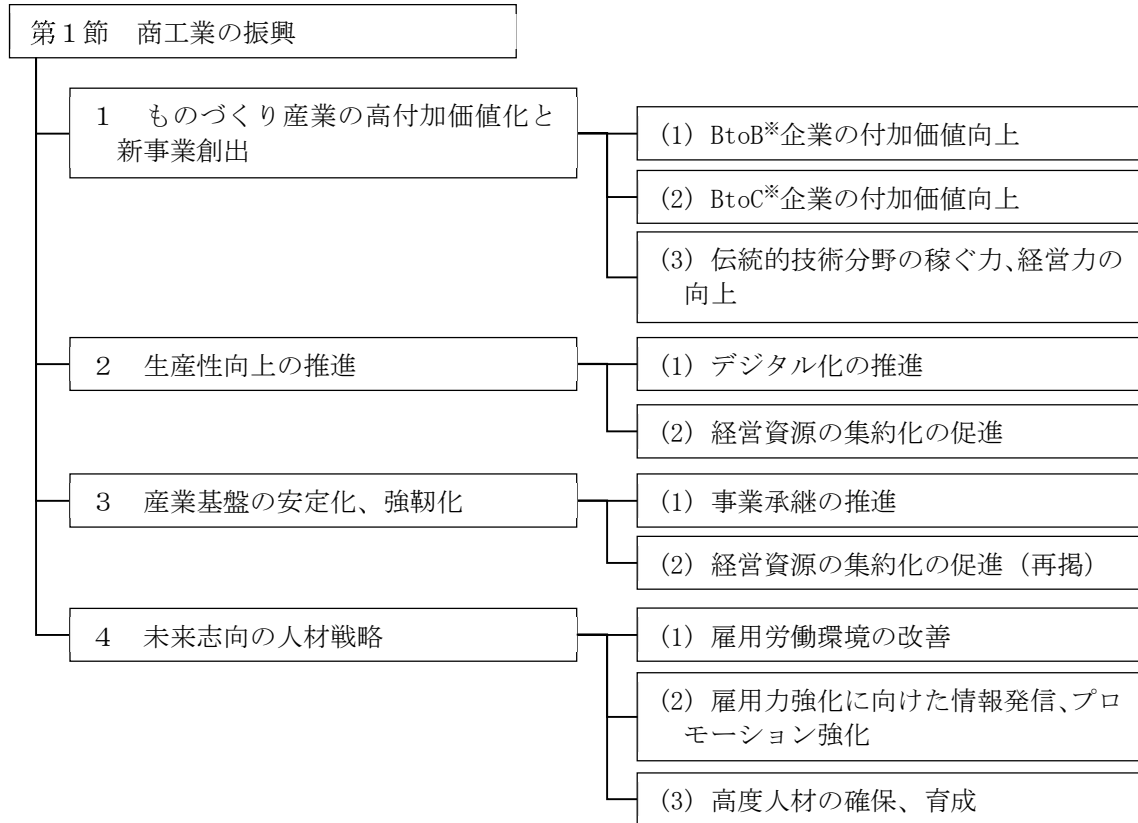
(2) 雇用力強化に向けた情報発信、プロモーション強化

市内企業の認知度向上に向けた情報発信、プロモーション活動を様々な手段により展開します。

(3) 高度人材の確保、育成

今後の国の労働市場改革や人材開発支援の動向を踏まえつつ、市内企業の実態やニーズに合う高度人材の確保、育成策を検討します。

【施策の体系】

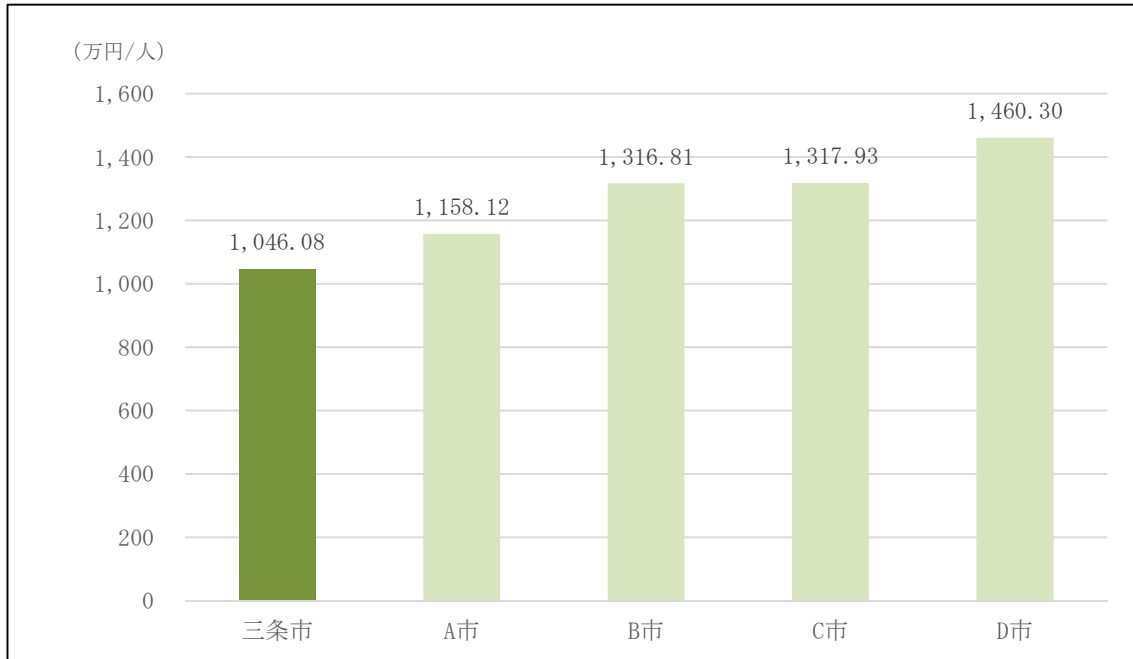


【施策の説明】

小項目	主要施策	想定される主な取組
1 ものづくり産業の高付加価値化と新事業創出	(1) BtoB 企業の付加価値向上	・ 高度な技術等の資源を活用した高付加価値化の推進 ・ 高付加価値化に向けた設備導入の促進 ・ デジタルトランスフォーメーション*の推進 ・ 脱炭素化への取組の推進
	(2) BtoC 企業の付加価値向上	・ ブランド力の向上等による高付加価値化の推進 ・ 高付加価値化に向けた設備導入の促進（再掲）

		・デジタルトランスフォーメーションの推進（再掲） ・脱炭素化への取組の推進（再掲） ・多様な販売チャネルを活用した販路開拓の実施
	(3) 伝統的技術分野の稼ぐ力、経営力の向上	・他製品との差別化、ブランド力の向上 ・経営強化に向けた取組の推進
2 生産性向上の推進	(1) デジタル化の推進	・業務工程の自動化、省力化の推進 ・複数事業者による共通工程のデジタル化の推進
	(2) 経営資源の集約化の促進	・事業の継続を見据えた規模拡大の促進
3 産業基盤の安定化、強靱化	(1) 事業承継の推進	・事業承継に向けた意識の醸成と支援体制の強化
	(2) 経営資源の集約化の促進（再掲）	・事業の継続を見据えた規模拡大の促進
4 未来志向の人材戦略	(1) 雇用労働環境の改善	・従業員の満足度向上に資する取組の推進 ・多様な人材が活躍できる場の創出
	(2) 雇用力強化に向けた情報発信、プロモーション強化	・情報発信の強化による認知度の向上と魅力の伝達
	(3) 高度人材の確保、育成	・多様な手法による人材の確保及び育成支援

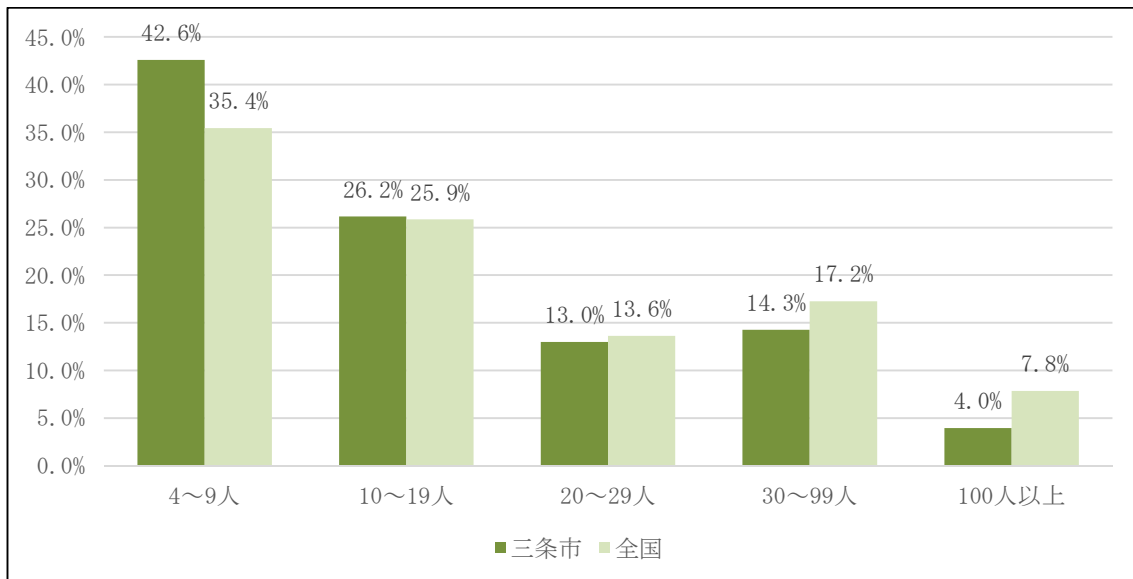
(図2) 類似の産業構造を有する他市との製造業の労働生産性※の比較



※従業員1人当たりの付加価値額

資料：2020年工業統計調査（経済産業省）を基に作成

(図3) 全国との従業員規模別企業割合の比較



資料：2020年工業統計調査（経済産業省）を基に作成

第2節 農林業の振興

【現状と課題】

本市は信濃川や五十嵐川、刈谷田川などの豊かな水源と肥沃な土壌を有しており、古くから、それらは人々に豊かな実りをもたらしてきました。

また、農業は、直接農作物を生産する農家のみならず、流通、販売、加工など、多くの関係者が携わっており、就労の場を生み出す重要な基幹産業の一つに位置付けられます。しかし、人口減少や嗜好の多様化などにより、国内農産物の需要は減少し、価格は低迷を続けています。その結果、農業所得の減少、営農意欲の減退による離農者の増加や就農者の減少という問題が深刻化しています。

人口減少や嗜好の多様化などは、容易に解決できる問題ではなく、農業者の所得向上のためには、効率化等の追求による生産コストの縮減や農産物の高付加価値化を進める必要があります。

また、本市の果物の品質は高く、多くの種類が生産され、フルーツの特産地となり得る資質を有していますが、現在は全国的な認知度や産地間の競争力が低いため、品質に見合った価格決定力を持てるよう、ブランド力を高める必要があります。

他方で、地域の暮らしの環境を良好に保っていくため、農業の多面的機能の発揮や中山間地域の活性化を図ることも必要です。

林業については、戦後、森林の荒廃や建設需要に対応するため、国の主導により造林が行われてきました。その後、輸入の自由化などにより建設資材としての国産木材の需要が減少し、保育が行われない森林が増えたことで木材の品質が低下しています。このように直ちには市場価格の向上が見込めない状況にあっても、良好な景観の保全や土砂災害の防止など、森林が有する大切な多面的機能を守っていくため、その適切な整備等が求められます。

【基本方針と施策】

1 農業所得の向上

生産コストを下げるための農地の集積化や効率化、より収益性の高い園芸作物への転換などを支援します。

(1) 水田農業の高収益化、効率化

水田農業の収益増加には、生産コストを下げるのが有効であるため、農地の集積化や生産の効率化を支援します。

(2) 園芸の導入、拡大

稲作よりも需要が見込める収益性の高い園芸作物への転換を支援します。

(3) 農産物の高付加価値化

販売価格が農産物の生産コストに見合っていない状況を改善するため、農作物の生育環境の見える化などにより付加価値を高める取組を支援します。

2 果樹農業の振興

果樹の付加価値を高めることが、担い手の確保や特産地としての地位の向上につながる

ことから、産地としての認知度やブランド力の向上を図ります。

(1) 認知度、ブランド力の向上

信濃川流域等の生産地同士が広範に連携したプロモーション活動を展開し、産地としてのブランド力の向上に取り組みます。

(2) 競争力のある果樹産地の育成

果樹農家の担い手の育成には、一定の期間を要することから、将来的な生産量を確保するため、関係機関や生産者と連携した育成事業を展開します。

3 中山間地域農業の振興

中山間地域の水田は傾斜が大きく、ほ場が小さいことから、規模拡大による効率化や集積化が難しく、農業を主たる生計とする担い手の確保は困難な状況にあります。しかし、中山間地域は、農地が持つ多面的な機能が最も発揮されており、農業の維持が、周辺の環境を守ることにともなうため、中山間地域農業が継続されるよう取り組みます。

(1) 地域農業、農産物のブランド力向上

平場地域と異なり、農地の集積化などを行うことは困難であることから、農作物の生育環境の見える化などにより付加価値を高める取組を支援します。

(2) 有害鳥獣被害対策

中山間地域は、最も有害鳥獣の被害を受ける地域であるため、電気柵などの防除対策や有害鳥獣の捕獲、駆除のほか、野生鳥獣との共生を図るため、山際のやぶの刈り払いや雑木の伐採による緩衝帯整備を進めるなど、総合的な有害鳥獣被害対策に取り組みます。

(3) 農地、農村の維持

適切に農業生産基盤を維持するとともに、水源のかん養や自然環境の保全など、農業が持つ多面的機能が発揮されるよう、農業用施設の長寿命化、質的向上を図る共同活動を支援します。

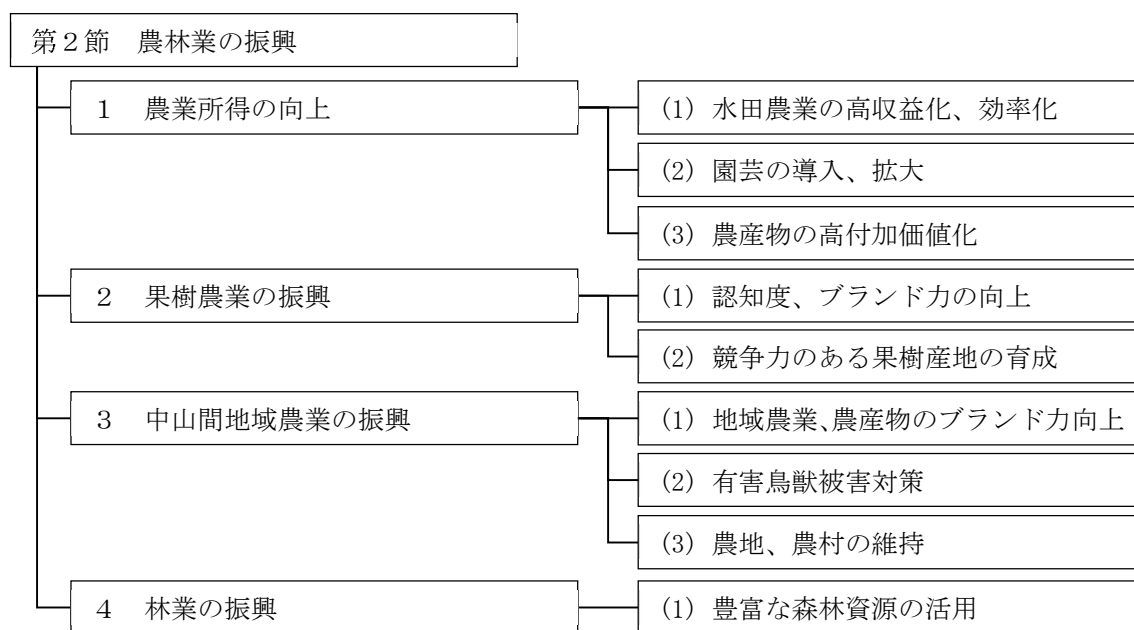
4 林業の振興

森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されるためには、適切に森林の整備等を行う必要があります。林業の担い手を確保するため、経営の効率化等、林業所得の向上に向けた取組などを支援します。

(1) 豊富な森林資源の活用

林業所得の向上に向けた効率化を図る取組等を支援するとともに、バイオマス※の利活用の推進など、森林資源を活用した取組を支援します。

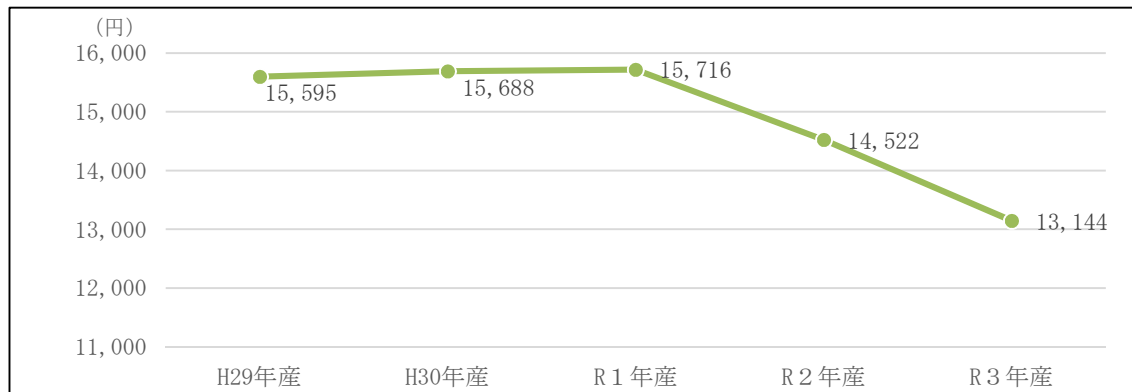
【施策の体系】



【施策の説明】

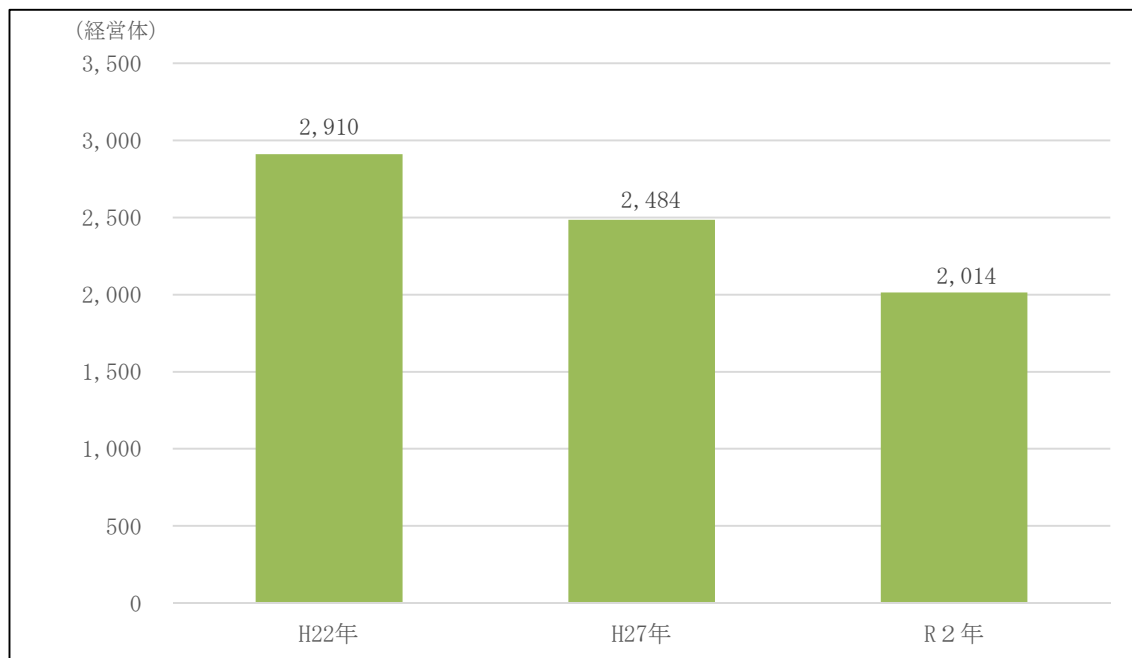
小項目	主要施策	想定される主な取組
1 農業所得の向上	(1) 水田農業の高収益化、効率化	・担い手への農地の集積、集約の推進
	(2) 園芸の導入、拡大	・収益性の高い園芸作物への転換、拡大の支援
	(3) 農産物の高付加価値化	・情報発信、販売促進活動の実施 ・環境と調和した農業の推進 ・ふるさと納税を活用した情報発信
2 果樹農業の振興	(1) 認知度、ブランド力の向上	・情報発信、販売促進活動の実施 ・広域連携プロモーション活動の実施
	(2) 競争力のある果樹産地の育成	・関係機関や生産者と連携した担い手の確保
3 中山間地域農業の振興	(1) 地域農業、農産物のブランド力向上	・下田産米の高付加価値化、ブランド力の向上
	(2) 有害鳥獣被害対策	・侵入防止、捕獲、共生環境整備等による総合的な有害鳥獣対策の推進
	(3) 農地、農村の維持	・農業生産基盤の維持等への支援 ・多面的機能を支える共同活動への支援
4 林業の振興	(1) 豊富な森林資源の活用	・林業施業の効率化と林業所得の向上の推進 ・バイオマス※利活用の推進

(図4) 新潟県の米の相対取引価格の推移（全銘柄平均価格（60 kg当たり）/税込（円））



資料：北陸の米生産を知る（平成の米：新潟県）（北陸農政局統計部）を基に作成

(図5) 農業経営体数の推移



資料：農林業センサス（農林水産省）を基に作成

第3節 交流人口の拡大

【現状と課題】

本市は、世界的に有名な刃物産地であるとともに、金属加工技術の集積地であり、近隣の燕市と共に、ものづくりのまちとしての文化や歴史を基礎とした高い認知度を有しています。

また、下田地域に代表されるように、豊かな自然に恵まれ、自然を身近に感じられるアクティビティやキャンプを楽しめる場が存在しているほか、アウトドア製品を生産するメーカーなどの集積地となっています。

これまでも、これらの強みを生かした情報発信や各種イベントにより交流人口の増加を図ってきました。しかし、新型コロナウイルス感染症による渡航者の減少や、旅行の形態の変化などにより、従来の取組を単純に継続するだけでは、交流人口や外国人旅行者を獲得し続けることは困難です。そのため、関係機関等と連携し、先人たちが培ってきた「ものづくりのまち」、「アウトドアの聖地」という、本市の「強み」をより洗練させ、他市との差別化を徹底することが求められます。

また、上越新幹線や北陸・関越自動車道など、交通アクセスも良く、これまでも関東圏からの観光客の誘引に取り組んできましたが、国道289号八十里越区間の開通が目前に迫り、新たな交通アクセスが増えると見込まれ、これまでとは異なる戦略での交流人口の確保策も必要になります。

【基本方針と施策】

1 差別化の徹底

先人より受け継いできたものづくり文化を背景とする「ものづくりのまち」や下田地域の豊かな自然や国内有数のアウトドアメーカーの集積地という特長を背景とする「アウトドアの聖地」の立ち位置を明確にし、他都市との魅力の差別化を徹底することで交流人口の拡大に取り組みます。

(1) 長い歴史に培われたものづくりのまちとしての差別化の徹底

ものづくり体験などを織り交ぜた本市の魅力を体験できるプログラムの開発、定着に取り組むとともに、対象を明確に定めた情報発信を実施します。

(2) 豊かな自然と確かな技術に育まれたアウトドアの聖地としての差別化の徹底

アウトドアでの活動などを織り交ぜた本市の魅力を体験できるプログラムの開発、定着に取り組むとともに、対象を明確に定めた情報発信を実施します。

2 広域観光の推進

国道289号八十里越区間の開通により新潟福島間の交流人口の増加が期待されますが、何も手を打たなければ観光目的地に選ばれることは難しいため、八十里越街道の沿線自治体等が有する自然、文化、歴史といった共通性を基礎としたブランドの明確化や認知度の向上に取り組みます。また、福島県側から新潟県側への交流人口の獲得のため、新潟県側の玄関口として、県や県央自治体等との連携を深め、観光資源の魅力向上を図ります。

(1) 国道 289 号八十里越区間の開通に向けた関係自治体との連携促進

只見町、南会津町と連携し、関係者からなる円卓会議等を実施し、関係者や市民などの機運醸成を図るとともに、下田地域における立ち寄りスポットの充実を検討します。

(2) 国道 289 号八十里越区間の開通による新潟県の玄関口としての機能強化

県の施設等も含めた魅力の向上を図るため、県や県央自治体、関連する観光協会等からなるエリアミーティングに参加し、観光関係者間の連携を深めていくとともに、開通後の周遊観光などにつながる情報発信に取り組みます。

3 インバウンド*の推進

新型コロナウイルス感染症の影響による旅行形態等の変化を踏まえ、個人旅行者が旅行前に相談する窓口機能を強化するとともに、当市に到着後の二次交通利用の利便性向上に取り組めます。

一方で、新型コロナウイルス感染症による今後の影響は不透明であり、一自治体が単独で海外旅行者を獲得することは困難であるため、県が実施するインバウンド事業に積極的に参画し、旅行者の広域周遊の立ち寄り先となるよう周知を図ります。

(1) 受入体制の整備

観光協会などの関係機関と連携し、インバウンド向け案内窓口の強化や二次交通の在り方等、受入体制の整備について検討します。

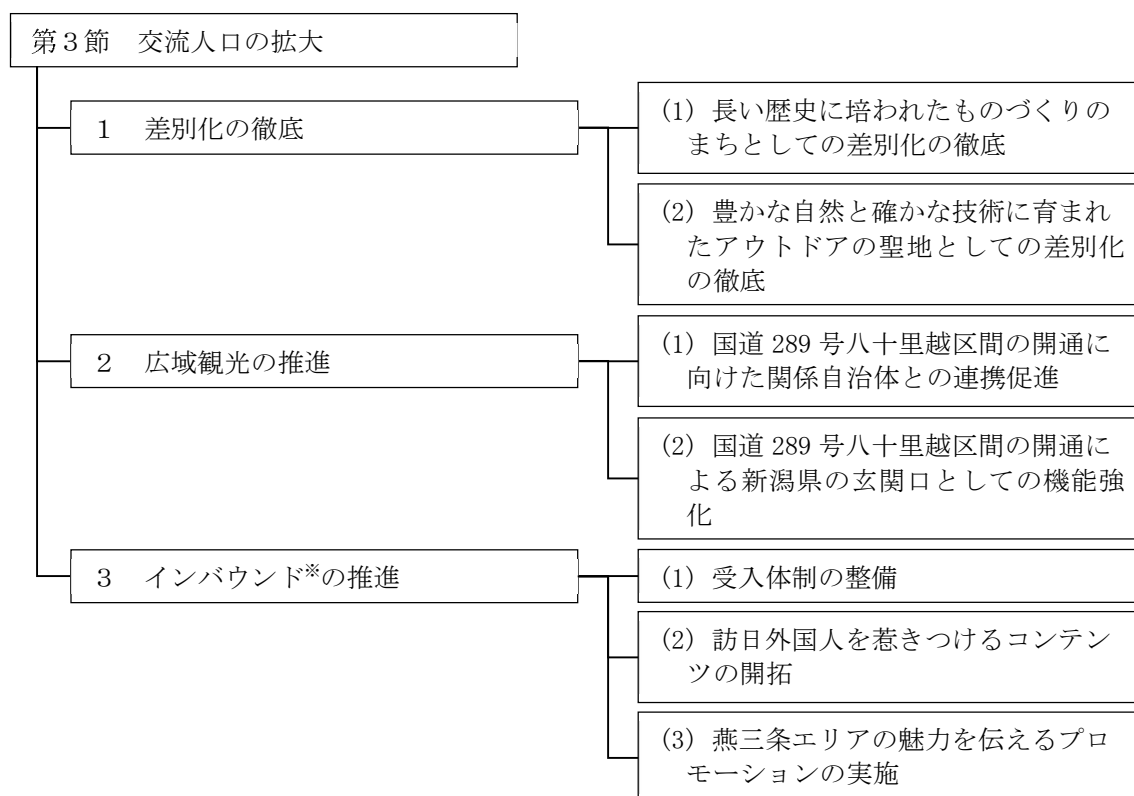
(2) 訪日外国人を惹きつけるコンテンツの開拓

ものづくり体験を織り交ぜた本市の魅力を体験できるプログラムの開発、定着に取り組めます。

(3) 燕三条エリアの魅力を伝えるプロモーションの実施

県を始めとする関係機関と連携し、広域的なプロモーション活動等を実施します。

【施策の体系】



【施策の説明】

小項目	主要施策	想定される主な取組
1 差別化の徹底	(1) 長い歴史に培われたものづくりのまちとしての差別化の徹底	・ものづくり体験を織り交ぜたプログラムなどの開発、定着化 ・ものづくりファンを対象としたソーシャルメディア等による効果的な情報発信 ・観光協会による観光案内窓口機能の強化 ・ふるさと納税を活用した「ものづくりのまち」の情報発信
	(2) 豊かな自然と確かな技術に育まれたアウトドアの聖地としての差別化の徹底	・アウトドア体験を織り交ぜたプログラムなどの開発、定着化 ・アウトドアファンを対象としたソーシャルメディア等による効果的な情報発信 ・観光協会による観光案内窓口機能の強化 ・ふるさと納税を活用した「アウトドアの聖地」の情報発信
2 広域観光の推進	(1) 国道289号八十里越区間の開通に向けた関係自治体との連携促進	・越後・南会津街道観光地域づくり懇談会、円卓会議の運営 ・機運醸成、新サービスの開発のためのセミナーの開催

		・下田地域の立ち寄りスポット等の魅力向上 ・ホームページ「八十里越街道」とソーシャルメディアでの継続的な情報発信
	(2) 国道 289 号八十里越区間の開通による新潟県の玄関口としての機能強化	・県、県観光協会、県央各自治体、観光関係者との連携によるエリアミーティングへの参加 ・県や近隣市町村の施設が連携した観光メニュー等の開発 ・ホームページ「八十里越街道」とソーシャルメディアでの継続的な情報発信（再掲）
3 インバウンド※の推進	(1) 受入体制の整備	・観光協会でのインバウンド向け観光案内窓口機能の強化 ・立ち寄り先における外国語表記などの受入環境整備
	(2) 訪日外国人を惹きつけるコンテンツの開拓	・ものづくり体験を織り交ぜたプログラムなどの開発、定着化
	(3) 燕三条エリアの魅力を伝えるプロモーションの実施	・県国際観光テーマ地区推進協議会と連携した広域でのプロモーションの展開 ・市ホームページとソーシャルメディアによる効果的な情報発信

第3章 健康で心豊かに暮らせる環境づくり

第1節 健康づくりの推進

【現状と課題】

市民の健康を守っていくためには、行政として充実した医療提供体制を整えることはもちろん大切ですが、市民一人一人が自らの健康に責任を持ち、その状態を正しく把握した上で適切な対応を早期に講じることも欠かせません。しかし、健康診査や各種検診の未受診者が対象者に占める割合は依然として高く、多くの人が健康状態を正確に把握できていません。さらに、問題に気付いたとしても適正な受診や生活習慣の改善等を行わずに重症化させてしまう場合も少なくないため、健康の維持に向けた主体的な行動をより効果的に促すことが求められます。

また、当市の自殺死亡率は低下傾向にあるものの、県よりも高い水準にあります。メンタルヘルス※などの相談窓口の認知度は以前より高くなっているものの、悩みを抱えた人が必ずしも相談につながっているとは言えないことから、自殺のリスク要因を抱える人を早期に発見し、適切な対応を速やかに行うための環境の整備に取り組む必要があります。

他方で、疾病を予防し、できる限り長く健康に過ごすためには、望ましい生活習慣を自ら選択することも大切です。しかし、健康に関する意識や知識は個人差が大きく、必ずしも適切な選択を行える人ばかりとは限らないことから、健康に対する意識の底上げを図るとともに、それぞれのヘルスリテラシー※の段階に応じ、健康に対する知識の習得や行動変容を効果的に促していくことが求められます。

【基本方針と施策】

1 健康課題へのアプローチの深化

疾患等の早期発見や重症化予防、メンタルヘルスケアなどに関し、デジタル技術や科学的知見を取り入れるなど、従来とは異なる働き掛けによりそれぞれの課題の解決を図ります。

(1) 市民の行動様式を踏まえた健（検）診受診率向上対策の実施

休日健（検）診の増加や健（検）診会場の見直しなど、受診しやすさの向上と市民の健康意識に合わせた受診勧奨により、受診率の向上に取り組みます。

(2) デジタル技術等を活用した重症化予防対策の強化

健（検）診や医療等の健康データ、ICTを有効に活用することで、より個人の状況に応じた保健指導を実施し、疾患等の重症化の予防に取り組みます。

(3) メンタルヘルスケアの推進

相談窓口の一層の周知に取り組むほか、メンタルヘルスなどに関する正しい知識の普及や啓発を図るとともに、自殺リスクを抱える人を適切に支えることができる専門性の高い人材の育成に取り組みます。

2 健康意識の醸成及び向上

望ましい生活習慣を身に付けるため、健康に対する意識の向上を図るとともに、それぞ

れのヘルスリテラシー※の段階に応じた適切な働き掛けにより、自らの健康を守るための具体的な行動を促します。

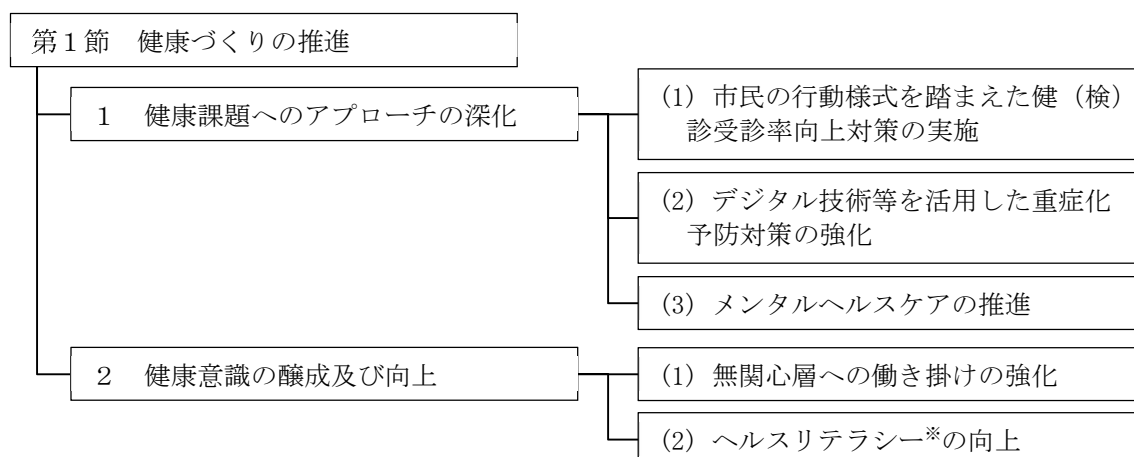
(1) 無関心層への働き掛けの強化

日常生活において健康情報に自然と触れる環境を整え、自らの健康に対する意識付けを促します。また、生活習慣を確立する前からの健康教育などによって意識の底上げを図ります。

(2) ヘルスリテラシーの向上

それぞれのヘルスリテラシーの段階に合わせ、気軽に取り組める健康づくりメニューの紹介や健康情報の提供を継続的に実施することで、健康維持に関する知識の向上、行動の変容につなげます。

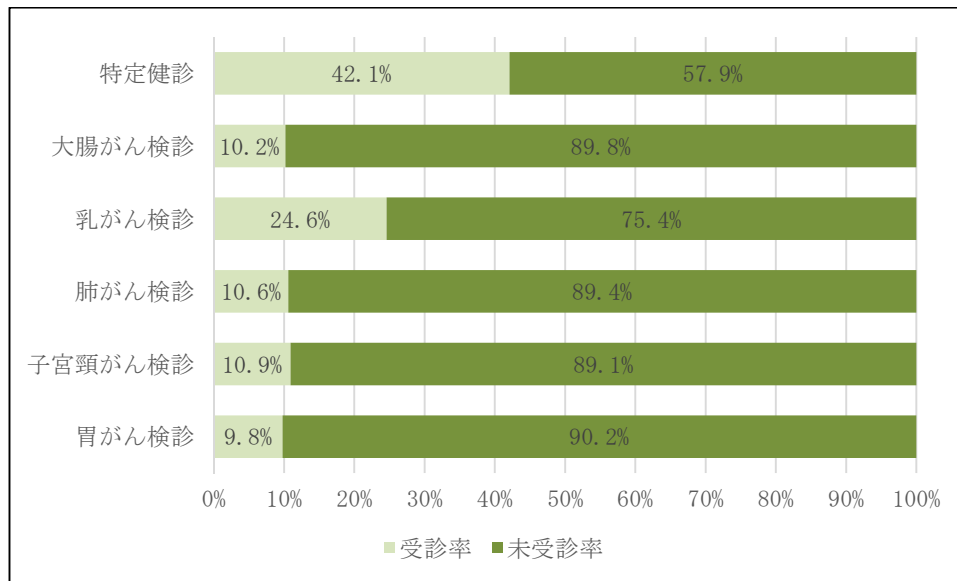
【施策の体系】



【施策の説明】

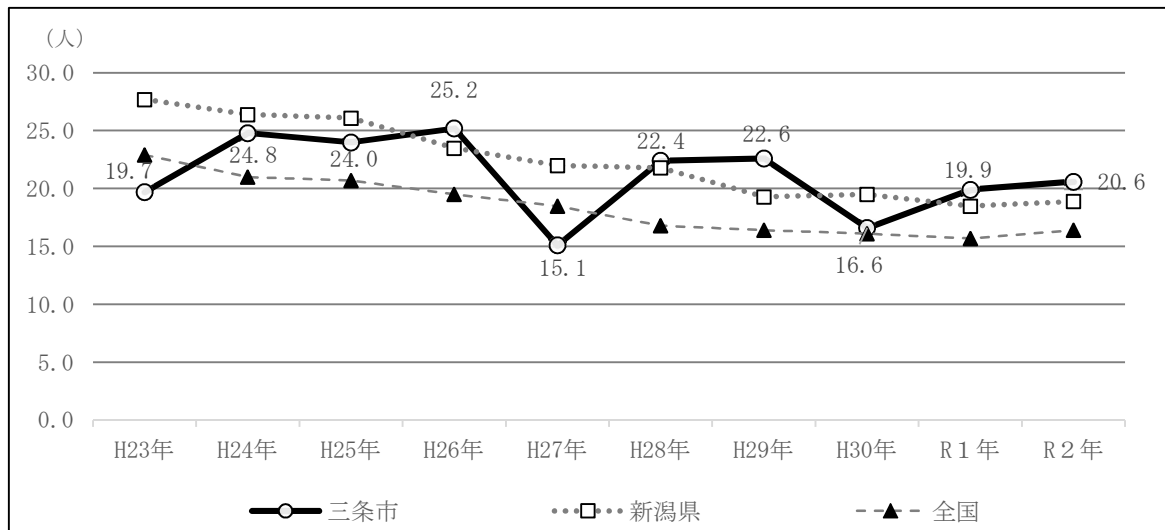
小項目	主要施策	想定される主な取組
1 健康課題へのアプローチの深化	(1) 市民の行動様式を踏まえた健（検）診受診率向上対策の実施	・ 日常の中で気軽に健（検）診が受診できる環境づくり ・ 市民の健康意識に合わせた受診勧奨の実施
	(2) デジタル技術等を活用した重症化予防対策の強化	・ 統計データ等を活用した対象者に合わせた保健指導の実施 ・ ICTを活用した対象者の生活スタイルに合わせた保健指導の実施
	(3) メンタルヘルスケア※の推進	・ ソーシャルメディアを活用した相談しやすい体制の構築 ・ 専門的知識を有するゲートキーパー※の養成
2 健康意識の醸成及び向上	(1) 無関心層への働き掛けの強化	・ 日常生活で自然と心身の健康情報に触れる環境の整備 ・ 市民の関心事を踏まえた健康情報の発信強化 ・ 生活習慣の確立前からの健康教育の推進
	(2) ヘルスリテラシーの向上	・ 企業等と協働した健康教育の充実 ・ ヘルスリテラシーの段階に応じた食と運動による健康増進の推進

(図6) 三条市の令和2年度各種健（検）診の受診率及び未受診率



資料：地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）を基に健康づくり課作成

(図7) 人口10万人当たりの自殺者数の推移及び新潟県、全国との比較



資料：人口動態統計（厚生労働省）を基に作成

第2節 安定した医療体制の確保

【現状と課題】

県央医療圏においては、約25%が圏域外に救急搬送されており、長時間の搬送は長年の課題でした。また、地域医療等の拠点となる病院が存在しないため、既存の病院の役割分担や連携が必ずしも十分ではなく、限られた医療資源を有効に活用しているとは言い難い状況にあります。さらに、人口当たりの医師数は、全国でも極めて低位にあり、医療従事者を選ばれ、慢性的な医師不足を解消するためにも県央医療圏の中核を担う魅力的な病院の設置が求められてきました。

これらの課題を踏まえ、現在済生会新潟県央基幹病院を核として県央地域の医療再編が進められています。

この医療再編においては、市民が安心して日々の暮らしを送れるよう、圏域の医療機関が有機的に連携し、あたかも大きな一つの病院であるかのように、効率的に充実した医療を提供する体制を、県と協力して構築していく必要があります。

他方、限られた医療資源を効率的に活用するためには、患者自身が疾病やけがの重症度や緊急度に応じ、適切な医療を選択する適正受診に努めることも必要です。

さらに、安定的に医療を提供するためには、医療保険制度の健全な運営が必要であり、今後更に進む高齢化を見据えた医療給付費の過度な上昇を抑制する取組が求められます。

【基本方針と施策】

1 医療体制の充実

済生会新潟県央基幹病院を核とする県央地域の医療再編を県と協力して推進し、地域医療における長年の課題の解消や市民が安心して暮らすための重要な基盤である医療提供体制の充実に取り組みます。

(1) 医療人材の確保

県が実施する医師や看護師の確保に向けた取組に協力するとともに、就学や就業に関する支援などを通じた医療人材の確保対策に取り組みます。

(2) 医療機関の連携促進

済生会新潟県央基幹病院、圏域内の病院及び診療所が有機的に連携し、効率的で充実した医療を提供できるよう、役割分担の明確化や相互に情報連携を行える体制の構築等、必要な環境の整備を促します。

(3) 救急搬送体制の強化

新たな医療提供体制を踏まえた救急搬送体制の確立と機能の強化を図ります。

2 適切な医療資源の活用

限られた医療資源を効率的に活用するため、適正受診に関する啓発に取り組むとともに、医療保険制度の健全な運営を損ないかねない医療費の過度な上昇を抑制するため、疾患等の重症化予防などに取り組みます。

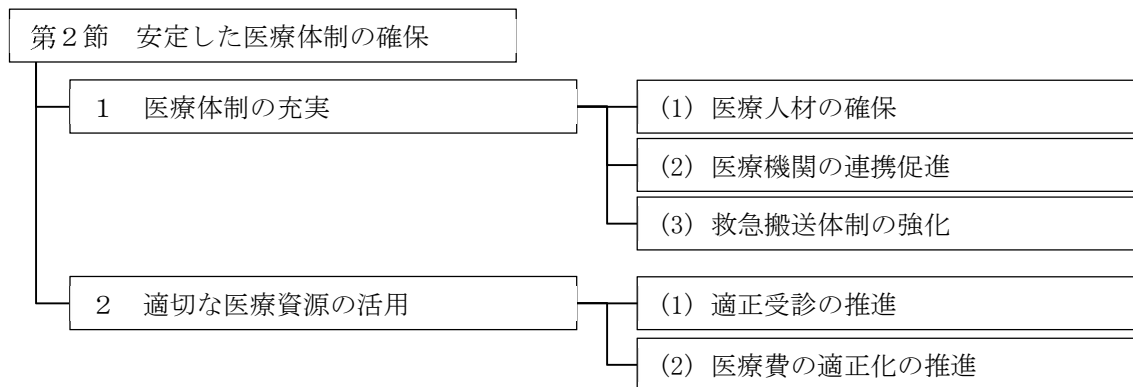
(1) 適正受診の推進

健（検）診会場や集いの場といった様々な機会を捉え、かかりつけ医を持つことの推奨など、適正受診に関する知識の普及、啓発に取り組みます。

(2) 医療費の適正化の推進

保健指導の強化などにより、1人当たり医療費が県内でも高い循環器系疾患を始めとした生活習慣病の重症化予防など、市民の健康維持に努めるとともに、後発医薬品の普及等に取り組み、医療費の適正化を図ります。

【施策の体系】



【施策の説明】

小項目	主要施策	想定される主な取組
1 医療体制の充実	(1) 医療人材の確保	・ 県と連携した医師、看護師確保の推進 ・ 看護師確保に向けた就学就業支援の実施
	(2) 医療機関の連携促進	・ 病院及び診療所の相互連携に係る環境整備の促進
	(3) 救急搬送体制の強化	・ 圏域全体での救急搬送体制の確立 ・ 適切な救急対応を実施するための救急隊員の能力向上
2 適切な医療資源の活用	(1) 適正受診の推進	・ 市民に対する医療の適正受診に関する啓発
	(2) 医療費の適正化の推進	・ 後発医薬品の利用促進 ・ ICTを活用した対象者の生活スタイルに合わせた保健指導の実施（再掲）

(表3) 三条市消防本部 令和3年 県央医療圏外への搬送数及び搬送率

重症以上	中等症	軽症・その他	計（構成比）
220人（6.7%）	439人（13.4%）	140人（4.3%）	799人（24.4%）

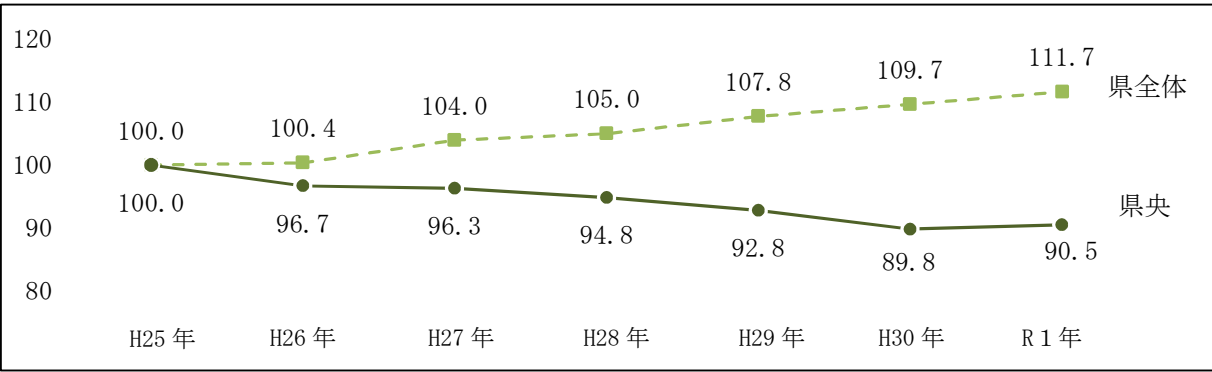
資料：消防本部作成

(表4) 新潟県同規模消防本部 令和3年 医療圏外への搬送数及び搬送率

新発田地域広域消防本部	柏崎市消防本部
197人（3.8%）	28人（0.8%） ※ドクターヘリ搬送を除く。

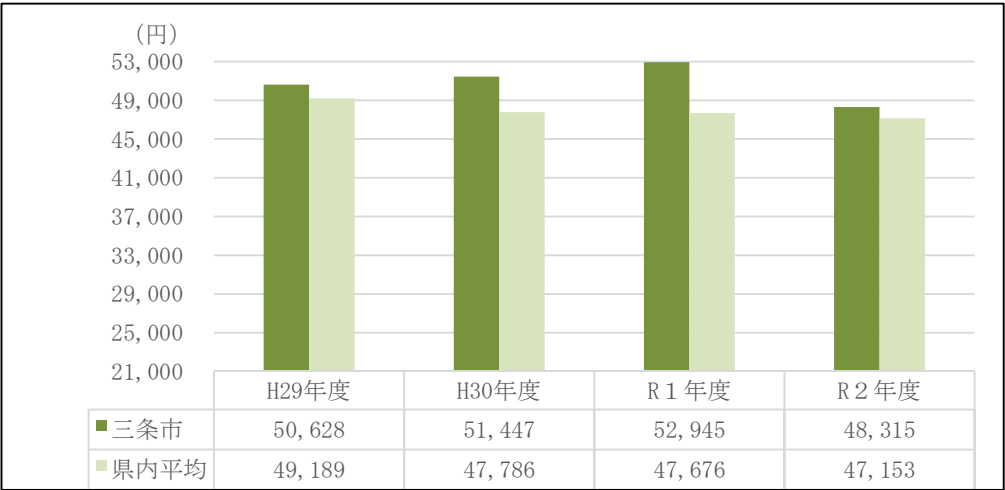
資料：消防本部作成

(図8) 救急告示病院の医師数（常勤換算）の推移（H25年を100とした場合の指数）



資料：新潟県病院協会会員名簿（新潟県病院協会）を基に作成

(図9) 循環器系疾患の1人当たり医療費の推移



資料：平成29年度～令和2年度疾病分類表（大・中分類）統計（新潟県国民健康保険団体連合）を基に作成

第3節 地域包括ケアの推進

【現状と課題】

核家族化や地域のつながりの希薄化など、社会の変化により加齢や障がいなどで支援を必要とする人を家族や親族だけで支えることが難しくなっています。また、それぞれが抱える課題も複雑化、複合化しており、介護や障がいといったそれぞれの制度に基づく支援だけでは、十分な課題解決に至らなかったり制度の狭間で十分な支援を受けられなかったりする事例も増えています。

また、2025年には全ての団塊世代は後期高齢者となり、2040年には全ての団塊ジュニア世代が高齢者となります。支援を必要とする人が増える一方で、支援する人は減少し、その負担が急速に大きくなっていくと見込まれます。

既に障がい者の生活介護サービス事業所等では、利用定員を超えている状況もあり、福祉、介護業界全体において人材の確保が急務であるほか、必要なサービスを安定的に提供していくため、人材の確保にとどまらず、業務の効率化や新たな支援の枠組みなどを模索していくことも求められます。

他方で、誰もが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる地域包括ケアの実現には、支援の対象となる当事者の自立に向けた意思とそれを前提とした支援が欠かせません。しかし、当事者の意識には差があり、支援が自立に結び付いていない事例も少なくありません。また、長期にわたる引きこもりからの社会復帰や養護者が亡くなった後の障がい者の居住場所の確保など、本人の意欲や能力だけでは解決が難しい課題への対応も求められます。

加えて、高齢者ができる限り今までの生活を続けていくために介護予防や在宅生活の充実が図られるよう、これまでの形に捉われない新たな介護施策を展開していくことも必要です。

【基本方針と施策】

1 支援体制の充実

複雑化、複合化する課題に対応できるよう、高齢者が安心して在宅生活が送れるようにするための医療介護分野の連携のみならず、障がいや困窮を念頭に置いた各分野横断的で総合的な支援体制の構築に取り組むとともに、専門職の支援だけでは行き届かない部分を補完できるよう、地域の各主体による支援体制の充実に取り組みます。

(1) 多職種、多分野の重層的な支援体制の強化

複雑化、複合化する課題に迅速かつ適切に対応していくため、多職種、多分野の重層的な支援体制の強化と連携の促進に取り組みます。

(2) 地域で支える仕組みの構築

地域における支え合いや見守り体制を強化するとともに、支援を必要とする人が地域とつながりやすい環境の整備を進めます。

2 社会の変化を踏まえたサービス提供体制の整備

支援を必要とする人の更なる増加や支援現場の負担の増大など、今後見込まれる社会の変化を踏まえた必要なサービスを安定的に提供できる仕組みの構築等に取り組みます。

(1) 支援現場の負担軽減

サービス提供事業者の専門職の確保を支援するとともに、ICTの活用などによる業務効率化を支援することで、支援現場の負担の軽減に取り組みます。

(2) 持続可能なサービス提供のための新たな仕組みの構築

安定的に必要なサービスを提供し続けていくため、課題を整理し、新たな支援の枠組みなどを検討します。

3 効果的な支援の実施

支援が必要な人が住み慣れた地域で自分らしく過ごし続けられるよう、自立につながる支援を進めるとともに、介護予防や在宅生活の充実につながる新たな介護施策に取り組みます。

(1) 生活支援の充実

個々の状態に応じた自立支援に加え、副次的問題への対応と貧困の連鎖の防止に向けた支援機関の連携を強化し、生活支援の充実を図ります。

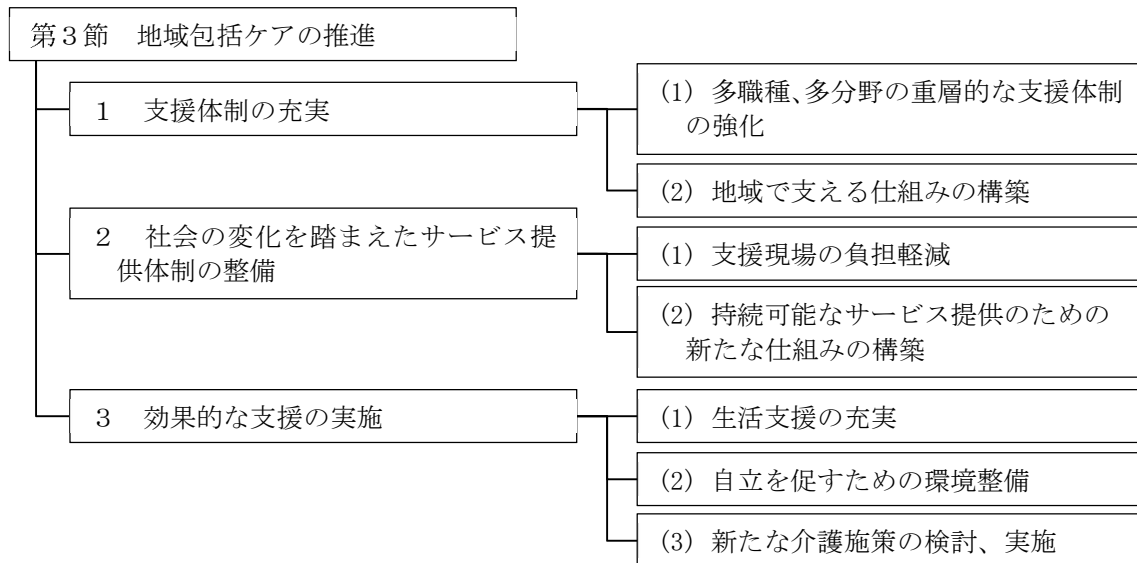
(2) 自立を促すための環境整備

支援を必要とする人の日常生活自立、社会生活自立及び経済的自立に向けた環境整備に取り組みます。

(3) 新たな介護施策の検討、実施

介護予防や在宅生活の充実につながる新たな介護施策について検討を進めます。

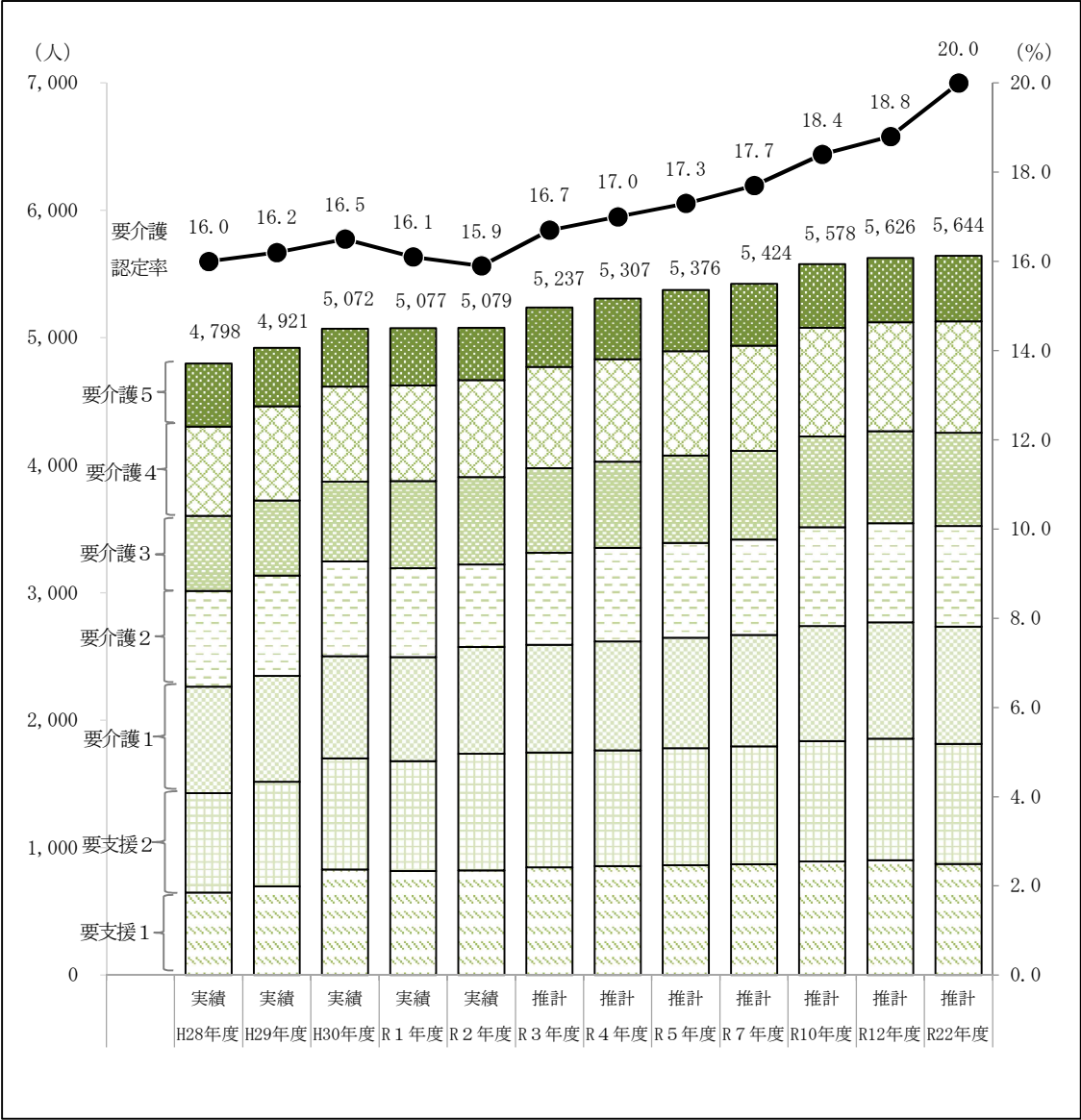
【施策の体系】



【施策の説明】

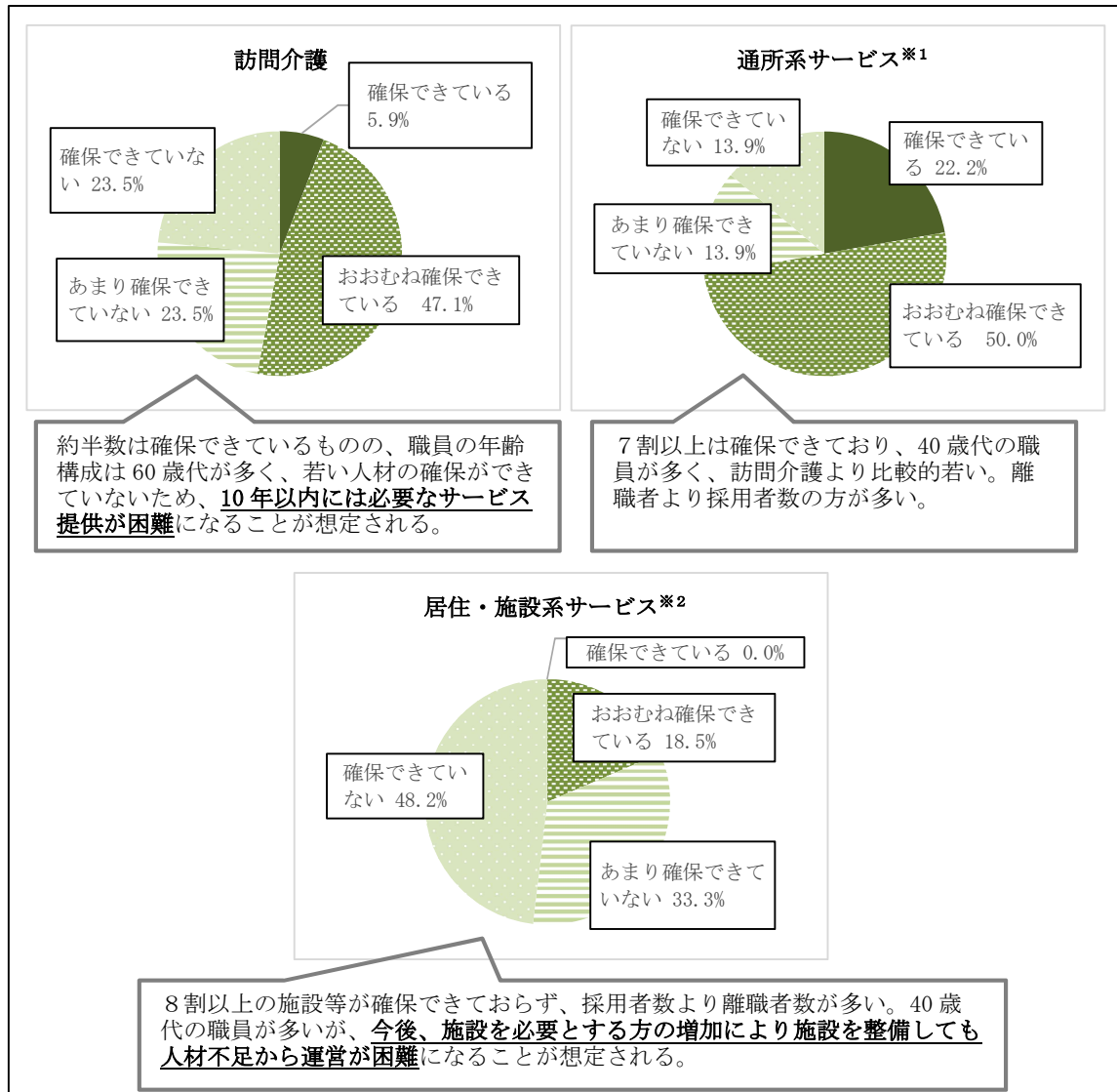
小項目	主要施策	想定される主な取組
1 支援体制の充実	(1) 多職種、多分野の重層的な支援体制の強化	・相談支援体制における多職種連携の強化 ・クラウドシステムを活用した情報連携の推進
	(2) 地域で支える仕組みの構築	・集いの場を契機とした地域交流の促進 ・地域における支え合い、見守り体制の充実
2 社会の変化を踏まえたサービス提供体制の整備	(1) 支援現場の負担軽減	・ICTの活用による負担の軽減 ・他業種間の連携の推進
	(2) 持続可能なサービス提供のための新たな仕組みの構築	・障がい支援に係る専門職をフォローするための仕組みの構築 ・移動支援における新たな仕組みの構築
3 効果的な支援の実施	(1) 生活支援の充実	・ICTを活用した相談対応、健康管理支援、就労支援の充実 ・良好な成育環境、生活習慣の確保に向けた取組の充実
	(2) 自立を促すための環境整備	・生活困窮者及び障がい者の経済的自立に向けた支援 ・障がい者の親の死後を見据えた支援
	(3) 新たな介護施策の検討、実施	・外出支援や認知症対策などの新たな介護予防施策の実施 ・在宅生活支援の充実

(図10) 要介護度別認定者数の推移



資料：三条市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（高齢介護課作成）

(図 11) 介護保険事業所等における人材確保状況



※1 デイサービス、通所リハビリテーション 等

※2 グループホーム、特別養護老人ホーム 等

資料：令和元年度 介護保険事業計画策定に向けた介護保険施設等アンケート調査（高齢介護課）

第4節 生活における喜びや楽しみの創出

【現状と課題】

生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、身体的な健康だけではなく、日々の生活における喜びや楽しみといった精神的な充足を追求し、心の健康を維持、増進していくことも必要です。

生涯学習や文化芸術活動、スポーツは、そうした喜びや楽しみを生み出し、生活の質を向上させるだけでなく、地域社会を始めとする様々なコミュニティへの参加を促し、帰属欲求の充足や連帯感の醸成ももたらします。

また、ボランティアに代表される社会に貢献する活動等への参加は、地域の課題の解決や安全で安心な社会の形成などに寄与し、自己有用感を育むとともに、地域づくりへの参画意欲などを高めます。

若者や高齢者、障がいのある方、外国人など、様々な異なる嗜好やライフスタイル、おかれた状況等を踏まえつつ、誰もが様々な活動に主体的に参加しやすい環境づくりを行うことが求められます。

そのため、生涯を通して自発的、主体的に学び続けることができる環境づくりや気軽にスポーツに触れ、楽しめる環境づくり、文化、芸術を鑑賞、体験する機会の確保などを通じた裾野の拡大や社会貢献活動などに参加しやすい仕組みづくりにこれまで以上に注力する必要があります。

【基本方針と施策】

1 生涯学習の推進

学ぶことの意義や楽しみを実感できるよう、多くの市民が学びに触れる機会の創出に取り組めます。また、生涯にわたり生きがいを持って自らの可能性を追求できるよう、持続的で自律的な生涯学習の場の形成に取り組むとともに、その裾野の拡大を図ります。

(1) 場所に捉われない学習機会の創出

より多くの市民が学びに触れられるよう、公民館という場所に捉われず、地域の集会所や自宅など、様々な場所での学習機会の創出に取り組めます。

(2) 循環型生涯学習[※]の推進

学んだことを社会に還元することなどを通じて更なる学びへの意欲を高める循環型生涯学習の基盤を充実させるため、講師公募型講座の強化や公募講師の能力向上に取り組めます。

2 文化、芸術の振興

市民が幅広く文化、芸術に親しめるよう、鑑賞や体験の機会を充実させるなどし、気軽に楽しめるきっかけを増やすとともに、地域の歴史を掘り起こし、資源の有効活用を図ることで地域性豊かな文化、芸術の振興につなげます。

(1) 文化、芸術に親しむ多様なきっかけづくり

文化や芸術に親しみがない市民であっても自然とそれらに触れることができる環境

を整えることを通じ、裾野の拡大に取り組みます。

(2) 文化資源の活用と魅力の発信

地域に存在する歴史資料などの収集、研究を進めるとともに、それらの資料を有効に活用し、三条の文化を見て、触れて、楽しめる環境を整えます。

3 スポーツの推進

スポーツとの関わりを考える上で重要となる「する・観る・支える」それぞれの視点を意識し、多くの市民が多様な形で気軽にスポーツに親しみ、地域や社会に参加することにもつながる機会や環境の充実に取り組みます。

(1) スポーツに親しむ機会の充実

「する・観る」の視点から、世代や性別、障がいの有無にかかわらずスポーツに親しめる機会の充実に図るとともに、トップアスリートを間近に体感できる機会の創出などに取り組みます。

(2) スポーツ環境及び支援体制の充実

スポーツを「する」ための場などの環境整備と併せて、指導者の育成などに取り組むことでスポーツを「支える」体制を強化します。

4 幅広い活躍の場の創出

仕事や家庭、趣味だけではなく、コミュニティ活動やボランティア活動などを通じ、個人が地域や社会に貢献することで、生きがいややりがいを感じられるよう、幅広い活躍の場の創出を図ります。

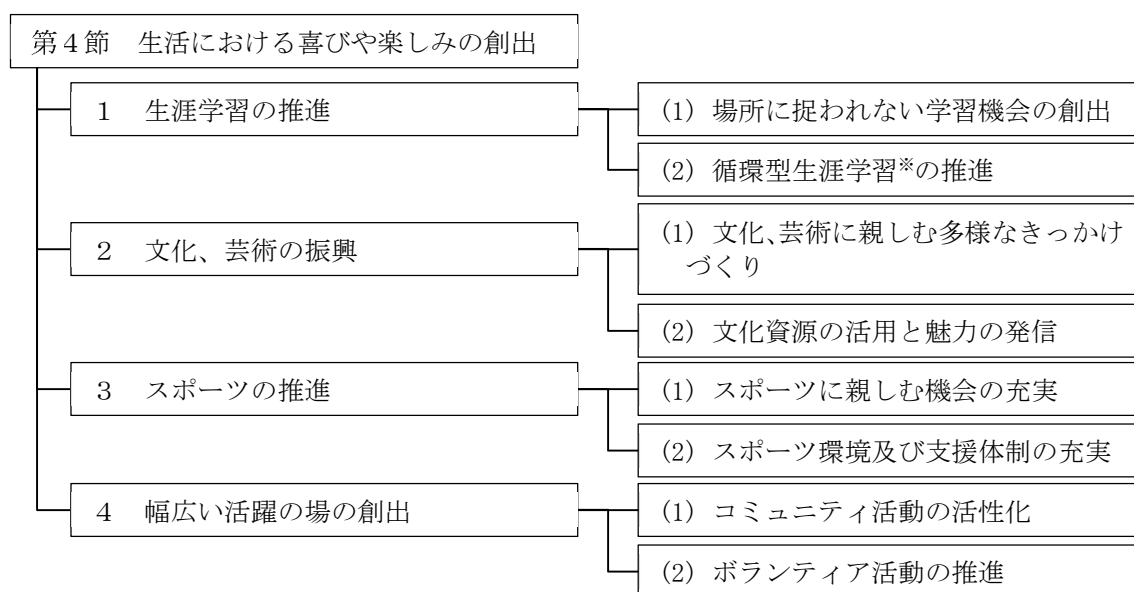
(1) コミュニティ活動の活性化

より多くの市民がコミュニティ活動を通じて喜びや楽しみを感じられるよう、地域活動を始めとするコミュニティ活動の活性化を支援します。

(2) ボランティア活動の推進

ボランティア活動がもたらす精神的な充足を多くの市民が実感できるよう、意欲や能力に応じた活動の紹介をこれまで以上に幅広く行う仕組みを構築するなど、活動に取り組む多様なきっかけづくりを行います。

【施策の体系】



【施策の説明】

小項目	主要施策	想定される主な取組
1 生涯学習の推進	(1) 場所に捉われない学習機会の創出	- 出張型きっかけの1歩事業の実施 - オンライン講座の実施
	(2) 循環型生涯学習の推進	- 講師公募型講座の実施 - 講師養成プログラムの実施
2 文化、芸術の振興	(1) 文化、芸術に親しむ多様なきっかけづくり	- 世代、性別、障がいの有無にかかわらず文化芸術に親しめる機会の創出 - 文化芸術を入口としない機会の創出
	(2) 文化資源の活用と魅力の発信	- 文化財巡り、下田郷の歴史遺産再発見事業の実施 - 鍛冶ミュージアム、歴史民俗産業資料館の企画展、関係講座の開催
3 スポーツの推進	(1) スポーツに親しむ機会の充実	- 世代、性別、障がいの有無にかかわらずスポーツに親しめる機会の充実 - トップレベルを体感する機会の創出
	(2) スポーツ環境及び支援体制の充実	- 指導者の育成、支援 - トップアスリートの育成、支援
4 幅広い活躍の場の創出	(1) コミュニティ活動の活性化	- 自治会等地縁団体による活動の支援 - コミュニティ活動の支援
	(2) ボランティア活動の推進	- 幅広いボランティア機会の提供 - 地域のボランティア活動への参加促進

第4章 全ての人の尊厳を守るまちづくり

第1節 尊厳に対する感覚の深化

【現状と課題】

全ての人が尊厳を持って幸福な生活を営んでいくことができるよう、これまで様々な分野において、お互いをかけがえのない存在として尊重し合う社会の実現に向けた取組を進めてきました。

しかし、学校では、道德教育や学級経営の充実などにより学校生活に満足している子どもの割合は全国平均を上回っているものの、依然としていじめの根絶には至っていません。家庭では子ども、障がい者、高齢者などへの虐待件数も目立った減少は見られず、徐々に増加しているものもあります。さらに職場でのセクハラやパワハラといったハラスメントについても、被害を訴える方は全国的に依然として多くいます。

こうした行為を未然に防ぐためには、遠回りであっても社会を形成する私たち一人一人の尊厳に対する感覚を深めていくことが不可欠です。

既に広く認知されていると思われる権利の侵害でも、理解不足などから自覚なく他者を傷つけてしまう場合もあることを念頭に、一層の意識の向上と理解の促進に努めることが求められます。

また、誰もが幸福に暮らせる社会を視野に、未来を見据え、これまで必ずしも十分に議論されてこなかった分野や広く認知されていない権利課題に対しても意識的に目を向けていくことも必要です。近年社会的に関心が高まっている性的マイノリティ※の生きづらさやヤングケアラー※の問題、SNSでの誹謗中傷といったインターネット上での権利侵害などについても、市民への理解の浸透を図ることで、無知から生まれる差別や権利侵害を防止していく必要があります。

【基本方針と施策】

1 既存の権利課題に対する感度の向上

広く認知されているものの根絶に至っていない権利侵害について、その未然防止に向け、一層の理解促進のための啓発や教育に取り組みます。

(1) いじめ、虐待、ハラスメント等への理解促進

学校における子どもの社会性の育成や虐待を未然に防ぐ地域づくり、様々なハラスメントに関する啓発などを通して、権利侵害に対する理解の浸透に取り組みます。

(2) ジェンダーや障がいの有無等に起因する偏見の解消に向けた啓発

ジェンダーや障がいの有無等に起因する根深い偏見の解消に向け、啓発や相互理解を促す交流活動などに取り組みます。

2 新たな権利課題に対する認知度の向上

これまで必ずしも十分に議論されず、広く認知されていない権利課題について、無知による差別や権利侵害を生まないよう、正しい理解を深めるための取組を行います。

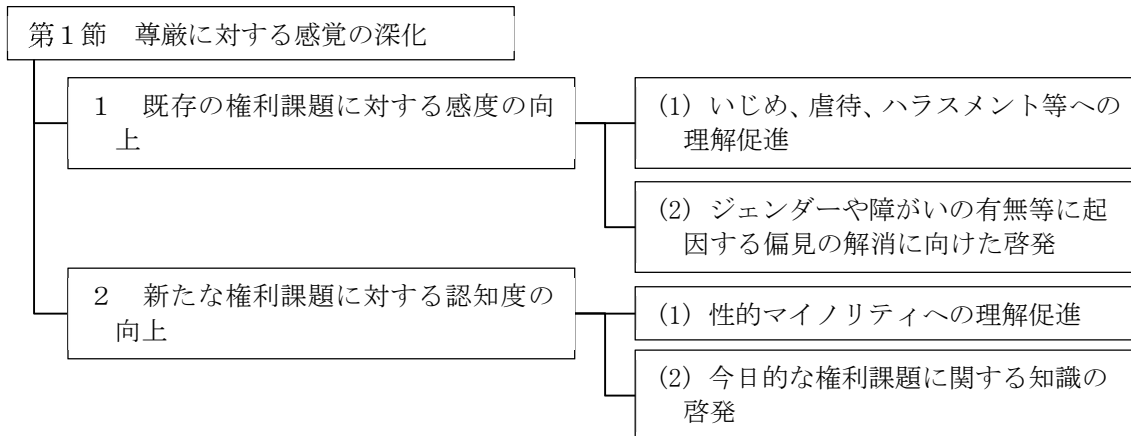
(1) 性的マイノリティ※への理解促進

性的マイノリティに関する理解を深めるためのイベントなどを実施し、性的マイノリティの人も暮らしやすいまちづくりに取り組みます。

(2) 今日的な権利課題に関する知識の啓発

ヤングケアラー※やインターネット上での権利侵害など、比較的新しい権利課題に関する知識を市民に浸透させるための取組を行います。

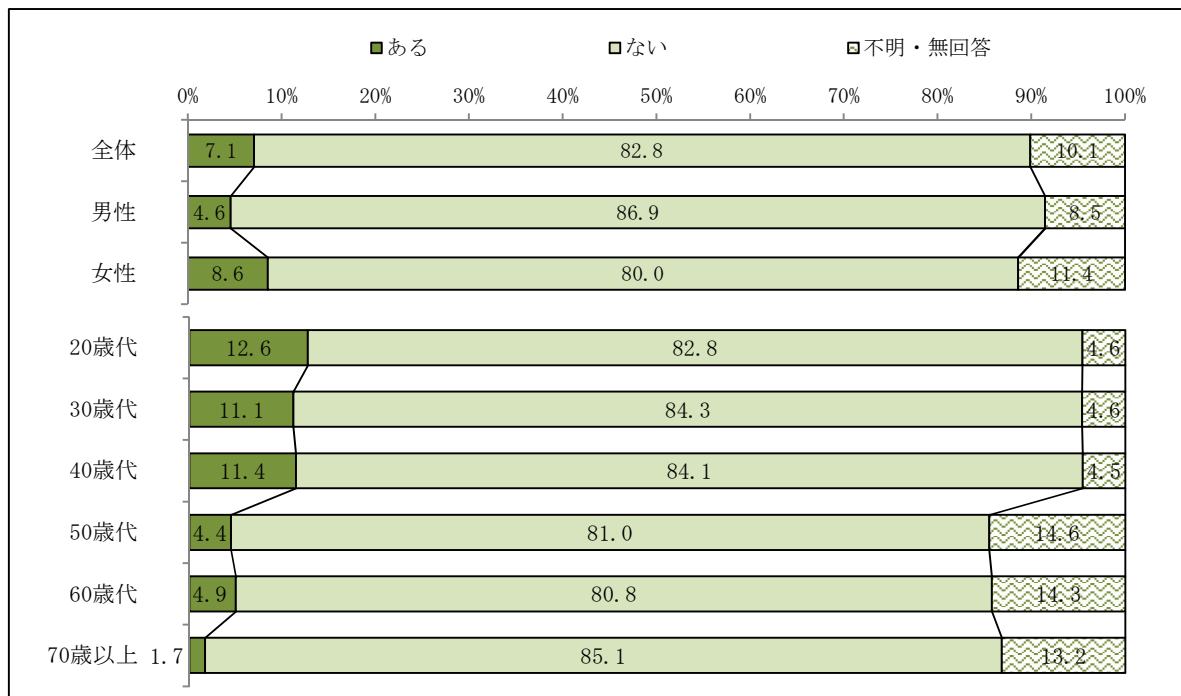
【施策の体系】



【施策の説明】

小項目	主要施策	想定される主な取組
1 既存の権利課題に対する感度の向上	(1) いじめ、虐待、ハラスメント等への理解促進	・いじめの未然防止のための学級経営の充実や社会性の育成 ・子どもの虐待を未然に防ぐための保護者支援
	(2) ジェンダーや障がいの有無等に起因する偏見の解消に向けた啓発	・ジェンダーによる固定的役割分担意識の解消 ・“ツナガル”プロジェクト（障がい分野における相互理解を進めるための取組）の推進
2 新たな権利課題に対する認知度の向上	(1) 性的マイノリティへの理解促進	・性的マイノリティへの理解を深めるイベント等の実施 ・パートナーシップ制度※及びファミリーシップ制度※の推進
	(2) 今日的な権利課題に関する知識の啓発	・ヤングケアラーに関する啓発 ・インターネット上の権利侵害に関する啓発

(図 12) 過去3年間で受けたセクシャル・ハラスメント（セクハラ、性的いやがらせ）の経験



資料：令和4年度 男女共同参画に関する市民意識調査（地域経営課）

第2節 尊厳を守る体制の強化

【現状と課題】

尊厳を傷つける行為を未然に防ぐための知識の啓発等に努める一方で、問題が発生してしまった場合に、それを速やかに把握し、必要な対策を迅速に講じる体制を整えることも重要です。

そのためには、相談窓口等の相談のしやすさや安心感、信頼感を高めるなど、当事者が声を上げやすい環境を整える必要があります。

また、当事者が声を上げられないことも念頭に、周囲が早期に気付ける環境を整えることも必要です。教育や福祉の現場では、日頃からいじめや虐待などの発見に努めているものの、わずかな兆候も見逃さないよう、携わる人の知識や気付きの技術の向上に努めることが求められます。

他方、今後増加が見込まれる介護を必要とする側も介護する側も高齢者となる「老々介護」や80代の親が自宅に引きこもる50代の子の生活を支える「8050問題」は、当事者が社会から孤立し虐待を招きやすいことから、尊厳を守る観点からも適切に対応しなければなりません。

また、子どもの虐待については、保護者の経済状況、家族の健康上の問題、子ども自身の発達障がいなど、複数の課題をその背景に抱えている事例が珍しくないため、分野横断的で総合的な支援体制を構築することが求められます。

さらに、判断能力に課題を抱えがちな障がい者や認知症の高齢者など、成年後見制度の利用が必要な人が増加する一方、適切な後見人が見つからないという事態も生じており、個々の事情に適した後見人を選定する調整機能の強化なども必要です。

【基本方針と施策】

1 早期発見のための取組の推進

尊厳を傷つけられた当事者が声を上げやすい環境を充実させるとともに、周囲による気付きの強化を図るなど、いじめや虐待などの権利侵害を早期に発見するための取組を推進します。

(1) 早期発見につながる相談体制の充実

権利侵害を早期に発見できるよう、効果的に解決に導いてくれるという安心感、信頼感が高く、相談しやすい体制の構築に取り組みます。

(2) 教育や福祉の現場等での気付きの強化

教育や福祉の現場等に携わる人への研修等を充実させ、周囲によるいじめや虐待などに対する気付きを強化します。

2 社会の変化に即した支援の充実

子ども、障がい、高齢など様々な分野で増加し、困難化する権利侵害に対して、社会の変化に即した支援の充実に取り組みます。

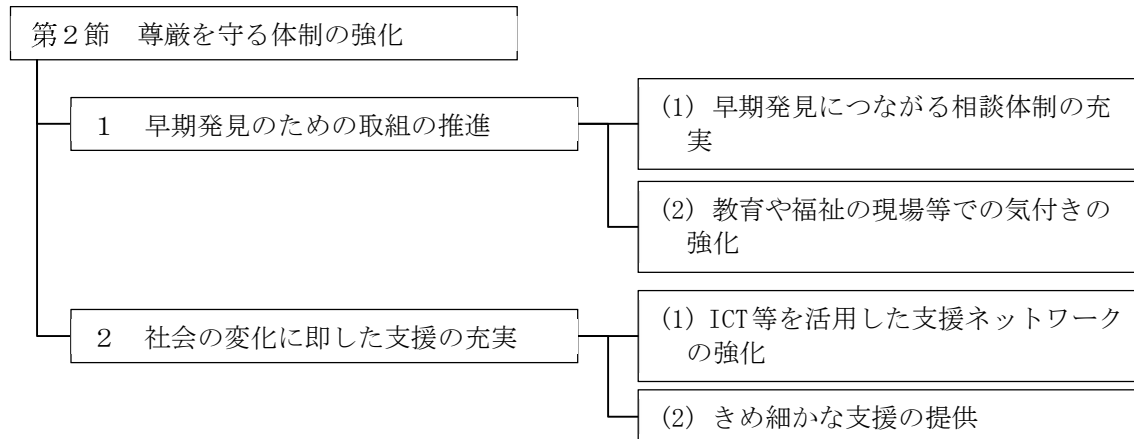
(1) ICT等を活用した支援ネットワークの強化

複雑化、複合化する課題に対応するため、多様な関係者が迅速に連携できるよう、ICT等を活用した情報連携など、尊厳を守るための支援ネットワークの強化に取り組みます。

(2) きめ細かな支援の提供

課題の解消と解消後のより良い暮らしの実現に向け、被支援者の意思を尊重しつつ、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を行うための取組を推進します。

【施策の体系】



【施策の説明】

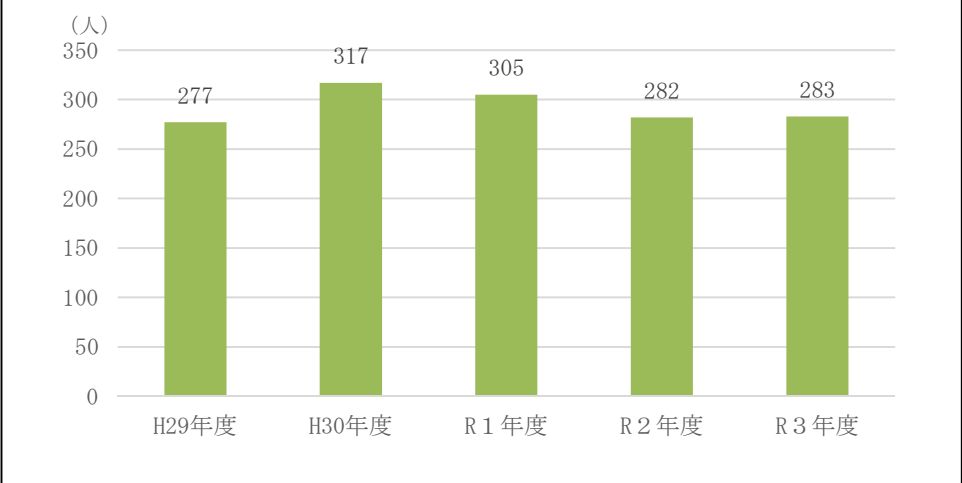
小項目	主要施策	想定される主な取組
1 早期発見 のための取 組の推進	(1) 早期発見につながる 相談体制の充実	・子ども・若者総合サポートシステム※の連携強化 ・障がい者差別や虐待に関する相談機能の強化
	(2) 教育や福祉の現場等 での気づきの強化	・「楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U）」の充実（再掲） ・虐待等への気づきを高める福祉現場等への研修の実施
2 社会の変 化に即した 支援の充実	(1) ICT等を活用した支 援ネットワークの強化	・クラウドシステムを活用した情報連携の推進（再掲） ・いじめ認知後の学校の組織的対応への指導と関係機関との連携への支援
	(2) きめ細かな支援の提 供	・子ども・若者総合サポートシステムの連携強化（再掲） ・後見人の確保

(図 13) 認知症高齢者数の推移



資料：三条市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（高齢介護課）を基に作成

(図 14) 虐待相談対応実人数の推移



資料：三条市子ども・若者総合サポートシステム※ 令和3年度活動実績（子育て支援課）

(表 5) 障がい者に対する虐待通報件数の推移 (件)

	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度 ※10 月末現在
三条市	1	3	6	9	10	10
新潟県	116	146	181	185	－	－
国	7, 188	8, 148	8, 717	9, 604	－	－

資料：令和2年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査（厚生労働省）を基に福祉課作成

第5章 住み良い地域づくり

第1節 生活環境の整備

【現状と課題】

暮らしを快適で便利なものとするためには、道路ネットワークの強化等による移動の円滑化、身近な公園や緑地の充実等による良好な都市環境の形成など、基本的な生活環境の充実に取り組む必要があります。

現在市内各所で発生している交通渋滞は、私たちの日常生活や社会経済活動に大きな損失を与えています。間近に迫った国道 289 号八十里越区間の開通や済生会新潟県央基幹病院の開院などがもたらす交通需要の変化も見込んだ対策が求められます。

また、移動の制約を受けることが多い高齢者の増加などに伴い、公共交通の重要性は今後更に高まると見込まれます。しかし、デマンド交通を始めとする当市の公共交通システムは、十分な利便性を有していると市民から認識されておらず、その改善が求められます。

他方、景観や治安の悪化、老朽化による倒壊といった周囲に深刻な影響を及ぼしかねない空き家は、年々増加しています。人口減少などに伴い、何もしなければ今後も増加が続くと見込まれることから、空き家の発生防止や既にある空き家の有効活用、解体といった総合的な対策に取り組む必要があります。

また、今後順次耐用年数を経過する公園や緑地の遊具等は、多くの子どもの利用が見込めた時代に整備されました。しかし、少子化によって前提が変わりその存在意義は薄れつつあります。公園、緑地の恩恵が最大限に発揮されるよう、今日的な在り方を検討し、時代に合った形で更新していく必要があります。

加えて、暮らしに欠かせない良質な水道水の供給や適正な汚水処理を安定的、持続的に実施するための環境整備に取り組むほか、私たちの最も身近な生活環境の一つである住宅性能の向上に取り組むことが求められます。

【基本方針と施策】

1 道路ネットワークの強化

国道 289 号八十里越区間の開通に伴う福島県側からの流入の増加や済生会新潟県央基幹病院の開院に伴う救急搬送路としての各基幹道路の重要度の上昇といった今後の交通需要の変化を見込みながら、現在各所で発生している渋滞対策を含む移動の円滑化に向けた計画的な道路ネットワークの強化に国や県と連携して取り組みます。

(1) 広域基幹道路網の整備（国道）

国道 8 号栄拡幅や国道 289 号八十里越区間、国道 403 号三条北バイパスの整備等を国、県などの関係機関と連携して進めます。

(2) 広域基幹道路網の整備（県道）

幹線道路としての県道の整備等を県などの関係機関と連携して進めます。

(3) 基幹道路の整備（都市計画道路）

広域基幹道路を補完する基幹道路の整備を計画的、効果的に進めます。

(4) その他市道の整備

生活道路である市道の拡幅改良等の整備を計画的、効果的に進めます。

2 公共交通の持続可能性の確保

移動の制約を受けやすい高齢者や学生に配慮した持続可能な公共交通体系を構築するため、利便性の向上や新規需要の獲得、運行の効率化などに取り組みます。

(1) 利便性の向上

済生会新潟県央基幹病院の開院を始めとする需要の変化なども念頭に置いた新規バス路線の開設やキャッシュレス決済の導入など、利便性の高い公共交通体系の構築に取り組みます。

(2) 効率性の向上

効率的な公共交通体系を実現するため、即時に最適な配車を行うデマンド交通に係るシステムの導入や利用状況を踏まえたバス路線の統廃合などに取り組みます。

(3) 高齢者等に配慮した移動手段の確保

高齢者や障がい者などのニーズに合わせたデマンド交通の停留所の見直しやおでかけバスの充実などに取り組みます。

3 空き家対策の推進

空き家の増加によって生活環境に著しい悪影響が及ばないよう、空き家を発生させないための取組や既に発生している空き家の積極的な利活用、解体に取り組みます。

(1) 空き家利活用の推進

空き家の利活用に関する相談会の開催などにより、空き家の発生 of 未然防止に向けた啓発等に取り組むほか、空き家バンクへの登録や解体の促進など、総合的な空き家対策に取り組みます。

(2) 特定空家の除却の推進

そのまま放置すれば倒壊するおそれがあるなど、著しく危険な特定空家の除却に係る経費を支援します。

4 公園、緑地等の整備

少子化などの社会の変化に適応し、都市環境にもたらす公園や緑地の有益性が最大限に発揮されるよう、その今日的な在り方について検討し、機能や配置等の再構築に取り組みます。

(1) 公園等の整備

現在の利用者層や地域のニーズなどの把握に努め、既存の公園等の配置や機能の見直しに取り組みます。

(2) 緑化の推進

うるおいのある公共空間を創出するため、緑地や街路樹などの適切な管理に努めるとともに、植栽配置の適正化を図るほか、イベントの開催などにより市民の緑化に対する

意識の醸成に取り組みます。

5 上下水道の整備

日常生活に欠かせない良質な水を安定的に供給するため、水源の確保と保全、計画的な水道施設の更新などに取り組みます。また、良好な水環境を保全するため、污水处理施設を適切に管理するとともに、公共下水道及び農業集落排水施設への接続率の向上などに取り組みます。

(1) 安定した水道水の供給

安定的な給水を確保するため、計画的な配水管の布設替えや水道管路の耐震化に取り組むとともに、災害時における応急給水体制の充実や災害復旧体制の確保に取り組みます。

(2) 安全、安心な水道水の供給

安全でおいしい水を供給するため、水源の確保と保全、水質管理の徹底、浄水場を始めとする水道施設の適正な管理に取り組みます。

(3) 効果的、効率的な污水处理の推進

財政状況等を踏まえた効果的、効率的な公共下水道の整備に努めるほか、合併処理浄化槽の普及促進に取り組みます。

(4) 下水道の効率的な運営

計画的な下水道施設の更新に取り組むとともに、早期接続者の使用料の減免や工事費の助成などにより接続率の向上に取り組みます。

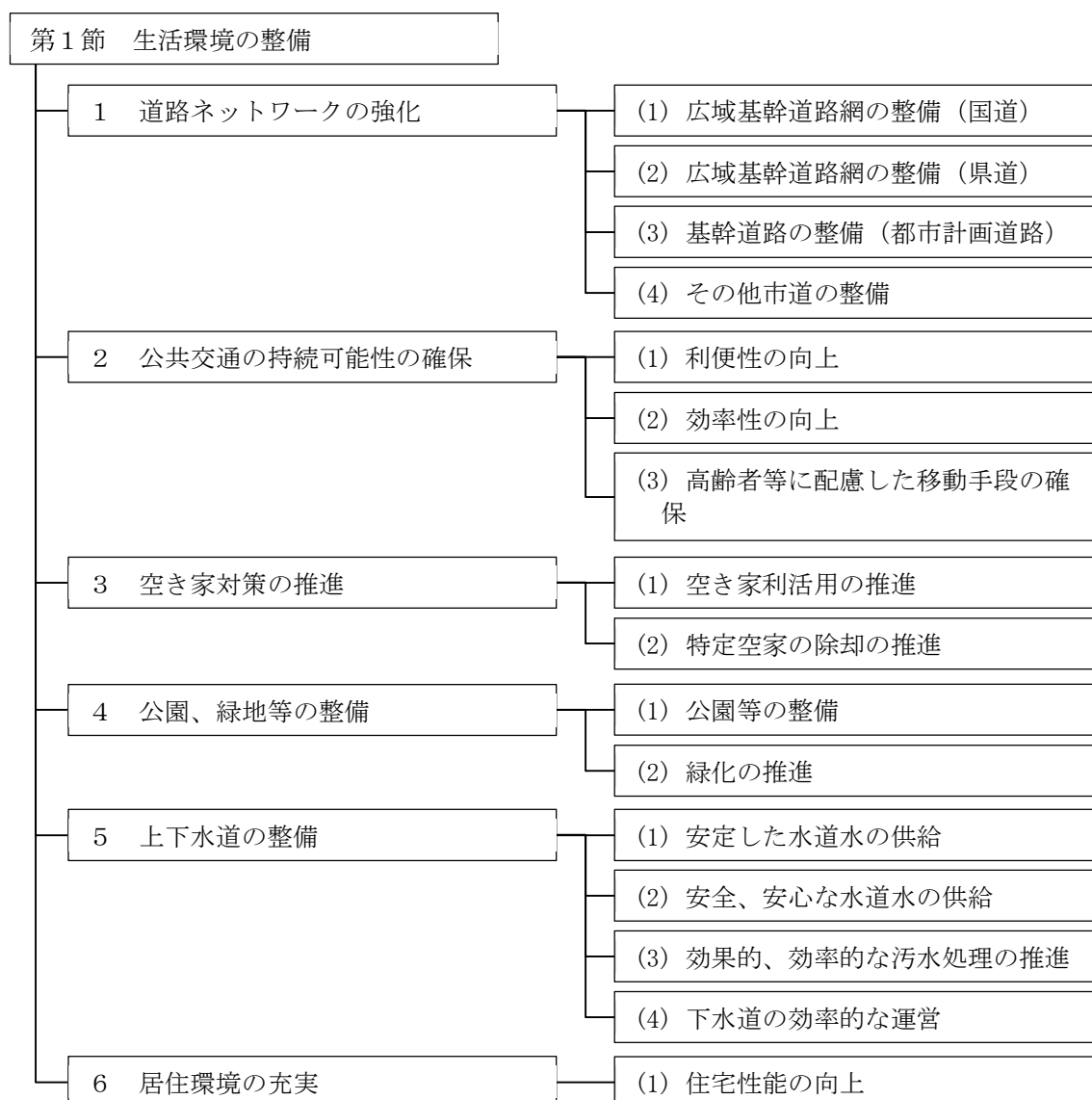
6 居住環境の充実

健康的な暮らしを支え、生活の質を大きく左右する住まいの快適さを高めるため、断熱性能の向上やバリアフリー化などの居住環境の充実に取り組みます。

(1) 住宅性能の向上

近年の気候変動に対応するとともに、環境に対する負荷を軽減するため、住宅の高断熱化などに対する支援に取り組みます。

【施策の体系】



【施策の説明】

小項目	主要施策	想定される主な取組
1 道路ネットワークの強化	(1) 広域基幹道路網の整備（国道）	・国道8号栄拡幅の促進 ・国道289号バイパス及び八十里越区間の整備促進 ・国道403号三条北バイパスの整備促進 ・国道8号下須頃事故対策の促進
	(2) 広域基幹道路網の整備（県道）	・長岡見附三条線の整備促進 ・下田見附線の整備促進
	(3) 基幹道路の整備（都市計画道路）	・新保裏館線（仮称）北工区の整備の検討 ・田島曲渕線の整備
	(4) その他市道の整備	・最新の交通状況を踏まえた効果的な整備

2 公共交通 の持続可能 性の確保	(1) 利便性の向上	・新規バス路線の開設 ・キャッシュレス決済の導入促進 ・待合環境の改善
	(2) 効率性の向上	・AIを活用した効率的な配車システムの導入の検討 ・利用状況を踏まえたバス路線の統廃合の検討
	(3) 高齢者等に配慮した 移動手段の確保	・デマンド交通における停留所の見直し ・おでかけパスの充実 ・AIを活用した効率的な配車システムの導入の検討（再掲）
3 空き家対 策の推進	(1) 空き家利活用の推進	・空き家バンク制度の拡充 ・発生抑制、活用推進セミナー等の実施 ・空き家の改修や解体に対する補助
	(2) 特定空家の除却の推 進	・特定空家の解体に対する補助
4 公園、緑 地等の整備	(1) 公園等の整備	・利用者ニーズ等を踏まえた公園の配置や機能の見直し
	(2) 緑化の推進	・街路樹等の植栽配置の適正化 ・緑化推進に係る啓発イベントの開催
5 上下水道 の整備	(1) 安定した水道水の供 給	・計画的な水道管路等の更新、耐震化の推進 ・災害時の応急給水体制の強化及び持続可能な復旧体制の構築
	(2) 安全、安心な水道水 の供給	・水源の確保、保全 ・水質管理の徹底、水道施設の安全管理
	(3) 効果的、効率的な汚 水処理の推進	・公共下水道の計画的な整備 ・合併処理浄化槽の普及促進
	(4) 下水道の効率的な運 営	・計画的な施設更新の実施 ・接続工事費の助成、早期接続者への使用料減免の実施 ・経営の効率化の推進
6 居住環境 の充実	(1) 住宅性能の向上	・断熱性能の向上に対する補助 ・雪下ろし時の落下防止対策に対する補助 ・バリアフリー化に対する補助

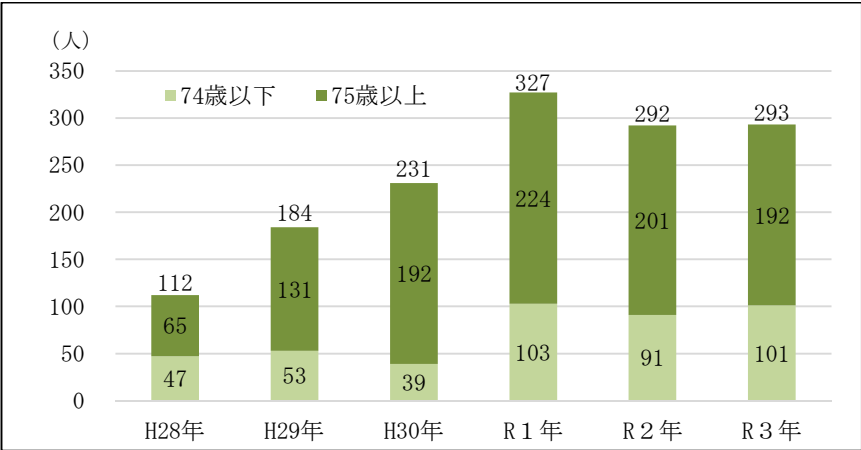
(表6) 令和3年度市民アンケート調査における満足度

順位	項目	満足度
1	市民の健康づくり	3.255
2	上水道の供給	3.244
3	消防体制	3.228
4	防災対策	3.140
5	行政サービス	3.134
⋮		
33	観光の振興	2.687
34	道路環境	2.670
35	雇用対策	2.645
36	商業の振興	2.569
37	公共交通対策	2.543

※3を「普通」として5段階で評価

資料：令和3年度市民アンケート調査（政策推進課）

(図15) 自動車運転免許の返納者数の推移



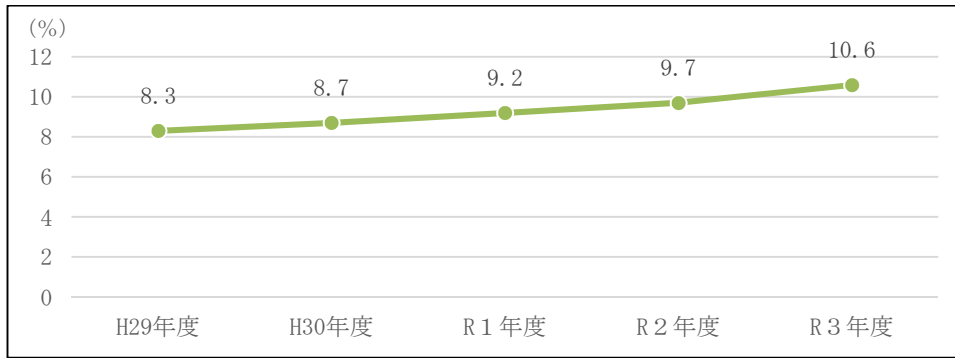
資料：新潟県運転免許センター提供データを基に作成

(表7) 空き家の推移

調査年	住宅総数	空き家	空き家率
H30年	38,020 戸	4,450 戸	11.7%
H25年	36,750 戸	4,010 戸	10.9%
H20年	36,790 戸	3,970 戸	10.8%

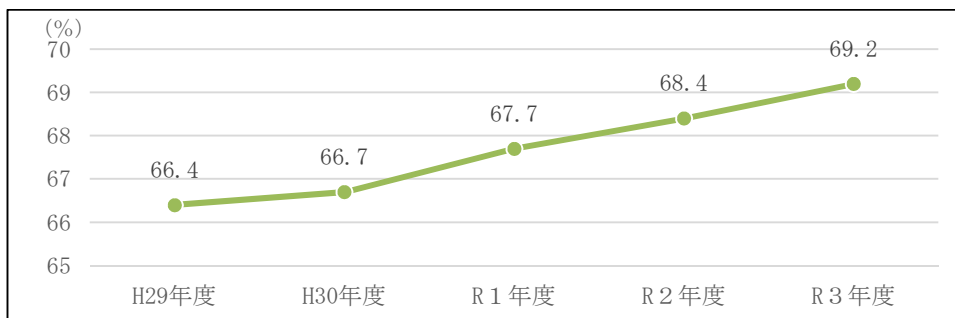
資料：住宅・土地統計調査（総務省）を基に作成

(図 16) 水道管路の耐震化率の推移



資料：上下水道課作成

(図 17) 下水道及び農業集落排水施設の接続率の推移



資料：上下水道課作成

第2節 社会資本の適切な管理

【現状と課題】

市民生活の基盤として大切な役割を果たしてきた多くの公共施設や道路、橋りょうの老朽化が進み、それらの更新や改修の必要性が年々高まっています。

しかし、少子高齢化や人口減少を始めとする私たちを取り巻く環境の変化により、社会インフラに求められる機能や需要量も少なからず変化しており、そうした事情を考慮しない漫然とした更新等は、財政負担を抑制する上でも許されません。将来の利用需要等に応じた機能や総量の最適化、既存の施設の有効活用に取り組むことが求められます。

また、老朽化を原因とする社会インフラの機能不全や事故の発生は、絶対に避けなければなりません。そのため当市では、計画的な予防保全の実施により施設等の健全な維持、長寿命化に努めてきましたが、今後の更なる更新需要等の増加に適切に対応していくため、長期的な視点でより一層効果的、効率的な維持管理に取り組む必要があります。

そして、こうした施設等の健全性や安全性をきめ細かく守っていくためには、それらが所在する地域の事情に精通した地元企業や市民ボランティアなど、民間の活力を生かしていくことが有効です。これまでも道路や公園、街灯などに関する包括的維持管理業務委託により効果的、効率的な維持管理に努めてきましたが、その主な担い手であり、また、除雪や災害の際には最前線に対応に当たる建設業者は、慢性的な人手不足に陥っています。健全な社会インフラの維持管理や市民の安全、安心の確保に支障が生じないように、合理的で持続可能な体制の構築に取り組む必要があります。

【基本方針と施策】

1 公共施設の最適化

少子高齢化、人口減少を始めとする様々な社会情勢や地域環境の変化、今日の市民ニーズなどに対応した施設の規模や機能の見直しなどにより公共施設の最適化を進めます。

(1) 施設機能の見直し

市民ニーズや財政負担を踏まえながら、施設の用途の変更や既存施設を有効に活用した機能の複合化などについて検討し、実施します。

(2) 施設規模の見直し

現在の需要に応じた適切な施設となるよう、規模の見直しや施設の廃止などについて検討し、実施します。

2 長寿命化の推進

施設の状態を定期的に点検、診断し、異常が認められる場合には致命的な欠陥が生じる前に補修や補強といった対策を速やかに講じることでライフサイクルコスト*の縮減を図る予防保全により施設の長寿命化に取り組みます。

(1) 計画的な予防保全の推進

道路、橋りょう、上下水道施設や公共施設などの社会インフラの長寿命化を図るため、施設の計画的な予防保全を図ります。また、予防保全に係る計画の策定に当たっては、

管理の高度化やコスト縮減に資する新技術の導入を検討します。

3 維持管理体制の整備

市民生活を支える社会インフラを将来にわたって健全に維持するため、道路等に係る包括的維持管理業務委託の対象地域等の拡大に取り組むとともに、その直接の担い手である建設技術者の育成支援等に取り組みます。また、公共施設の効果的、効率的な維持管理を実現する新たな方策の導入を検討します。

(1) 包括的維持管理体制の推進

地域の事情に精通した建設業者による道路や公園、街灯などに関する公共施設の包括的維持管理業務委託の対象地域や業務内容を拡大することで、効果的、効率的な維持管理の更なる推進とその担い手である建設業者の経営の安定化に取り組みます。

(2) 建設技術者の育成支援

市内に勤務する建設業従事者の建設技術に係る資格の取得を支援するなど、地域を支える建設技術者の育成支援に取り組みます。

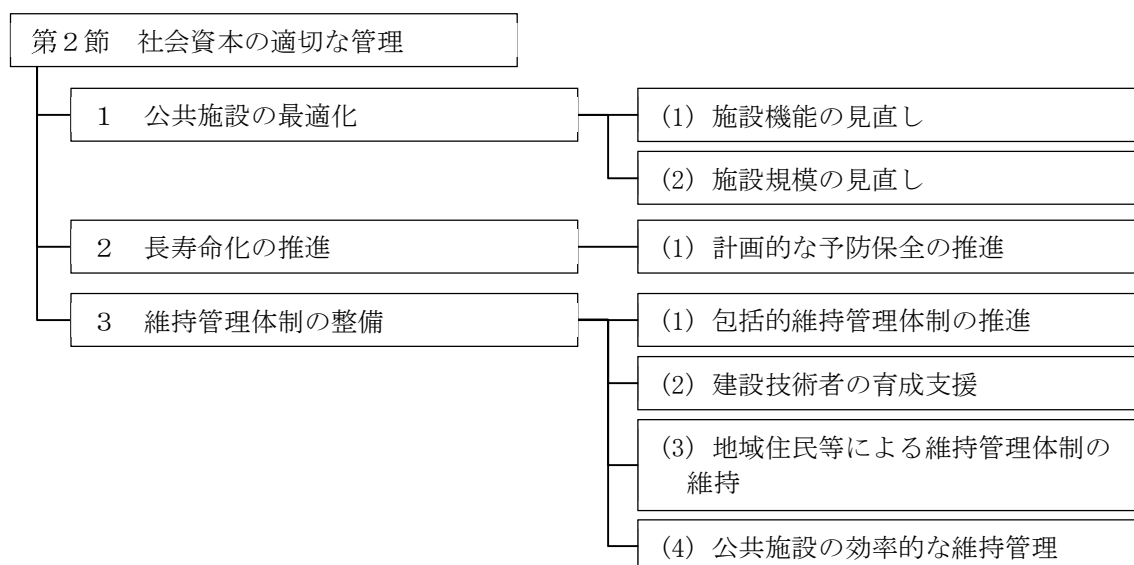
(3) 地域住民等による維持管理体制の維持

自治会や地域の元気な高齢者などが、有償ボランティア等として身近な道路や公園などの日常の維持管理業務を担う仕組みの拡大に取り組みます。

(4) 公共施設の効率的な維持管理

老朽化によって年々増加する公共施設の修繕などを、専門的な知見を有する事業者に一括して委託する先進事例を研究するなど、公共施設の維持管理における新たな方策を検討し、導入を図ります。

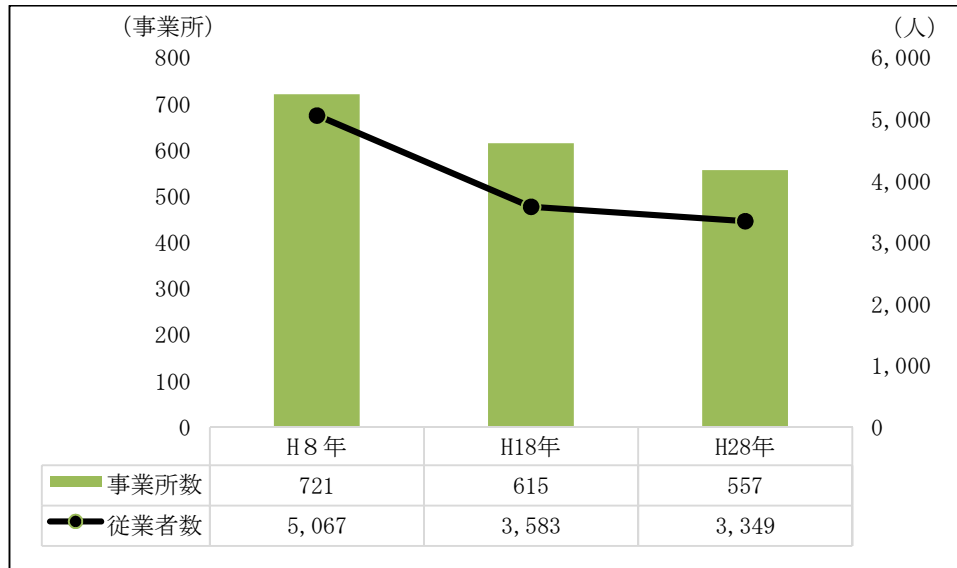
【施策の体系】



【施策の説明】

小項目	主要施策	想定される主な取組
1 公共施設の最適化	(1) 施設機能の見直し	・施設の用途の変更や機能の複合化に関する検討（公共施設等総合管理計画及び公共施設再配置計画の見直し）
	(2) 施設規模の見直し	・施設規模の見直しや廃止に関する検討（公共施設等総合管理計画及び公共施設再配置計画の見直し）
2 長寿命化の推進	(1) 計画的な予防保全の推進	・長寿命化計画の見直し ・新たな技術を活用した維持管理の高度化
3 維持管理体制の整備	(1) 包括的維持管理体制の推進	・包括的維持管理業務委託の委託内容や適用地域の拡大
	(2) 建設技術者の育成支援	・建設技術者の資格取得に対する補助 ・施工管理に係る指導
	(3) 地域住民等による維持管理体制の維持	・自治会、住民団体等への委託の促進
	(4) 公共施設の効率的な維持管理	・公共施設包括管理業務委託の導入検討

(図 18) 建設業事業所数及び従業者数の推移



資料：事業所・企業統計調査（総務省）、経済センサス-活動調査（総務省）を基に作成

第3節 安全、安心の確保

【現状と課題】

犯罪の発生が認知された件数は年々減少していますが、子どもが被害者となる犯罪を始め、高齢者を狙った特殊詐欺やインターネットを通じた犯罪など、新たな形での様々な犯罪も各地で発生し、多くの人が治安に対する懸念や犯罪に巻き込まれる不安を抱いています。

こうした状況にあって、市民の不安を払拭し、被害を未然に防止するためには、社会全体で犯罪の抑止力をこれまで以上に強化するとともに、一人一人の防犯意識を高める必要があります。そして、仮に万が一にも市民が犯罪に巻き込まれる事態が生じた場合には、被害者等が少しでも平穏な日常生活を取り戻せるよう、地域社会が温かく寄り添っていくことが求められます。

また、犯罪と同様に私たちの日常生活を脅かす交通事故は、発生件数、死傷者数ともに近年減少していますが、高齢ドライバーによる事故の割合は増加傾向にあります。

交通事故から身を守るために必要な交通安全施設の整備等に加え、高齢者による事故の発生を抑制するため、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体でその生活を支える体制の整備などに取り組むことが必要です。

他方、雪国に暮らす人にとって当然ともいえる降雪時の迅速できめ細かな除雪は、担い手である建設業者の減少によって今後必ずしも当たり前に行われなくなる懸念があります。既存の建設業者だけでは除雪体制を組むことが困難になってきていることから、除雪を担う事業者の確保及び拡充を含む新たな枠組みでの除雪体制の整備を図る必要があります。

【基本方針と施策】

1 防犯対策の推進

犯罪が起こりにくい環境づくりを進めるため、市民の防犯に対する知識や意識を高める情報発信などに取り組むとともに、通学路や公園などにおける子どもを狙った犯罪の発生を未然に防ぐための対策に取り組みます。また、関係機関との連携の下、犯罪の被害者等を支える地域社会の形成に取り組みます。

(1) 防犯意識の高揚及び地域防犯活動の促進

様々な媒体を通じた効果的な情報発信により、市民の防犯に対する知識や意識の向上に取り組むとともに、地域における自主的な防犯活動を支援するなど、それらの活動の活発化を促します。

(2) 道路、公園等における安全対策の推進

子どもの登下校時や放課後の遊び場である公園等における犯罪を未然に防止するため、各所への防犯カメラの設置を進めます。

(3) 犯罪被害者等支援の推進

犯罪被害者等を支援する姿勢を明確に示す三条市犯罪被害者等支援条例に基づき、直接的な被害だけでなく、その後も周囲の無理解や心ない言動などによって更に犯罪被害者等が苦しめられることがないように、必要な啓発等に取り組むとともに、少しでも平穏な生活を取り戻せるよう、関係機関と連携した各種の支援に取り組みます。

2 交通安全対策の推進

交通安全に係る意識を高めるため関係団体と連携し、交通安全教室や各種の啓発活動に取り組みます。また、交通事故が発生しにくい道路環境を整備するため、通学路の合同点検や必要な安全対策の実施に取り組みます。さらに、高齢者による交通事故が増えていることから、公共交通の利便性の向上など、高齢者が運転免許を返納しやすい環境づくりを進めます。

(1) 交通安全意識の向上

交通安全に関する正しい知識を習得し、それらを実践できるよう、警察や交通安全協会と連携した交通安全教室の実施などに取り組みます。

(2) 交通安全施設の整備

交通事故の起こりにくい道路環境を整備するため、学校関係者や警察などを交えた合同点検によって通学路等の改善箇所を確認し、必要な安全対策を講じるほか、信号機の設置や道路の規制線の引き直しを関係機関に要請するなど、交通安全施設の整備に取り組みます。

(3) 高齢者の免許返納の促進

高齢者等が自ら運転することなく、病院や買い物などに通うことができるよう、公共交通の利便性の向上やおでかけパスの充実などに取り組みます。

3 除雪体制の維持

除雪体制を維持するため、除雪業務に係る事業者負担の軽減とその主な担い手である建設業者の経営の安定化に取り組みます。また、新たな除雪業者の確保に向けて、参入に当たっての障壁を下げる取組を進めるとともに、建設技術者の育成支援に取り組みます。

(1) 事業者の参入意欲の増進

市が事業者に貸与する除雪機械を計画的に調達するなど、除雪業務への参入意欲を阻害しない環境づくりに取り組みます。

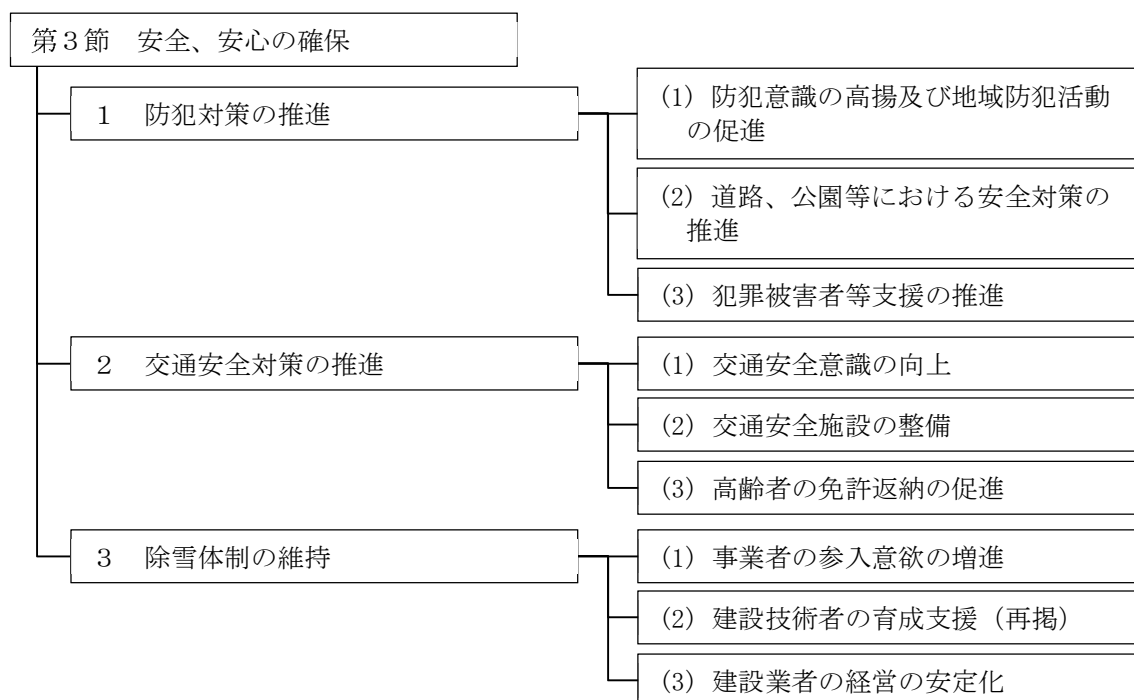
(2) 建設技術者の育成支援（再掲）

市内に勤務する建設業従事者の建設技術に係る資格の取得を支援するなど、地域を支える建設技術者の育成支援に取り組みます。

(3) 建設業者の経営の安定化

包括的維持管理業務委託の担い手であるとともに、冬季の除雪の担い手でもある建設業者に安定的な業務量を供給するため、その対象地域や業務内容の拡大に取り組みます。

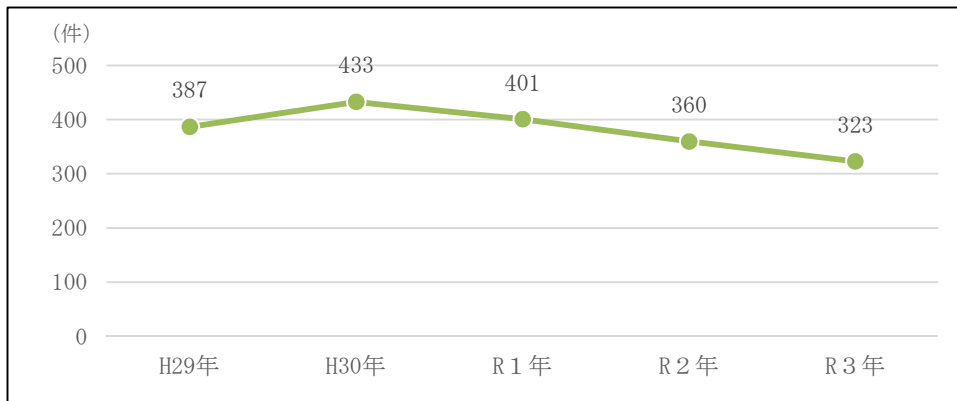
【施策の体系】



【施策の説明】

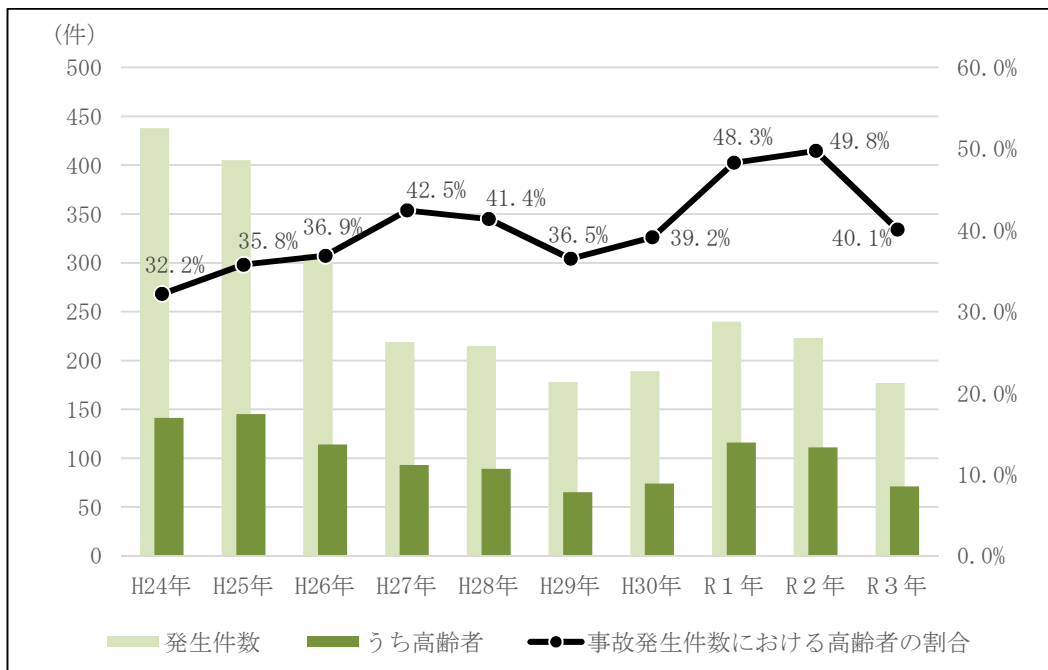
小項目	主要施策	想定される主な取組
1 防犯対策の推進	(1) 防犯意識の高揚及び地域防犯活動の促進	・ 広報や防犯メール等による啓発活動の強化 ・ 防犯パトロール等、地域防犯活動の推進
	(2) 道路、公園等における安全対策の推進	・ 通学路等への防犯カメラの設置
	(3) 犯罪被害者等支援の推進	・ 三条市犯罪被害者等支援条例に基づく支援の実施
2 交通安全対策の推進	(1) 交通安全意識の向上	・ 交通安全教室の実施
	(2) 交通安全施設の整備	・ 通学路合同点検の実施 ・ 信号機の設置や規制線の劣化防止等の要請 ・ 交通状況に応じたカーブミラーの設置
	(3) 高齢者の免許返納の促進	・ 公共交通の利便性の向上 ・ おでかけパスの充実（再掲）
3 除雪体制の維持	(1) 事業者の参入意欲の増進	・ 除雪機械の貸与
	(2) 建設技術者の育成支援（再掲）	・ 建設技術者の資格取得に対する補助 ・ 施工管理に係る指導
	(3) 建設業者の経営の安定化	・ 包括的維持管理業務委託の委託内容や適用地域の拡大（再掲）

(図 19) 三条警察署管内の刑法犯認知件数の推移



資料：犯罪と少年補導（三条警察署、三条市防犯協会）を基に作成

(図 20) 交通事故発生状況の推移



資料：三条警察署提供データを基に作成

第4節 地域の維持、活性化

【現状と課題】

このまちの魅力は、長い年月をかけて培われてきたそれぞれの地域の多様な個性が形作っていますが、多くの地域において人口減少や高齢化が急速に進む厳しい状況が続いています。

地縁的なつながりを象徴する地域の祭りや共同作業などは、現在、自治会を中心とした取組として辛うじて維持できているものの、今後は担い手の不足やコミュニティに対する関心の低下などにより、活動の減少が懸念されます。

地域の特色や魅力を守り、そこで人が生き生きと暮らし続けるため、時代の変化に適応しながら、地域の活力の維持、向上を図っていく必要があります。

そのためには、自らが暮らす地域に対する住民の関心を高め、地域の問題や課題に主体的に関与する意識を醸成する取組を進めるとともに、それぞれの実情に応じ、ときに地域外から新たな担い手と呼び込み、活動に関わってもらうことで活力の向上につながる相乗効果を生み出すことも必要です。

これまで当市は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大などを契機とした地方移住に対する関心の高まりを捉え、就職支援などを含むきめ細かな移住支援に取り組むことで多くの移住者から選ばれてきました。

こうした人口動態の前向きな動きを更に加速させていくため、これまでの取組を更に充実させるとともに、三条市立大学の開学など、就学、就業に影響を及ぼす環境の変化を積極的に生かし、新たな地域の担い手の確保にもつながる対策を講じていくことが必要です。

こうした様々な取組による地域の活力の向上が、新たな担い手と呼び込み、更なる活力を生み出すという好循環を形成することが求められます。

【基本方針と施策】

1 地域活動の維持、活性化

地域を将来にわたって維持していくためには、住民自身が主体的に地域の問題や課題の解決に取り組んでいくことが欠かせません。イベントの開催や地域に根差した歴史遺産の活用などを通じて地域への愛着を醸成し、自発的、積極的な関わりを促すことで、地域活動が持続可能なものとなるよう取り組みます。

(1) 地域活動の支援

地域における課題等の解決に向けた支援を行うとともに、地域の若者や地域外から来た学生、移住者などの奉仕作業を始めとした地域活動への参加を促し、担い手の多様化につなげることで、地域活動の維持、活性化を図ります。

(2) 交流機会の充実

地域の行事や活動を支援するとともに、まちなかや下田地域、まちやま、体育文化会館などのエリアや拠点を生かしたイベントなどを充実させ、そのエリアの魅力を発信することで、地域内外の交流機会の充実を図ります。

2 移住、定住の促進

社会情勢の変化や三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校の開校、済生会新潟県中央基幹病院の開院といった就学や就職に関する大きな環境の変化を積極的に生かした移住、定住の促進に取り組みます。

(1) 相談体制の充実

体験居住や移住希望者への就労支援など、更にきめ細かくニーズに応えられるよう、相談体制を充実させるとともに、対象を明確にした地域の魅力等の効果的な発信に取り組みます。

(2) 移住者への支援

居住に係る費用の補助など、移住によって発生する経済的な負担を軽減する方策などを検討、実施し、更なる移住希望者の増加を図るとともに、地域おこし協力隊員を効果的に活用した地域活動の活性化、任期終了後の継続した生活支援などによる隊員の定住促進に取り組みます。

3 地域の担い手の確保

既存の担い手と新たな担い手が交流できる場を形成するとともに、コミュニティにおいて外部人材を柔軟に受け入れられる環境を整え、そうした人材と地域住民とが一体となって実施する活動を支援することなどを通じ、主体的に活動する人材の増加を図ります。

(1) 新たな活動主体の確保、育成

これまで地域活動に参加していなかった若者を始めとする既居住者や進学や就職、転職を契機とした転入者が参加しやすい環境づくりを推進します。

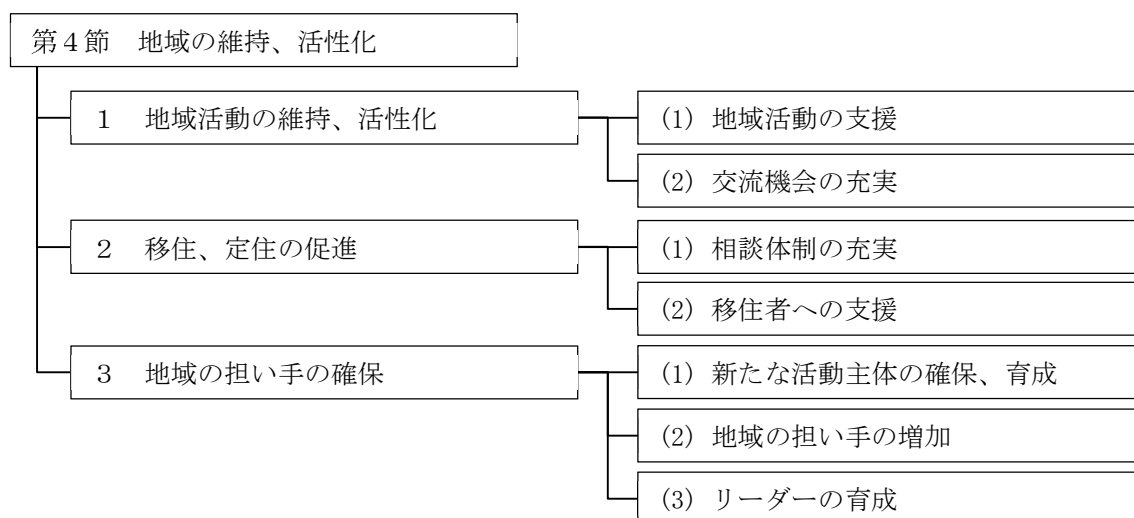
(2) 地域の担い手の増加

学生等が地域と交流する場や若者同士の交流の場の整備により、新たな担い手が地域との関係性を構築しやすい環境づくりに取り組みます。

(3) リーダーの育成

自らが暮らす地域をどのようにしていくのかを考える場を創出し、イベントや新たな事業の立ち上げなどを経験する機会を設けることで、地域を担っていく人材の育成を図ります。

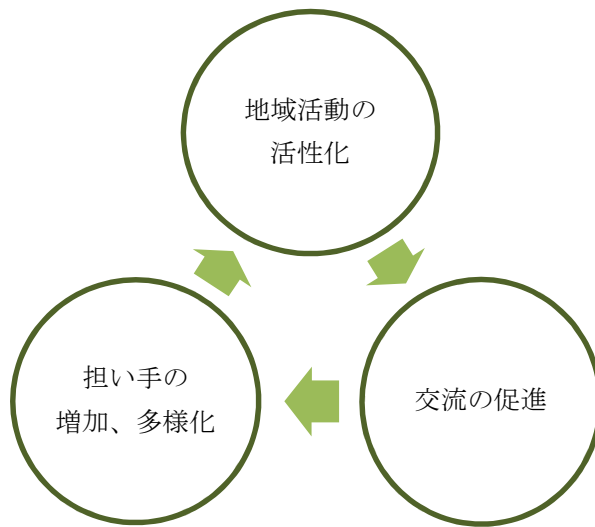
【施策の体系】



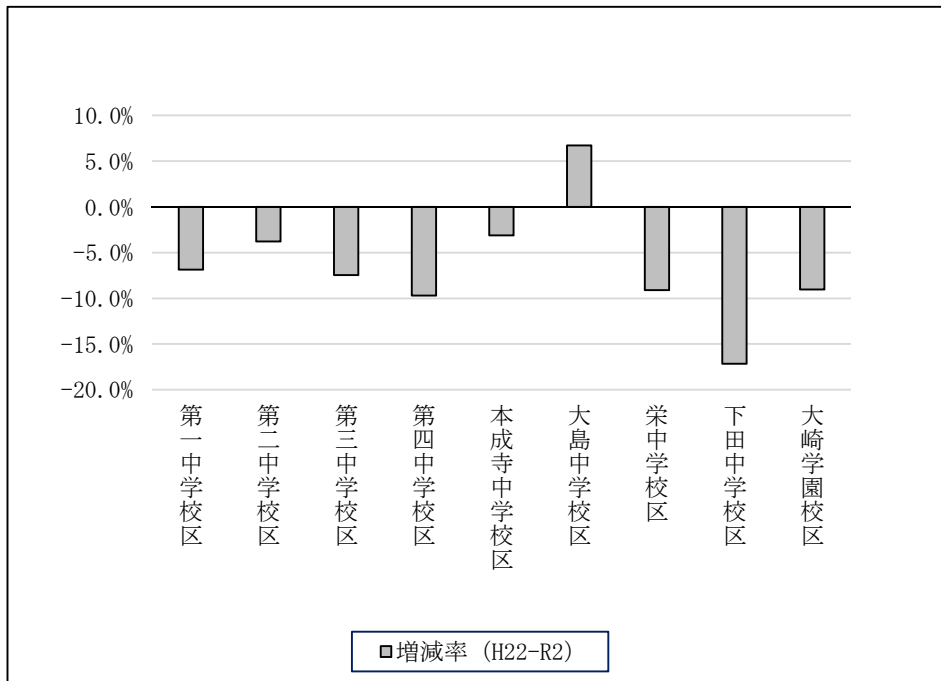
【施策の説明】

小項目	主要施策	想定される主な取組
1 地域活動の維持、活性化	(1) 地域活動の支援	・自治会、コミュニティ活動の支援 ・条件不利地域に対する支援 ・地域の歴史を生かした愛着の醸成
	(2) 交流機会の充実	・地域の行事、活動の充実促進 ・まちなかイベント、交流機会の充実 ・拠点を活用した人の流れを生む取組の実施
2 移住、定住の促進	(1) 相談体制の充実	・移住総合窓口の充実 ・体験メニューの充実 ・地域の魅力や移住に係る情報発信の強化
	(2) 移住者への支援	・移住に係る経済的負担等の軽減 ・市立大学生等の定住促進に向けた取組の実施
3 地域の担い手の確保	(1) 新たな活動主体の確保、育成	・コミュニティ支援交付金による新たな活動の支援、促進
	(2) 地域の担い手の増加	・学生と地域の交流の場の形成 ・地域の若者同士の交流の場の充実
	(3) リーダーの育成	・地域おこし協力隊等を活用した起業家の誘致 ・まちづくり講座の開催

(図 21) 地域の活力向上の循環イメージ



(図 22) 中学校校区別人口増減率



資料：平成 22 年・令和 2 年国勢調査（総務省）を基に作成

第5節 自然環境の保全

【現状と課題】

温暖化に伴う地球規模の気候変動により、水害や土砂災害の頻発化や激甚化が懸念されています。毎年、世界各地で大きな被害をもたらす災害が発生しており今後もこれまでの想定を超える気象災害が頻繁に生じる可能性があります。

また、気候変動は、自然の生態系のみならず、農業を始めとする様々な生産活動や私たちの日常生活、健康にも大きな影響を及ぼしています。

こうした中、世界各国でカーボンニュートラル[※]を目指す動きが加速しています。現在 120 以上の国と地域が 2050 年までのカーボンニュートラルに向けた取組を進めており、我が国においても 2020 年に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。このように脱炭素社会の実現に向けた動きは、既に世界的な潮流となっており、その対応が基礎自治体レベルでも急がれます。

他方、この地域が有する広大な森林は、地球温暖化の緩和に重要な役割を果たすだけでなく、水源のかん養や土砂災害等の防止など、私たちが暮らしやすい快適な環境の形成に大きく貢献しています。森林環境の保全を通じ、自然と人間が共存する緑豊かな魅力ある地域を維持していく必要があります。

さらに本市には、森林だけではなく、信濃川や五十嵐川、刈谷田川がもたらす豊かな水資源、国定公園や県立自然公園、四季折々の姿を見せる木々や草花など、恵まれた自然環境があります。これらは三条市の発展を支え、ときに人々の心のよりどころとなってきた将来にわたって守るべき大切な宝です。

今あるこうした恵まれた環境を守り、将来の世代に伝え、長期的な視点で私たちの生活を気候変動などから守っていくためにも、市民、事業者、民間団体、市がそれぞれの立場で自然環境について考え、行動することが求められます。

【基本方針と施策】

1 脱炭素社会の推進

二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出を実質的にゼロにすることを目指すカーボンニュートラルの実現に向けて、市民、事業者、民間団体、市がそれぞれの立場での取組を推進します。

(1) 市民の行動変容につながる取組の推進

衣、食、住、移動など、私たちが普段の生活の中で消費する製品やサービスのライフサイクル（製造、流通、使用、廃棄等の各段階）から生じる温室効果ガスが、我が国の二酸化炭素排出量の約 6 割を占めているといわれます。

市民一人一人が、生活を少し工夫して無駄をなくしたり、環境負荷の低い製品、サービスを選択したりすることを促し二酸化炭素排出量の削減を図ります。また、三条市が率先して再生可能エネルギーを活用することで脱炭素へ向けた市民の意識の醸成を図ります。

(2) 脱炭素に向けた取組の支援

再生可能エネルギーの活用を検討している市内企業に対する専門家の助言などにより企業の脱炭素に向けた取組を支援します。

2 森林環境の保全

森林は、地球温暖化の緩和に対する機能が改めて注目されるとともに、水源のかん養機能や土砂災害などの防止機能、さらにはレクリエーションの場としての活用まで、非常に幅広い多面的な機能を有しています。

これらの機能を持続的に発揮できるよう、森林の適切な整備を行うとともに、森林資源の有効活用を図ります。

(1) 計画的な間伐、再造林等の推進

森林経営計画制度を活用するなどし、計画的な整備を図るとともに、Jークレジット制度※を活用した森林整備の促進を図ります。

(2) 森林資源の有効活用

間伐材やせん定枝を利用して燃料とする木質バイオマスの推進を図るとともに、林業振興により森林環境の健全化を図ります。

3 環境行政の推進

私たちを取り巻く様々な自然環境について知るとともに、日常生活や事業活動が環境に与える影響を理解し、市民、事業者、民間団体、市が一体となってそれぞれの立場から自然環境の保全に努めるよう取組を進めます。

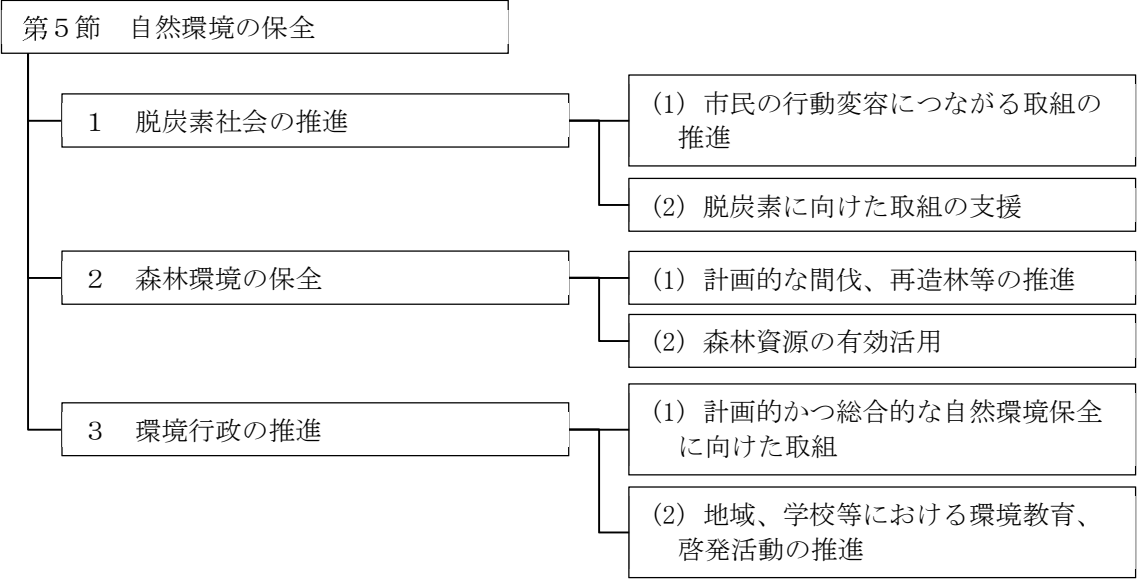
(1) 計画的かつ総合的な自然環境保全に向けた取組

環境基本計画に基づき、自然環境保全に係る諸政策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 地域、学校等における環境教育、啓発活動の推進

地域、学校、職場などにおける環境教育や啓発活動により市民の環境に対する意識向上を図ることで、市民一人一人がそれぞれに身近な地域の自然環境や自然景観の保全などに努めるよう取り組みます。

【施策の体系】



【施策の説明】

小項目	主要施策	想定される主な取組
1 脱炭素社会の推進	(1) 市民の行動変容につながる取組の推進	・ 公共施設における再生可能エネルギーの利用の拡大
	(2) 脱炭素に向けた取組の支援	・ 企業向け説明会の開催
2 森林環境の保全	(1) 計画的な間伐、再造林等の推進	・ 森林経営計画の推進 ・ J-クレジット制度※の推進
	(2) 森林資源の有効活用	・ 林業の振興 ・ 木質バイオマスの利活用の推進
3 環境行政の推進	(1) 計画的かつ総合的な自然環境保全に向けた取組	・ 環境基本計画の推進
	(2) 地域、学校等における環境教育、啓発活動の推進	・ エコクラス認定制度※の実施 ・ 環境啓発イベントの開催

第6章 災害に強いまちづくり

第1節 災害に強い社会資本等の整備

【現状と課題】

一たび災害が発生すると多数の人的、物的被害が生じるおそれがあり、その場合、私たちの生活や経済活動は甚大な影響を受けます。そうした物理的な被害の防止、軽減を図るため、ハード面の対策を進めていくことは重要です。

三条市は、過去の豪雨災害を教訓に、関係機関と協力し、大規模な河川改修事業を始めとする水害に強い都市基盤の構築に取り組んできました。

これらの取組により水害に対するまちの安全性は増していますが、内水被害については、気候変動による集中豪雨の多発、都市化に伴う保水機能の低下がもたらす雨水の流出量等の増加などによって、これまでの想定を上回るような事態も生じています。こうした状況を踏まえた更なる対策が求められます。

他方、様々な自然災害の中でも、予測が不可能で突然発生する地震は、個人の行動によって命の危険を回避できる余地が相対的に少なく、ハード面の対策を進める重要性が特に高い災害です。昨年度県が公表した「新潟県地震被害想定調査」においても20年前の前回調査時と比べて建物の全壊が4.8倍の171,244棟、死者数は6.4倍の7,920人という甚大な被害を想定し、建物の耐震化を始めとする地震対策の強化を喫緊の課題としています。

当市においても、各地で過去に発生した大地震を受け、優先度の高い公共施設を始めとする社会資本等の耐震化に取り組むとともに、木造住宅の耐震診断や耐震改修に係る補助事業を実施してきました。

しかし、依然として十分な耐震性が担保されていない家屋等が多く存在すると推測されるなど、更なる耐震改修の促進など、地震に対する安全性の向上に取り組んでいくことが必要です。

【基本方針と施策】

1 水害対策の充実

内水による家屋の浸水被害や道路の冠水被害の軽減を図り、市民の生命と財産を守る安全で安心な環境の整備に取り組みます。

(1) 雨水対策の推進

雨水調整池や雨水幹線排水路の整備、雨水計画の最適化や排水ポンプの増設など、宅地化等の状況変化に対応した内水対策に取り組みます。

(2) 水防体制の充実

水防体制の充実を図るため、これまで展開してきたハード対策の効果を高める水防資機材の導入、更新などに取り組みます。

2 地震対策の充実

私たちの生活を支える様々な社会資本の耐震化を計画的に推進するとともに、老朽化や利用状況などを踏まえて公共施設等の耐震改修の在り方を検討するほか、耐震性の確保さ

れた住宅の普及を促進し、突然発生する地震から安全を確保できる生活環境の形成に取り組みます。

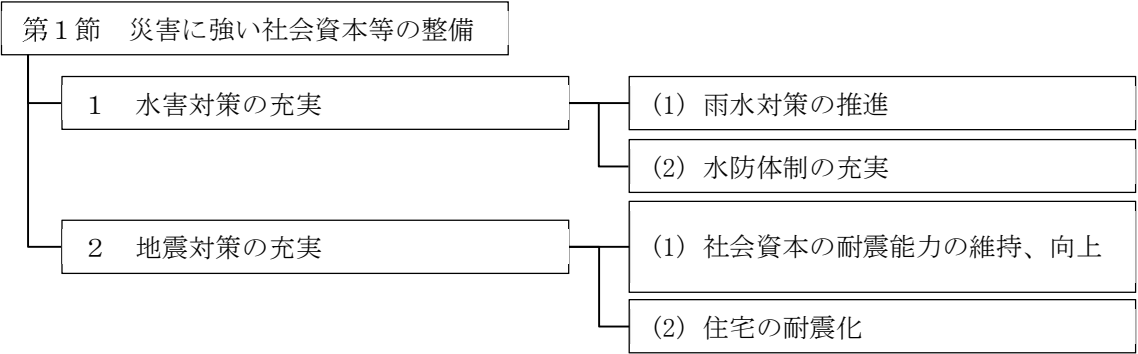
(1) 社会資本の耐震能力の維持、向上

現在の利用状況や耐用年数などを踏まえ、公共施設の耐震改修の在り方を検討するとともに、老朽化の状況などを踏まえ、道路構造物や橋りょう、上下水道等のインフラ資産の計画的な耐震能力の維持、向上に取り組めます。

(2) 住宅の耐震化

これまで実施してきた木造住宅の耐震化に取り組むとともに、耐震化率の更なる向上に向けた取組を進めます。

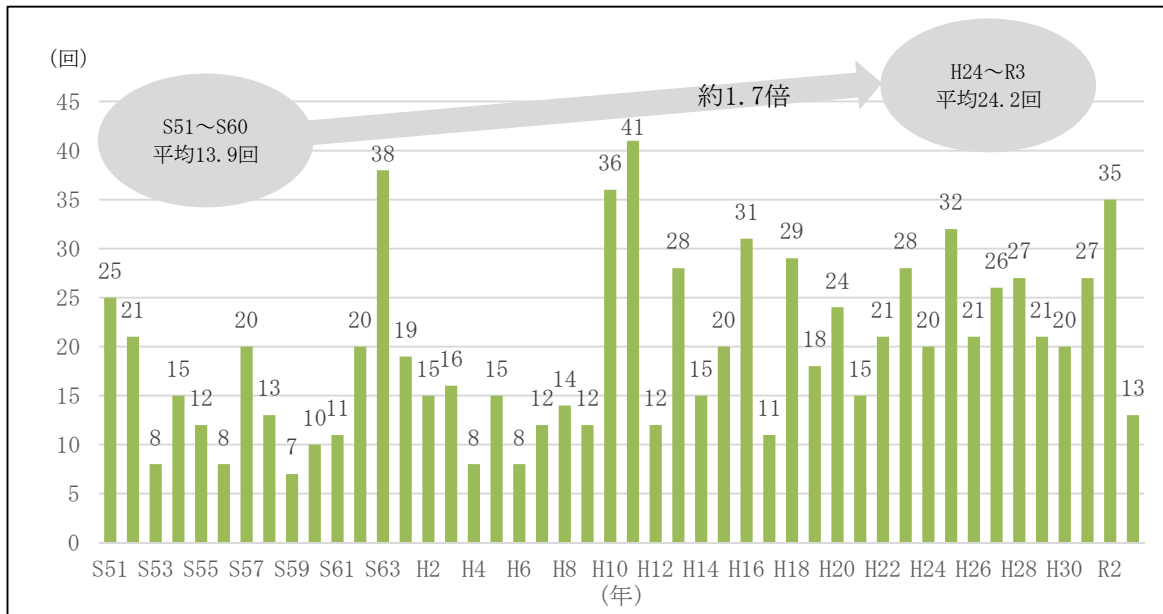
【施策の体系】



【施策の説明】

小項目	主要施策	想定される主な取組
1 水害対策の充実	(1) 雨水対策の推進	・ 公共下水道事業の推進（雨水調整池及び雨水幹線排水路の整備、雨水計画の見直し等） ・ 宅地化等の状況変化に対応した内水対策の推進（河川、水路整備、雨水調整池整備、排水ポンプ増設等）
	(2) 水防体制の充実	・ 水防資機材の更新
2 地震対策の充実	(1) 社会資本の耐震能力の維持、向上	・ 公共施設及びインフラ資産の更なる耐震化に向けた検討
	(2) 住宅の耐震化	・ 高齢者等木造住宅耐震診断士派遣事業の実施 ・ 木造住宅耐震診断費補助事業及び木造住宅耐震改修費補助事業の実施 ・ 住宅の更なる耐震化に向けた検討

(図 23) 全国の1時間降水量 80 mm以上の「猛烈な雨」年間発生回数の推移



資料：気象庁ホームページ（国土交通省）を基に作成

(表 8) 新潟県地震被害想定調査結果

県内で最も大きい被害が発生した場合の想定結果

想定地震名	建物被害 (全壊)	人的被害 (死者数)	避難者数
前回調査（平成7年度から9年度にかけて実施） 下越地域の地震（M7.0）	35,896 棟	1,232 人	233,604 人
前回調査との比較	4.8 倍	6.4 倍	2.0 倍
今回調査（令和元年度から3年度にかけて実施） 長岡平野西縁断層帯の地震（M7.5）	171,244 棟	7,920 人	471,386 人

資料：新潟県地震被害想定調査（新潟県）を基に作成

第2節 災害から命を守る仕組みづくり

【現状と課題】

近年の豪雨災害によって被災した事例では、多くの地域で過去に例のない降雨量を記録しています。こうした状況から明らかなように、今後発生が危惧される災害の規模が、既存の施設等の想定範囲内に収まる保証は全くありません。ハード対策だけでは防ぎきれない災害は必ず発生する前提で被害を最小限にとどめる対策を講じていく必要があります。

そしてそのためには、自助、共助、公助を適切に機能させるとともに、お互いが連携し、補い合っていくことが欠かせません。

しかし、過去に経験した災害からの時間の経過とともに、市民や地域、行政それぞれの防災意識の希薄化、災害対応に係る経験知の喪失が懸念されます。

地域における防災活動については、それぞれの意識や活動に差があり、自主防災組織が結成されている地域であっても高齢化などによって担い手の不足が生じています。現在の地域ぐるみによる要援護者対策などが十分に機能しなくなるおそれもあり、それぞれの地域の実情に応じて枠組みを再構築し、対策の実効性を確保し続けていく必要があります。

また、公助を担う行政においては、過去の被災経験を基に、これまで情報伝達や水防活動など、水害対応に係る様々な知見を積み重ねてきましたが、地震や原子力災害への対応についても同様に、全国各地の教訓などから学び、想定外をなくすための努力を不断に重ねていかなければなりません。

【基本方針と施策】

1 自らの安全を守る知識の向上、実践

行政が発した避難情報などを主体的に活用し、命を守るための正しい行動を自ら躊躇なく起こせるよう、自助に関する意識の啓発や知識の向上に取り組むとともに、平時における訓練機会の提供などに取り組みます。

(1) 災害から自らの命を守るために必要な知識の習得促進

各種広報、研修会、説明会等の内容を充実させ、避難情報の意味などをより分かりやすく示すとともに、楽しみながら自然と防災について学べるイベントの実施などに取り組みます。

(2) 災害時に取るべき行動を身に付ける防災訓練等の実施

災害時に自らの命を守るための行動を迅速に起こすことができるよう、各種訓練の充実などに取り組みます。

2 地域防災力の維持、向上

地域ぐるみの災害対応の必要性や重要性など、共助に関する意識の啓発、知識の向上に取り組むとともに、それぞれの実情に即した新たな地域防災の枠組みについて地域と協働で検討を進め、係る体制の構築等を支援します。

(1) 地域の実情に即した共助体制の再構築

地域での防災研修会や学校での防災教育などを実施するとともに、消防団や自主防災

組織などと連携した住民参加型の訓練を実施するほか、地域の企業との協働など、新たな地域防災の枠組みの構築に取り組みます。

(2) 災害時に配慮が必要な方々の避難支援体制の維持、再構築

それぞれの地域の実情や状況の変化等を踏まえた災害時要援護者の避難支援体制の見直しを行い、実効性の確保を図ります。

3 実効性のある減災体制の構築

市民の主体的な行動を促すための意識の啓発や知識の向上に取り組むとともに、より効果的な避難情報の発令方法などを検討するほか、各種の災害への対応力を高めるため、震災や原子力災害に関する被災事例や対策の先行事例などを研究し、災害対応マニュアルの実効性の向上、訓練を通じた検証、改善等に取り組みます。

(1) 水害から命を守るための情報提供

水害時に市民の正常性バイアス※を排除し、主体的な避難行動を促す情報提供の在り方について検討するとともに、浸水センサー、雨量計等の多様な手段を用いた情報発信体制の強化などに取り組みます。

(2) 震災や原子力災害への対応力の向上

長期的な停電や通信障害、災害対策本部の機能不全や広域避難など、震災や原子力災害における様々な事象を想定した災害対応体制の実効性の確保に関係機関と連携して取り組みます。

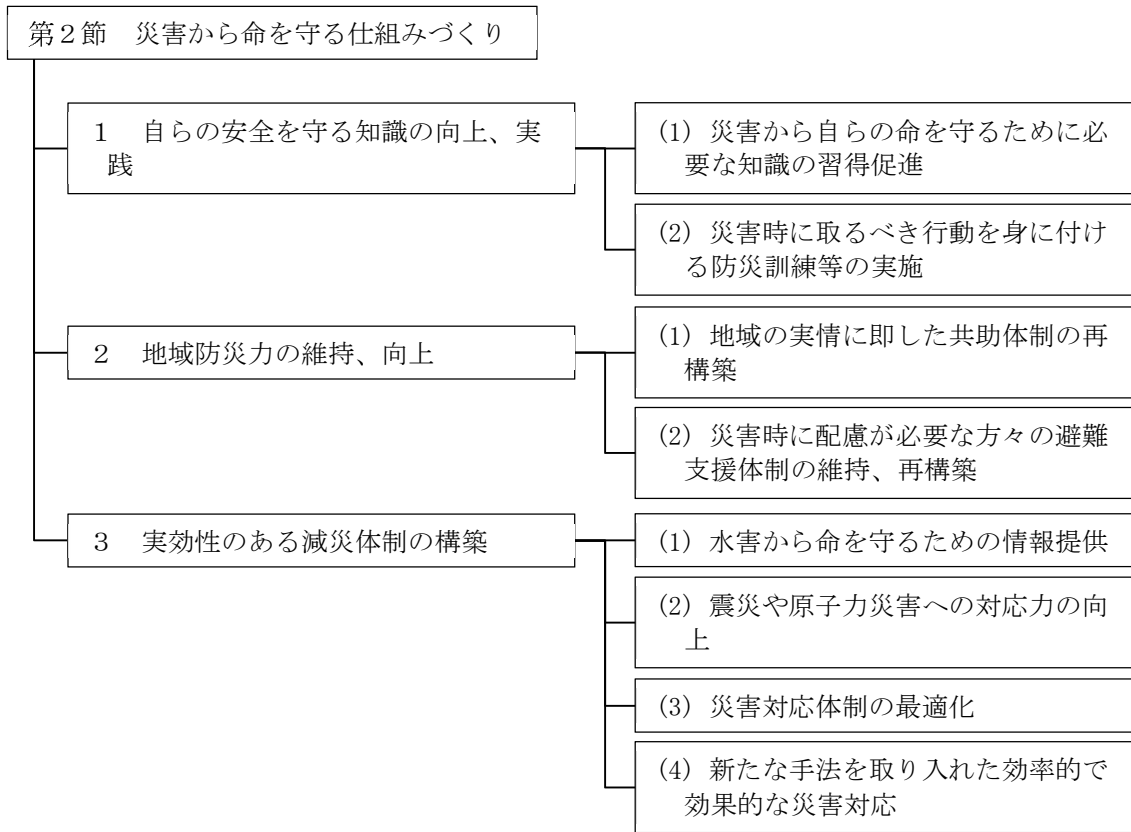
(3) 災害対応体制の最適化

災害対応に係る職員の知識や技術の継承に取り組むとともに、災害特性を踏まえた避難所の見直しなど、現在の対策の検証、改善に取り組むほか、発災時に最前線で対応に当たる消防団員や建設業者等との連携の強化、担い手の確保に取り組みます。

(4) 新たな手法を取り入れた効率的で効果的な災害対応

新たな技術の活用に関する先行事例の研究等に取り組み、災害対応の効率化、更なる質の向上を図ります。

【施策の体系】

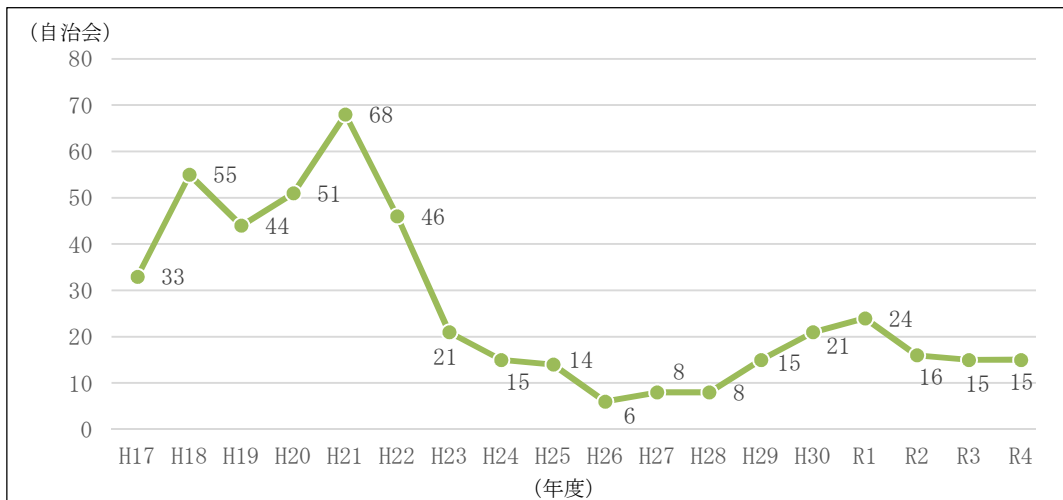


【施策の説明】

小項目	主要施策	想定される主な取組
1 自らの安全を守る知識の向上、実践	(1) 災害から自らの命を守るために必要な知識の習得促進	・各種広報や研修会、説明会の内容の充実 ・防災について学べるイベント等の開催 ・災害時に情報発信を行うソーシャルメディアの登録者数増加に向けた取組の実施
	(2) 災害時に取るべき行動を身に付ける防災訓練等の実施	・各種訓練等の内容の充実
2 地域防災力の維持、向上	(1) 地域の実情に即した共助体制の再構築	・地域防災研修会や学校等での防災教育の実施 ・地域における住民参加型訓練の実施 ・地域の企業等との協働による避難体制の充実
	(2) 災害時に配慮が必要な方々の避難支援体制の維持、再構築	・災害時要援護者の避難支援体制の見直し
3 実効性のある減災体制の構築	(1) 水害から命を守るための情報提供	・危機感を伝える呼び掛け方等の工夫 ・ホームページ、ソーシャルメディア等を活用した情報発信の強化 ・雨量計等のリアルタイムでの情報発信の強化

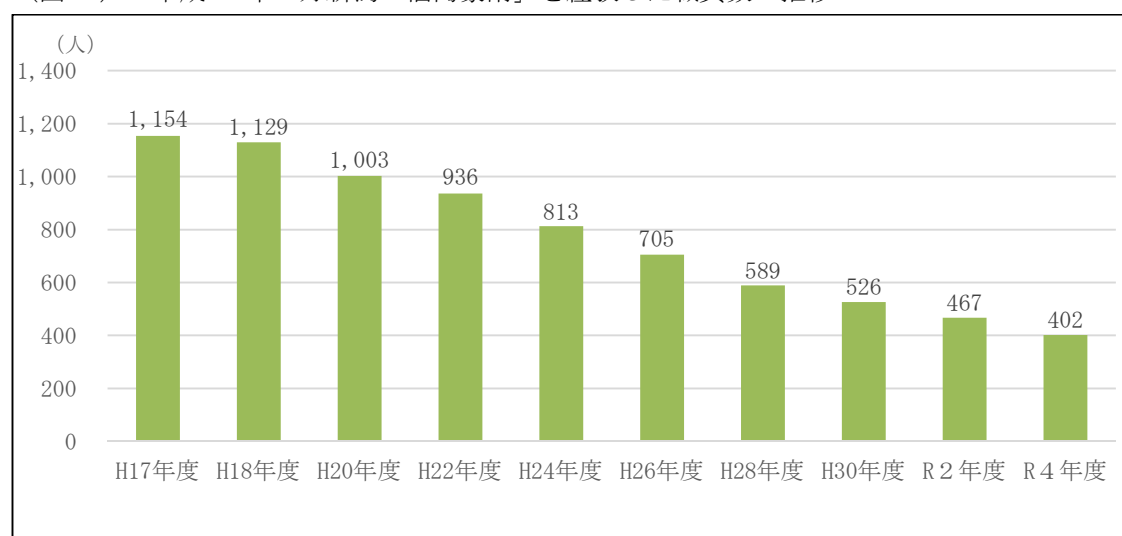
	(2) 震災や原子力災害への対応力の向上	・本部機能の損傷や長期の停電、通信障害等を始めとする災害特性を踏まえた対応体制の検証、改善 ・ライフラインの早期復旧に向けた関係機関との連携の強化 ・原子力災害における避難計画の実効性の確保
	(3) 災害対応体制の最適化	・災害対応に係る職員の知識や技術の継承 ・社会状況の変化等に即した対応体制の検証、改善 ・避難所運営に関する課題の検証、改善 ・危機管理に関する先行事例等の研究 ・消防団組織の体制の維持、強化 ・建設業者等との連携の強化
	(4) 新たな手法を取り入れた効率的で効果的な災害対応	・災害対応への ICT 等の導入に関する先進事例の研究

(図 24) 三条市総合防災訓練時の独自訓練実施自治会数の推移



資料：行政課作成

(図 25) 「平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨」を経験した職員数の推移



資料：人事課作成

第7章 大切にする視点の小項目及び計画策定時の適用状況

第1節 地域における暮らしの場の維持

1 社会生活基盤

安全、安心な日々の暮らしに欠かすことのできない社会生活基盤等の充実や健全な維持、整備に取り組みます。

2 コミュニティの力

個人の帰属欲求や承認欲求を満たすとともに、相互の助け合い、支え合いの基盤でもあるコミュニティの力の維持、活用に取り組みます。

3 個性の伸長

まちの魅力を形成し、市民のアイデンティティや誇りにもつながるそれぞれの地域の個性の伸長に取り組みます。

第2節 転出の抑制、転入の促進及び自然動態の改善

1 働く場の魅力

働く人が満足感や幸福感を感じられるよう、所得の向上を始めとした優れた雇用労働環境の形成に取り組みます。

2 生活の場の魅力

優れた住環境やライフステージに応じた行政サービスの提供など、生活の場としての魅力の向上に取り組みます。

3 子育て、教育環境

安心して子どもを授かり、育てることのできる環境と未来を担う子どもが健やかに成長し、その力をより良く伸ばすことのできる環境の形成に取り組みます。

第3節 多様性の尊重

1 個の多様性

お互いに異なる他者を認め合い、思いやりを持って支え合う、違いを自然に受け入れられる意識や文化の醸成、それぞれの事情に寄り添った施策の推進に取り組みます。

2 価値観の多様性

従来とは異なる価値観をないがしろにすることなく、様々な個人の選択などを尊重することを通じ、しなやかな社会の形成に取り組みます。

第4節 新たな技術の活用

1 課題の解決

生産性の向上や働き方改革、社会インフラの維持管理、自然災害への対応といった私たちを取り巻く様々な課題をより良く解決する技術の活用に取り組みます。

2 利便性、効率性の向上

既存のデジタルツール等の有効活用を含む、日々の暮らしの利便性や快適性、行政サービスの向上につながる技術の活用に取り組みます。

第5節 情報発信の強化

1 対外的な知名度の向上

地域外の方の三条市に対する関心や好感度を高め、ファンの獲得や交流の促進、ひいては、市民の地域への愛着や誇りの醸成につながるまちの様々な魅力の発信に取り組みます。

2 市政等に関する効果的な情報発信

各種施策の情報や暮らしに関わる情報など、市が発信する情報は必ずしも十分に伝わらないという前提の下、情報の受け手を念頭に置いた多様な手段による効果的な情報発信に取り組みます。

※ 前章までに掲げた主要施策等以外の取組も本章の5つの視点を踏まえ、適宜実施します。

大項目及び大切にする視点における主要施策の位置づけ

		第1章 子どもが健やかに育つ環境づくり	第2章 持続可能で個性的な地域産業の振興	第3章 健康で心豊かに暮らせる環境づくり
地域における暮らしの場の維持	社会生活基盤		2-2-3 中山間地域農業の振興 (2) 有害鳥獣被害対策 (3) 農地、農村の維持 2-2-4 林業の振興 (1) 豊富な森林資源の活用	3-2-1 医療体制の充実 (1) 医療人材の確保 (2) 医療機関の連携促進 (3) 救急搬送体制の強化 3-2-2 適切な医療資源の活用 (1) 適正受診の推進 (2) 医療費の適正化の推進 3-3-1 支援体制の充実 (1) 多職種、多分野の重層的な支援体制の強化 (2) 地域で支える仕組みの構築 3-3-2 社会の変化を踏まえたサービス提供体制の整備 (1) 支援現場の負担軽減 (2) 持続可能なサービス提供のための新たな仕組みの構築 3-3-3 効果的な支援の実施 (1) 生活支援の充実 (2) 自立を促すための環境整備 (3) 新たな介護施策の検討、実施 3-4-4 幅広い活躍の場の創出 (1) コミュニティ活動の活性化 (2) ボランティア活動の推進

第4章 全ての人の尊厳を守るまちづくり	第5章 住み良い地域づくり	第6章 災害に強いまちづくり
4-2-1 早期発見のための取組の推進 (1) 早期発見につながる相談体制の充実 (2) 教育や福祉の現場等での気付きの強化 4-2-2 社会の変化に即した支援の充実 (2) きめ細かな支援の提供	5-1-1 道路ネットワークの強化 (1) 広域基幹道路網の整備（国道） (2) 広域基幹道路網の整備（県道） (3) 基幹道路の整備（都市計画道路） (4) その他市道の整備 5-1-2 公共交通の持続可能性の確保 (1) 利便性の向上 (2) 効率性の向上 (3) 高齢者等に配慮した移動手段の確保 5-1-3 空き家対策の推進 (1) 空き家利活用の推進 (2) 特定空家の除却の推進 5-1-5 上下水道の整備 (1) 安定した水道水の供給 (2) 安全、安心な水道水の供給 (3) 効果的、効率的な汚水処理の推進 (4) 下水道の効率的な運営 5-2-1 公共施設の最適化 (1) 施設機能の見直し (2) 施設規模の見直し 5-2-2 長寿命化の推進 (1) 計画的な予防保全の推進 5-2-3 維持管理体制の整備 (1) 包括的維持管理体制の推進 (2) 建設技術者の育成支援 (3) 地域住民等による維持管理体制の維持 (4) 公共施設の効率的な維持管理 5-3-3 除雪体制の維持 (1) 事業者の参入意欲の増進 (2) 建設技術者の育成支援 (3) 建設業者の経営の安定化	6-1-1 水害対策の充実 (1) 雨水対策の推進 (2) 水防体制の充実 6-1-2 地震対策の充実 (1) 社会資本の耐震能力の維持、向上 (2) 住宅の耐震化 6-2-3 実効性のある減災体制の構築 (1) 水害から命を守るための情報提供 (2) 震災や原子力災害への対応力の向上 (3) 災害対応体制の最適化 (4) 新たな手法を取り入れた効率的で効果的な災害対応

		第1章 子どもが健やかに育つ環境づくり	第2章 持続可能で個性的な地域産業の振興	第3章 健康で心豊かに暮らせる環境づくり
地域における暮らしの場の維持	コミュニティの力	1-1-1 三条市の教育システムの深化 (2) 地域に根差した教育の展開		3-3-1 支援体制の充実 (2) 地域で支える仕組みの構築 3-4-1 生涯学習の推進 (1) 場所に捉われない学習機会の創出 (2) 循環型生涯学習の推進 3-4-2 文化、芸術の振興 (2) 文化資源の活用と魅力の発信 3-4-4 幅広い活躍の場の創出 (1) コミュニティ活動の活性化
	個性の伸長		2-2-2 果樹農業の振興 (1) 認知度、ブランド力の向上 (2) 競争力のある果樹産地の育成 2-2-3 中山間地域農業の振興 (1) 地域農業、農産物のブランド力向上 (3) 農地、農村の維持 2-3-1 差別化の徹底 (1) 長い歴史に培われたものづくりのまちとしての差別化の徹底 (2) 豊かな自然と確かな技術に育まれたアウトドアの聖地としての差別化の徹底 2-3-2 広域観光の推進 (1) 国道289号八十里越区間の開通に向けた関係自治体との連携促進 (2) 国道289号八十里越区間の開通による新潟県の玄関口としての機能強化 2-3-3 インバウンドの推進 (1) 受入体制の整備 (2) 訪日外国人を惹きつけるコンテンツの開拓 (3) 燕三条エリアの魅力を伝えるプロモーションの実施	3-4-2 文化、芸術の振興 (2) 文化資源の活用と魅力の発信

第4章 全ての人の尊厳を守るまちづくり	第5章 住み良い地域づくり	第6章 災害に強いまちづくり
4-2-2 社会の変化に即した支援の充実 (2) きめ細かな支援の提供	5-2-3 維持管理体制の整備 (3) 地域住民等による維持管理体制の維持 5-4-1 地域活動の維持、活性化 (1) 地域活動の支援 (2) 交流機会の充実 5-4-2 移住、定住の促進 (1) 相談体制の充実 (2) 移住者への支援 5-4-3 地域の担い手の確保 (1) 新たな活動主体の確保、育成 (2) 地域の担い手の増加 (3) リーダーの育成	6-2-2 地域防災力の維持、向上 (1) 地域の実情に即した共助体制の再構築 (2) 災害時に配慮が必要な方々の避難支援体制の維持、再構築
	5-5-2 森林環境の保全 (1) 計画的な間伐、再造林等の推進 (2) 森林資源の有効活用	

		第1章 子どもが健やかに育つ環境づくり	第2章 持続可能で個性的な地域産業の振興	第3章 健康で心豊かに暮らせる環境づくり
転出の抑制、転入の促進及び自然動態の改善	働く場の魅力		2-1-1 ものづくり産業の高付加価値化と新事業創出 (1) BtoB企業の付加価値向上 (2) BtoC企業の付加価値向上 (3) 伝統的技術分野の稼ぐ力、経営力の向上 2-1-2 生産性向上の推進 (1) デジタル化の推進 (2) 経営資源の集約化の促進 2-1-3 産業基盤の安定化、強靱化 (1) 事業承継の推進 (2) 経営資源の集約化の促進 2-1-4 未来志向の人材戦略 (1) 雇用労働環境の改善 (2) 雇用力強化に向けた情報発信、プロモーション強化 (3) 高度人材の確保、育成 2-2-1 農業所得の向上 (1) 水田農業の高収益化、効率化 (2) 園芸の導入、拡大 (3) 農産物の高付加価値化 2-2-2 果樹農業の振興 (1) 認知度、ブランド力の向上 (2) 競争力のある果樹産地の育成 2-2-3 中山間地域農業の振興 (1) 地域農業、農産物のブランド力向上 (2) 有害鳥獣被害対策 (3) 農地、農村の維持 2-2-4 林業の振興 (1) 豊富な森林資源の活用 2-3-1 差別化の徹底 (1) 長い歴史に培われたものづくりのまちとしての差別化の徹底 (2) 豊かな自然と確かな技術に育まれたアウトドアの聖地としての差別化の徹底 2-3-2 広域観光の推進 (1) 国道289号八十里越区間の開通に向けた関係自治体との連携促進 (2) 国道289号八十里越区間の開通による新潟県の玄関口としての機能強化 2-3-3 インバウンドの推進 (1) 受入体制の整備 (2) 訪日外国人を惹きつけるコンテンツの開拓 (3) 燕三条エリアの魅力を伝えるプロモーションの実施	3-1-1 健康課題へのアプローチの深化 (3) メンタルヘルスケアの推進 3-1-2 健康意識の醸成及び向上 (2) ヘルスリテラシーの向上

第4章 全ての人の尊厳を守るまちづくり	第5章 住み良い地域づくり	第6章 災害に強いまちづくり
4-1-1 既存の権利課題に対する感度の向上 (1) いじめ、虐待、ハラスメント等への理解促進 (2) ジェンダーや障がいの有無等に起因する偏見の解消に向けた啓発 4-1-2 新たな権利課題に対する認知度の向上 (1) 性的マイノリティへの理解促進 (2) 今日的な権利課題に関する知識の啓発		

		第1章 子どもが健やかに育つ環境づくり	第2章 持続可能で個性的な地域産業の振興	第3章 健康で心豊かに暮らせる環境づくり
転出の抑制、 転入の促進及び自然動態の改善	生活の場の魅力			3-1-1 健康課題へのアプローチの深化 (1) 市民の行動様式を踏まえた健（検）診受診率向上対策の実施 (2) デジタル技術等を活用した重症化予防対策の強化 (3) メンタルヘルスケアの推進 3-1-2 健康意識の醸成及び向上 (1) 無関心層への働き掛けの強化 (2) ヘルスリテラシーの向上 3-2-1 医療体制の充実 (1) 医療人材の確保 (2) 医療機関の連携促進 (3) 救急搬送体制の強化 3-2-2 適切な医療資源の活用 (1) 適正受診の推進 (2) 医療費の適正化の推進 3-3-1 支援体制の充実 (1) 多職種、多分野の重層的な支援体制の強化 (2) 地域で支える仕組みの構築 3-3-2 社会の変化を踏まえたサービス提供体制の整備 (1) 支援現場の負担軽減 (2) 持続可能なサービス提供のための新たな仕組みの構築 3-3-3 効果的な支援の実施 (1) 生活支援の充実 (2) 自立を促すための環境整備 (3) 新たな介護施策の検討、実施 3-4-1 生涯学習の推進 (1) 場所に捉われない学習機会の創出 (2) 循環型生涯学習の推進 3-4-2 文化、芸術の振興 (1) 文化、芸術に親しむ多様なきっかけづくり (2) 文化資源の活用と魅力の発信 3-4-3 スポーツの推進 (1) スポーツに親しむ機会の充実 (2) スポーツ環境及び支援体制の充実 3-4-4 幅広い活躍の場の創出 (1) コミュニティ活動の活性化 (2) ボランティア活動の推進

第4章 全ての人の尊厳を守るまちづくり	第5章 住み良い地域づくり	第6章 災害に強いまちづくり
4-1-1 既存の権利課題に対する感度の向上 (1) いじめ、虐待、ハラスメント等への理解促進 (2) ジェンダーや障がいの有無等に起因する偏見の解消に向けた啓発 4-1-2 新たな権利課題に対する認知度の向上 (1) 性的マイノリティへの理解促進 (2) 今日的な権利課題に関する知識の啓発 4-2-1 早期発見のための取組の推進 (1) 早期発見につながる相談体制の充実 (2) 教育や福祉の現場等での気づきの強化 4-2-2 社会の変化に即した支援の充実 (1) ICT等を活用した支援ネットワークの強化 (2) きめ細かな支援の提供	5-1-1 道路ネットワークの強化 (1) 広域基幹道路網の整備（国道） (2) 広域基幹道路網の整備（県道） (3) 基幹道路の整備（都市計画道路） (4) その他市道の整備 5-1-2 公共交通の持続可能性の確保 (1) 利便性の向上 (2) 効率性の向上 (3) 高齢者等に配慮した移動手段の確保 5-1-4 公園、緑地等の整備 (1) 公園等の整備 (2) 緑化の推進 5-1-6 居住環境の充実 (1) 住宅性能の向上 5-3-1 防犯対策の推進 (1) 防犯意識の高揚及び地域防犯活動の促進 (2) 道路、公園等における安全対策の推進 (3) 犯罪被害者等支援の推進 5-3-2 交通安全対策の推進 (1) 交通安全意識の向上 (2) 交通安全施設の整備 (3) 高齢者の免許返納の促進 5-4-1 地域活動の維持、活性化 (1) 地域活動の支援 (2) 交流機会の充実 5-4-2 移住、定住の促進 (1) 相談体制の充実 (2) 移住者への支援	

	第1章 子どもが健やかに育つ環境づくり	第2章 持続可能で個性的な地域産業の振興	第3章 健康で心豊かに暮らせる環境づくり
転出の抑制、転入の促進及び自然動態の改善	1-1-1 三条市の教育システムの深化 (1) 教育カリキュラム等の発展、最適化 (2) 地域に根差した教育の展開 (3) 選択肢の増加等に向けた部活動の見直し 1-1-2 多様性への理解促進と個に応じた支援等の充実 (1) インクルーシブ教育システムの構築 (2) いじめ、不登校対策の充実 1-1-3 学校教育を支える基盤の維持、強化 (1) 学校教育の中核を担う教員の多忙解消 (2) 良好な学校施設、設備の維持 (3) 学校施設等の機能強化 1-2-1 保育環境の充実 (1) 多様な保育ニーズへの対応 (2) 保育士の確保、充実 (3) 放課後等の過ごし方の充実 1-2-2 安心して子育てに向き合える環境の充実 (1) 子どもの遊び場の充実 (2) 子育て世代にとって魅力的な情報発信や利用しやすい相談体制の充実 (3) 子育て世代の経済的負担の軽減 (4) ひとり親世帯等への経済的支援などの充実 1-3-1 母子保健の推進 (1) 妊産婦への支援 (2) 乳幼児への支援 1-3-2 個に応じた切れ目のない一貫した支援 (1) 子ども・若者総合サポートシステムの充実 (2) 三条っ子発達応援事業の充実	2-1-4 未来志向の人材戦略 (1) 雇用労働環境の改善	
多様性の尊重	1-1-1 三条市の教育システムの深化 (1) 教育カリキュラム等の発展、最適化 (2) 地域に根差した教育の展開 1-1-2 多様性への理解促進と個に応じた支援等の充実 (1) インクルーシブ教育システムの構築 (2) いじめ、不登校対策の充実 1-2-1 保育環境の充実 (1) 多様な保育ニーズへの対応 (3) 放課後等の過ごし方の充実 1-3-1 母子保健の推進 (1) 妊産婦への支援 (2) 乳幼児への支援 1-3-2 個に応じた切れ目のない一貫した支援 (1) 子ども・若者総合サポートシステムの充実 (2) 三条っ子発達応援事業の充実	2-1-4 未来志向の人材戦略 (1) 雇用労働環境の改善 (3) 高度人材の確保、育成 2-3-3 インバウンドの推進 (1) 受入体制の整備 (2) 訪日外国人を惹きつけるコンテンツの開拓 (3) 燕三条エリアの魅力を伝えるプロモーションの実施	3-1-1 健康課題へのアプローチの深化 (1) 市民の行動様式を踏まえた健（検）診受診率向上対策の実施 3-2-2 適切な医療資源の活用 (1) 適正受診の推進 3-3-1 支援体制の充実 (1) 多職種、多分野の重層的な支援体制の強化 (2) 地域で支える仕組みの構築 3-3-2 社会の変化を踏まえたサービス提供体制の整備 (2) 持続可能なサービス提供のための新たな仕組みの構築 3-3-3 効果的な支援の実施 (1) 生活支援の充実 (2) 自立を促すための環境整備 (3) 新たな介護施策の検討、実施 3-4-1 生涯学習の推進 (1) 場所に捉われない学習機会の創出 (2) 循環型生涯学習の推進 3-4-2 文化、芸術の振興 (1) 文化、芸術に親しむ多様なきっかけづくり 3-4-3 スポーツの推進 (1) スポーツに親しむ機会の充実

第4章 全ての人の尊厳を守るまちづくり	第5章 住み良い地域づくり	第6章 災害に強いまちづくり
4-1-1 既存の権利課題に対する感度の向上 (1) いじめ、虐待、ハラスメント等への理解促進 (2) ジェンダーや障がいの有無等に起因する偏見の解消に向けた啓発 4-1-2 新たな権利課題に対する認知度の向上 (1) 性的マイノリティへの理解促進 (2) 今日の権利課題に関する知識の啓発 4-2-1 早期発見のための取組の推進 (1) 早期発見につながる相談体制の充実 (2) 教育や福祉の現場等での気付きの強化	5-1-4 公園、緑地等の整備 (1) 公園等の整備 (2) 緑化の推進 5-1-6 居住環境の充実 (1) 住宅性能の向上 5-3-1 防犯対策の推進 (1) 防犯意識の高揚及び地域防犯活動の促進 (2) 道路、公園等における安全対策の推進 5-3-2 交通安全対策の推進 (1) 交通安全意識の向上 (2) 交通安全施設の整備	
4-1-1 既存の権利課題に対する感度の向上 (1) いじめ、虐待、ハラスメント等への理解促進 (2) ジェンダーや障がいの有無等に起因する偏見の解消に向けた啓発 4-1-2 新たな権利課題に対する認知度の向上 (1) 性的マイノリティへの理解促進 (2) 今日の権利課題に関する知識の啓発 4-2-1 早期発見のための取組の推進 (1) 早期発見につながる相談体制の充実 (2) 教育や福祉の現場等での気付きの強化 4-2-2 社会の変化に即した支援の充実 (1) ICT等を活用した支援ネットワークの強化 (2) きめ細かな支援の提供		6-2-2 地域防災力の維持、向上 (2) 災害時に配慮が必要な方々の避難支援体制の維持、再構築 6-2-3 実効性のある減災体制の構築 (1) 水害から命を守るための情報提供 (2) 震災や原子力災害への対応力の向上 (3) 災害対応体制の最適化 (4) 新たな手法を取り入れた効率的で効果的な災害対応

		第1章 子どもが健やかに育つ環境づくり	第2章 持続可能で個性的な地域産業の振興	第3章 健康で心豊かに暮らせる環境づくり
多様性の尊重	価値観の多様性	1-2-1 保育環境の充実 (1) 多様な保育ニーズへの対応 (3) 放課後等の過ごし方の充実	2-1-1 ものづくり産業の高付加価値化と新事業創出 (1) BtoB企業の付加価値向上 (2) BtoC企業の付加価値向上 2-1-4 未来志向の人材戦略 (1) 雇用労働環境の改善 (2) 雇用力強化に向けた情報発信、プロモーション強化 (3) 高度人材の確保、育成 2-2-3 中山間地域農業の振興 (1) 地域農業、農産物のブランド力向上 2-2-4 林業の振興 (1) 豊富な森林資源の活用	
	課題の解決	1-1-1 三条市の教育システムの深化 (1) 教育カリキュラム等の発展、最適化 1-1-2 多様性への理解促進と個に応じた支援等の充実 (2) いじめ、不登校対策の充実 1-1-3 学校教育を支える基盤の維持、強化 (1) 学校教育の中核を担う教員の多忙解消 1-2-1 保育環境の充実 (2) 保育士の確保、充実	2-2-3 中山間地域農業の振興 (2) 有害鳥獣被害対策	3-1-1 健康課題へのアプローチの深化 (2) デジタル技術等を活用した重症化予防対策の強化 3-2-2 適切な医療資源の活用 (2) 医療費の適正化の推進 3-3-2 社会の変化を踏まえたサービス提供体制の整備 (1) 支援現場の負担軽減 3-3-3 効果的な支援の実施 (3) 新たな介護施策の検討、実施
新たな技術の活用	利便性、効率性の向上	1-1-3 学校教育を支える基盤の維持、強化 (1) 学校教育の中核を担う教員の多忙解消 (3) 学校施設等の機能強化 1-2-2 安心して子育てに向き合える環境の充実 (2) 子育て世代にとって魅力的な情報発信や利用しやすい相談体制の充実	2-1-2 生産性向上の推進 (1) デジタル化の推進 2-1-4 未来志向の人材戦略 (1) 雇用労働環境の改善 2-3-1 差別化の徹底 (1) 長い歴史に培われたものづくりのまちとしての差別化の徹底 (2) 豊かな自然と確かな技術に育まれたアウトドアの聖地としての差別化の徹底 2-3-2 広域観光の推進 (1) 国道289号八十里越区間の開通に向けた関係自治体との連携促進 (2) 国道289号八十里越区間の開通による新潟県の玄関口としての機能強化 2-3-3 インバウンドの推進 (1) 受入体制の整備 (2) 訪日外国人を惹きつけるコンテンツの開拓 (3) 燕三条エリアの魅力を伝えるプロモーションの実施	3-1-2 健康意識の醸成及び向上 (1) 無関心層への働き掛けの強化 (2) ヘルスリテラシーの向上 3-3-1 支援体制の充実 (1) 多職種、多分野の重層的な支援体制の強化 3-3-3 効果的な支援の実施 (1) 生活支援の充実 3-4-1 生涯学習の推進 (1) 場所に捉われない学習機会の創出

第4章 全ての人の尊厳を守るまちづくり	第5章 住み良い地域づくり	第6章 災害に強いまちづくり
	5-1-5 上下水道の整備 (2) 安全、安心な水道水の供給 (3) 効果的、効率的な污水处理の推進 5-5-1 脱炭素社会の推進 (1) 市民の行動変容につながる取組の推進 (2) 脱炭素に向けた取組の支援 5-5-2 森林環境の保全 (1) 計画的な間伐、再造林等の推進 (2) 森林資源の有効活用 5-5-3 環境行政の推進 (1) 計画的かつ総合的な自然環境保全に向けた取組 (2) 地域、学校等における環境教育、啓発活動の推進	
4-2-2 社会の変化に即した支援の充実 (1) ICT等を活用した支援ネットワークの強化	5-1-1 道路ネットワークの強化 (1) 広域基幹道路網の整備（国道） (2) 広域基幹道路網の整備（県道） (3) 基幹道路の整備（都市計画道路） (4) その他市道の整備 5-2-2 長寿命化の推進 (1) 計画的な予防保全の推進	6-1-1 水害対策の充実 (1) 雨水対策の推進 6-2-3 実効性のある減災体制の構築 (1) 水害から命を守るための情報提供 (2) 震災や原子力災害への対応力の向上 (3) 災害対応体制の最適化 (4) 新たな手法を取り入れた効率的で効果的な災害対応
	5-1-2 公共交通の持続可能性の確保 (1) 利便性の向上 (2) 効率性の向上	

		第1章 子どもが健やかに育つ環境づくり	第2章 持続可能で個性的な地域産業の振興	第3章 健康で心豊かに暮らせる環境づくり
情報発信の強化	対外的な知名度の向上		2-1-1 ものづくり産業の高付加価値化と新事業創出 (1) BtoB企業の付加価値向上 (2) BtoC企業の付加価値向上 2-1-4 未来志向の人材戦略 (1) 雇用労働環境の改善 (2) 雇用力強化に向けた情報発信、プロモーション強化 (3) 高度人材の確保、育成 2-2-1 農業所得の向上 (3) 農産物の高付加価値化 2-2-2 果樹農業の振興 (1) 認知度、ブランド力の向上 2-2-3 中山間地域農業の振興 (1) 地域農業、農産物のブランド力向上 2-3-1 差別化の徹底 (1) 長い歴史に培われたものづくりのまちとしての差別化の徹底 (2) 豊かな自然と確かな技術に育まれたアウトドアの聖地としての差別化の徹底 2-3-2 広域観光の推進 (1) 国道289号八十里越区間の開通に向けた関係自治体との連携促進 (2) 国道289号八十里越区間の開通による新潟県の玄関口としての機能強化 2-3-3 インバウンドの推進 (3) 燕三条エリアの魅力を伝えるプロモーションの実施	3-4-4 幅広い活躍の場の創出 (1) コミュニティ活動の活性化
	市政等に関する効果的な情報発信	1-2-2 安心して子育てに向き合える環境の充実 (2) 子育て世代にとって魅力的な情報発信や利用しやすい相談体制の充実		3-1-1 健康課題へのアプローチの深化 (1) 市民の行動様式を踏まえた健（検）診受診率向上対策の実施 (2) デジタル技術等を活用した重症化予防対策の強化 (3) メンタルヘルスケアの推進 3-1-2 健康意識の醸成及び向上 (1) 無関心層への働き掛けの強化 (2) ヘルスリテラシーの向上 3-2-2 適切な医療資源の活用 (1) 適正受診の推進 (2) 医療費の適正化の推進

第4章 全ての人の尊厳を守るまちづくり	第5章 住み良い地域づくり	第6章 災害に強いまちづくり
4-1-1 既存の権利課題に対する感度の向上 (1) いじめ、虐待、ハラスメント等への理解促進 (2) ジェンダーや障がいの有無等に起因する偏見の解消に向けた啓発 4-1-2 新たな権利課題に対する認知度の向上 (1) 性的マイノリティへの理解促進 (2) 今日的な権利課題に関する知識の啓発 4-2-1 早期発見のための取組の推進 (1) 早期発見につながる相談体制の充実		6-2-1 自らの安全を守る知識の向上、実践 (1) 災害から自らの命を守るために必要な知識の習得促進 (2) 災害時に取るべき行動を身に付ける防災訓練等の実施 6-2-2 地域防災力の維持、向上 (1) 地域の実情に即した共助体制の再構築 6-2-3 実効性のある減災体制の構築 (1) 水害から命を守るための情報提供

資料編

三条市総合計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 三条市総合計画の策定に係る検討を行うため、三条市総合計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、市長の求めに応じ、次の事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 三条市総合計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選任された者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に掲げる事項を専門的に検討させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員及び本市職員をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから互選により定める。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、総務部政策推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

三条市総合計画有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 三条市総合計画の策定に係る専門的な意見を聴取するため、三条市総合計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、市長の求めに応じ、次の事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 三条市総合計画の策定に係る意見及び助言に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 有識者会議は、学識経験を有する者5人以内の委員をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(会議)

第5条 有識者会議の会議は、市長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 市長は、有識者会議の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、総務部政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

用語説明

用語	説明	該当頁
医療的ケア児	人工呼吸器の使用やたんの吸引などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。	24
インクルーシブ教育システム	障がいの有無にかかわらず可能な限り共に学ぶために、個々の教育的ニーズに的確に応える指導を提供する多様で柔軟な仕組みのこと。	20、21、 22、106
インバウンド	外国人旅行者を誘致すること。	16、41、 42、43、 100、102、 106、110
ウェルビーイング	身体的、精神的、社会的など、あらゆる面において良好な状態、すなわち幸福な状態を表す概念のこと。	9
エコクラス認定制度	一定期間の環境活動と市への活動報告を行った学級、クラブ、委員会等を、地球に優しい学級等（エコクラス）として市長が認定する制度のこと。	86
カーボンニュートラル	二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出削減と吸収作用の強化等により、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させる（実質ゼロにする）こと。	9、31、84
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聴き、必要な支援につなげ、見守るなど、適切な対応ができる人のこと。	46
子ども・若者総合サポートシステム	三条市が実施している、子ども・若者に関係する機関や組織が連携して情報を集約し、一元管理することで、切れ目なく個々に応じた支援を行う仕組みのこと。	27、28、 29、63、 64、106
コミュニティ・スクール	学校、家庭、地域が連携、協力しながら子どもの成長を支え、より質の高い教育を実現しようとする制度のこと。	21
サプライチェーン	製品の原材料や部品の調達に始まり、製造、在庫管理、物流、販売などを通じて、消費者の手元に届くまでの一連の流れのこと。	31

用語	説明	該当頁
三条市授業スタンダード	子どもの問題意識を基にし、より効果的な質の高い授業を行う上で押さえるべきポイントをまとめた三条市独自の授業の進め方の手引のこと。	19、21
三条っ子発達応援事業	0歳から義務教育終了までの子どもについて、関係機関及び市が連携し、発達障がい等に早期に気づき、発達に関する相談及び子どもの持てる力を発揮できるようにする支援のこと。	27、28、 29、106
ジェンダーギャップ	男女の違いで生じる格差のこと。	10
循環型生涯学習	学んだ人が教える側になることで、学ぶことと教えることの循環を生み出すこと。	56、58、 100、104、 106
小1プロブレム	小学校での生活や雰囲気になかなかなじめず、落ち着かない状況が数か月継続する問題のこと。	19
障がい児通所支援事業	療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援のこと。	29、30
小中一貫教育カリキュラムの自校化、自学園化	三条市が作成した義務教育課程9年間の学びの連続性を見据えたカリキュラムを基に、各学校・学園がそれぞれの特色を生かしたカリキュラムを作成すること。	19、21
正常性バイアス	自分に迫りくる危険を過少に評価して心の平穏を保とうとする心理的な働きのこと。	91
性的マイノリティ	性的指向、性自認又は性表現についてマイノリティ（少数者）である人などのこと。	59、60、 103、105、 107、111
潜在保育士	保育士の資格を持っているが保育士として働いていない人のこと。	24、26

用語	説明	該当頁
第三者承継	親族や会社の従業員以外の人物（又は会社）に事業を引き継ぐこと。	32
中1ギャップ	中学校において、小学校と異なる新しい環境（学習、生活、人間関係）にうまく対応できないことにより発生する諸問題のこと。	19
デジタルトランスフォーメーション	データとデジタル技術を活用して、製品やサービス、ビジネスモデル、業務プロセスなどを変革し、競争上の優位性を確立すること。	9、33
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもののこと。	37、38
パートナーシップ制度	戸籍上同性で、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2者の関係を宣誓したことを三条市が証明する制度のこと。	60
ファミリーシップ制度	パートナーシップの宣誓者の近親者であり、パートナーの関係を理解し、日常生活において協力し合うことを約した家族の関係を宣誓したことを三条市が証明する制度のこと。	60
ヘルスリテラシー	健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力のこと。	10、44、 45、46、 102、104、 108、110
メンタルヘルス	精神面における健康のこと。	44
ヤングケアラー	一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。	59、60
ライフサイクルコスト	構造物の計画、設計、建設、維持管理、解体撤去、廃棄に至る費用のこと。	72

用語	説明	該当頁
BtoB	Business to Business の略で、企業が企業に対して商品やサービスの提供を行うビジネス形態のこと。	31、33、 102、108、 110
BtoC	Business to Consumer の略で、企業が一般消費者を対象に商品やサービスの提供を行うビジネス形態のこと。	32、33、 102、108、 110
J-クレジット制度	再生可能エネルギーの活用や適切な森林管理などによる温室効果ガスの排出削減量や吸収量を国が認証する制度のこと。	85、86